

第 4 章

分類項目名及び内容説明

H 生産工程の職業

生産工程における、生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手道具などを用いた原材料の加工・製品の製造の作業、機械の組立・修理の作業、製品（半製品・原材料を含む）の検査の作業、および生産工程で行われる作業に関連または類似する技能的な作業をいう。

これらの作業は、生産工程に関する包括的知識、機械・装置の操作的な能力、手芸的器用さ、肉体的努力などを必要とするが、反復的・限定的に行われるものが主である。

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 49 生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）
- 50 生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
- 51 生産設備制御・監視の職業（機械組立）
- 52 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業
- 54 製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
- 57 機械組立の職業
- 60 機械整備・修理の職業
- 61 製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）
- 62 製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
- 63 機械検査の職業
- 64 生産関連・生産類似の職業

49 生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）

自動化された生産設備を運転・操作して、鉱石・鉄鋼くずなどから金属を製錬または精錬して金属材料を製造する工程、金属材料の鑄造・鍛造・熱処理・圧延・引き抜きを行う工程、金属材料を加工する工程、および電熱・電撃・ガスの炎などを利用して金属を接合・切断する工程を監視・調整する仕事をいう。

なお、作業者が直接従事する、金属材料の製造、金属材料の加工、金属の溶接・溶断の作業は、[52 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業] に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 491 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員
- 492 鑄造・鍛造設備制御・監視員
- 493 金属工作設備制御・監視員
- 494 金属プレス設備制御・監視員
- 495 鉄工・製缶設備制御・監視員
- 496 板金設備制御・監視員
- 497 めっき・金属研磨設備制御・監視員
- 498 金属溶接・溶断設備制御・監視員
- 499 その他の生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）

491 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員

銑鉄・合金鉄を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料の装入・溶解、出さい（滓）・除さい・出銑などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの、鋼・特殊鋼を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、精錬、連続鑄造などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの、および非鉄金属を製造するため、また粗製非鉄金属を再熔融・精製して精製非鉄金属を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料の装入・溶解、鑄込造塊、電気分解などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

491-01 製鉄・製鋼設備制御・監視員

491-02 非鉄金属製錬設備制御・監視員

491-01 製鉄・製鋼設備制御・監視員

銑鉄・合金鉄を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料の装入・溶解、出さい（滓）・除さい・出銑などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの、および銑鉄・熔融銑鉄・鉄鋼くずなどから鋼・特殊鋼を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、精錬、連続鑄造などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

自動化された生産設備を運転・操作して、鑄物用の鉄の熔融工程を監視・調整する仕事に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、圧延の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [499-02]
 - (2)自動化された生産設備を運転・操作して、粉銑石の焼結の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [499-99]
 - (3)銑鉄を製造する作業に直接従事するもの [521-01]
 - (4)鋼・特殊鋼を製造する作業に直接従事するもの [521-02]
 - (5)鑄物用の鉄を熔融する作業に直接従事するもの [521-03]
 - (6)高炉・転炉・電気炉の保全・修理の作業に従事するもの [601-04]
 - (7)高炉・転炉・電気炉の耐火れんがを修理する作業に従事するもの [712-02]
- 鑄物用鉄熔融設備オペレーター、高炉オペレーター、製鋼設備オペレーター、製銑設備オペレーター、造塊設備オペレーター、鑄銑機オペレーター、電気炉オペレーター（製鋼）、転炉オペレーター（製鋼）、取ベ精錬炉オペレーター、連続鑄造機オペレーター（製鋼）
- × 圧延設備制御・監視員 [499-02]、粉銑石焼結設備制御・監視員 [499-99]、製銑工 [521-01]、製鋼工 [521-02]、鑄物用鉄熔融工 [521-03]、高炉保全工 [601-04]、転炉保全工 [601-04]、炉修工 [712-02]

491-02 非鉄金属製錬設備制御・監視員

原鉱石・非鉄金属くずなどから非鉄金属を製造するため、また粗製非鉄金属を再溶解・精製して精製非鉄金属を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料の装入・溶解、鑄込造塊、電気分解、蒸留・還元などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、鉱石の焙焼の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [499-99]
 - (2)自動化された生産設備を運転・操作して、半導体ウェハの製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [502-02]
 - (3)非鉄金属を製造するため、原料の装入・溶解、鑄込造塊の作業に直接従事するもの [522-01]
 - (4)非鉄金属を製造するため、電気分解の作業に直接従事するもの [522-02]
 - (5)多結晶シリコンを製造する作業に直接従事するもの [522-03]
- 鑄物用アルミ溶解設備オペレーター、多結晶シリコン精錬設備オペレーター、非鉄金属浸出・浄液設備オペレーター、非鉄金属電解設備オペレーター、非鉄金属溶融設備オペレーター、連続鑄造機オペレーター（非鉄金属）
- × 金属焙焼設備制御・監視員 [499-99]、半導体ウェハ製造設備制御・監視員 [502-02]、非鉄金属鑄込造塊工 [522-01]、非鉄金属溶融炉工 [522-01]、非鉄金属電解工 [522-02]、半導体材料精錬工（多結晶シリコンなど） [522-03]

492 鑄造・鍛造設備制御・監視員

鑄物・ダイキャスト製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、鑄型に溶融金属を注入する工程などを監視・調整する仕事に従事するもの、および鍛造品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、金属材料の加熱・鍛錬・成形などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

492-01 鑄造設備制御・監視員

492-02 鍛造設備制御・監視員

492-01 鑄造設備制御・監視員

鑄物・ダイキャスト製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、鑄型に溶融金属を注入する工程などを監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、自動化された生産設備を運転・操作して、連続鑄造の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [491-01、491-02] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、鋳物用金属の溶融工程を監視・調整する仕事に従事するもの [491-01、491-02]

(2)鋳物・ダイカスト製品を製造する作業に直接従事するもの [523-01、539-05]

- 鋳物製造設備オペレーター、造型機オペレーター、ダイカスト設備オペレーター
- × 鋳物用鉄溶融設備制御・監視員 [491-01]、連続鋳造機制御・監視員（製鋼）[491-01]、非鉄金属溶融設備制御・監視員 [491-02]、連続鋳造機制御・監視員（非鉄金属）[491-02]、鋳物工 [523-01]、ダイカスト工 [539-05]

492-02 鍛造設備制御・監視員

鍛造品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、金属材料の加熱・鍛錬・成形などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

自動化された鍛造用プレス設備を運転・操作して、金属材料の鍛錬・成形の工程を監視・調整する仕事に従事するものを含む。

ただし、自動化された生産設備を運転・操作して、鍛接管の製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [499-02] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、冷間での金属板のプレス成形工程を監視・調整する仕事に従事するもの [494-01]

(2)鍛造品を製造する作業に直接従事するもの [524]

- 鍛造加熱設備オペレーター、鍛造設備オペレーター、鍛造プレス設備オペレーター、ばね製造設備オペレーター（熱間成形によるもの）
- × 金属プレス設備制御・監視員 [494-01]、鍛接管製造設備制御・監視員 [499-02]、鍛造操炉工 [524-01]、自由鍛造工 [524-02]、型鍛造工 [524-03]

493 金属工作設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、金属材料の切削加工の工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、各種の汎用金属工作機械・NC 金属工作機械を用いて、金属材料を切削加工する作業に直接従事するものは、[527、528] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

493-01 金属工作設備制御・監視員

493-01 金属工作設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、金属材料の切削加工の工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、各種の汎用金属工作機械・NC 金属工作機械を用いて、金属材料を切削加工する作業に直接従事するものは、[527、528] に分類する。

- 金属工作設備オペレーター
- × 旋盤工 [527-01]、NC 旋盤工 [528-01]、マシニングセンタオペレーター [528-03]

494 金属プレス設備制御・監視員

自動化された金属プレス設備を運転・操作して、金属板を冷間で打抜き・曲げ・絞り加工する工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、鍛造の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [492]
- (2)金属プレス機械を用いて、金属板を一定の形に成形する作業に直接従事するもの [531]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

494-01 金属プレス設備制御・監視員

494-01 金属プレス設備制御・監視員

自動化された金属プレス設備を運転・操作して、金属板を冷間で打抜き・曲げ・絞り加工する工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、鍛造の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [492-02]
- (2)金属プレス機械を用いて、金属板を一定の形に成形する作業に直接従事するもの [531]

- 金属プレス設備オペレーター
- × 鍛造プレス設備制御・監視員 [492-02]、プレス成形工(打抜プレス、曲プレスを除く) [531-01]、打抜プレス工 [531-02]、曲プレス工 [531-03]

495 鉄工・製缶設備制御・監視員

建築用鉄骨、ボイラー・圧力容器・タンク（鉄槽）などを製作するため、自動化された生産設備を運転・操作して、金属板の切断・穴あけ・成形・溶接などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属薄板の曲げ加工などによる容器（缶）の製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [496]
- (2)自動化された生産設備を運転・操作して、金属板の溶接・切断の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [498、499]

なお、建築用鉄骨、ボイラー・圧力容器などを製作する作業に直接従事するものは、[532]に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

495-01 鉄工・製缶設備制御・監視員

495-01 鉄工・製缶設備制御・監視員

建築用鉄骨、ボイラー・圧力容器・タンク（鉄槽）などを製作するため、自動化された生産設備を運転・操作して、金属板の切断・穴あけ・成形・溶接などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属薄板の曲げ加工などによる容器（缶）の製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [496-01]
- (2)自動化された生産設備を運転・操作して、金属板の接合・切断の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [498-01、499-04]

なお、建築用鉄骨、ボイラー・圧力容器などを製作する作業に直接従事するものは、[532] に分類する。

- 圧力容器製造設備オペレーター、鉄骨製造設備オペレーター、ボイラー製造設備オペレーター
- × 製缶板金設備制御・監視員（缶詰・飲料用の缶）[496-01]、金属溶接設備制御・監視員 [498-01]、レーザー切断設備制御・監視員 [498-01]、金属切断設備制御・監視員（刃物によるもの）[499-04]、建築鉄工 [532-01]、造船鉄工 [532-02]、製缶工（ボイラー）[532-03]、製缶工（圧力容器）[532-03]、製缶工（タンク）[532-03]

496 板金設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、金属薄板の切断・成形および加工された金属薄板の組み合わせ、電気溶接などによる接合、はんだ・ろうによる接着、仕上げの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属薄板のプレス成形の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [494]
- (2)自動化された生産設備を運転・操作して、金属薄板の溶接・切断の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [498、499]

なお、金属薄板の切断・成形・接合・接着・仕上げなどの作業に直接従事するものは、[533] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

496-01 板金設備制御・監視員

496-01 板金設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、金属薄板の切断・成形および加工された金属薄板の組み合わせ、電気溶接などによる接合、はんだ・ろうによる接着、仕上げの工

程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属薄板のプレス成形の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [494-01]

(2)自動化された生産設備を運転・操作して、金属薄板の溶接・切断の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [498-01、499-04]

なお、金属薄板の切断・成形・接合・接着・仕上げなどの作業に直接従事するものは、[533] に分類する。

- 製缶設備オペレーター（缶詰・飲料用の缶）、板金設備オペレーター、曲ロール機オペレーター（板金）
- × 金属プレス設備制御・監視員 [494-01]、金属溶接設備制御・監視員 [498-01]、金属切断設備制御・監視員（刃物によるもの） [499-04]、工場板金工 [533-02]

497 めっき・金属研磨設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、めっき・研磨などの表面処理の工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

497-01 めっき設備制御・監視員

497-02 金属研磨設備制御・監視員

497-01 めっき設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、金属・非金属の表面を金属薄膜で覆う工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、めっきの作業に直接従事するものは、[534] に分類する。

- めっき設備オペレーター
- × 電気めっき工 [534-01]、化学めっき工 [534-02]

497-02 金属研磨設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、金属材料・半製品・製品の研磨・研削・仕上げの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)NC研削盤・仕上機械を用いて金属材料の研磨・研削・仕上げの作業に直接従事するもの [528-99]

(2)携帯用グラインダーなどを用いて金属材料・半製品・製品のきず取り・研磨・研削の作業に従事するもの [534-03]

- 金属研磨設備オペレーター
- × NC研削盤工 [528-99]、金属研磨工 [534-03]

498 金属溶接・溶断設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、電熱・電撃・ガスの炎などを利用した金属の接合・切断の工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、自動化された生産設備を運転・操作して、溶接鋼管の製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの〔499〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、刃物による金属切断の工程を監視・調整する仕事に従事するもの〔499〕
- (2)電気溶接・ガス溶接・ガス切断の作業に直接従事するもの〔537〕

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

498-01 金属溶接・溶断設備制御・監視員**498-01 金属溶接・溶断設備制御・監視員**

自動化された生産設備を運転・操作して、電熱・電撃・ガスの炎などを利用した金属の接合・切断の工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、自動化された生産設備を運転・操作して、溶接鋼管の製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの〔499-02〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、刃物による金属切断の工程を監視・調整する仕事に従事するもの〔499-04〕
 - (2)電気溶接・ガス溶接・ガス切断の作業に直接従事するもの〔537〕
- ガス切断設備オペレーター、金属溶接設備オペレーター、金属溶断設備オペレーター、溶接ロボットオペレーター、レーザー切断設備オペレーター
 - × 鋼管製造設備制御・監視員〔499-02〕、金属切断設備制御・監視員（刃物によるもの）〔499-04〕、アーク溶接工〔537-01〕、スポット溶接工〔537-02〕、ガス切断工〔537-04〕

499 その他の生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）

自動化された生産設備を運転・操作して、金属材料の熱処理・圧延・引き抜きの工程、刃物による金属切断の工程、その他 491～498 に含まれない、金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 499-01 金属熱処理設備制御・監視員
- 499-02 圧延設備制御・監視員
- 499-03 伸線設備制御・監視員
- 499-04 金属切断設備制御・監視員（刃物によるもの）
- 499-99 他に分類されない生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）

499-01 金属熱処理設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、焼なまし・焼ならし・焼入れ・焼戻し・浸炭・窒化などの金属熱処理の工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、金属の熱処理の作業に直接従事するものは、[525-01]に分類する。

- 金属熱処理設備オペレーター
- × 金属熱処理工 [525-01]

499-02 圧延設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、金属の板・条・棒・管などの製造工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

自動化された生産設備を運転・操作して、溶接鋼管の製造工程を監視・調整する仕事に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属管の鋳造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [492-01]
 - (2)自動化された生産設備を運転・操作して、伸線の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [499-03]
 - (3)金属の塊・板・棒などを圧延機にかけて、金属の板・条・棒・管などを製造する作業に直接従事するもの [526-01]
- 圧延加熱設備オペレーター、圧延設備オペレーター、溶接鋼管製造設備オペレーター、条鋼圧延設備オペレーター、熱間圧延設備オペレーター、冷間圧延設備オペレーター
 - × 金属管鋳造設備制御・監視員 [492-01]、伸線設備制御・監視員 [499-03]、圧延工 [526-01]

499-03 伸線設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、金属材料の引き抜き、巻き取りなどの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属線の防せい（錆）処理の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [497-01]
 - (2)自動化された生産設備を運転・操作して、金属線の熱処理の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [499-01]
 - (3)自動化された生産設備を運転・操作して、金属線製品の製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [499-99]
 - (4)金属材料の引き抜き、巻き取りの作業に直接従事するもの [539-01]
- 伸線設備オペレーター
 - × 防せい処理設備制御・監視員 [497-01]、金属熱処理設備制御・監視員 [499-01]、金属線製品製造設備制御・監視員 [499-99]、伸線工 [539-01]

499-04 金属切断設備制御・監視員（刃物によるもの）

自動化された生産設備を運転・操作して、刃物による金属の板・棒・管などの切断工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、ガスの炎を利用した金属の切断工程を監視・調整する仕事に従事するもの [498-01]
 - (2)自動化された生産設備を運転・操作して、レーザーを利用した金属の切断工程を監視・調整する仕事に従事するもの [498-01]
 - (3)刃物を用いて金属の板・棒・管などを切断する作業に直接従事するもの [539-04]
- 金属切断設備オペレーター、シャーリング設備オペレーター
 - × ガス切断設備制御・監視員 [498-01]、レーザー切断設備制御・監視員 [498-01]、金属切断工（刃物によるもの） [539-04]

**499-99 他に分類されない生産設備制御・監視の職業
（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）**

自動化された生産設備を運転・操作して、粉鉍石の焼結の工程、金属線製品・粉末冶金製品の製造工程、その他 499-01～499-04 に含まれない、金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

- 金属線製品製造設備オペレーター、金属焙焼設備オペレーター、くぎ製造設備オペレーター、ばね製造設備オペレーター（冷間成形によるもの）、はんだ付設備オペレーター、粉鉍石焼結設備オペレーター、粉末冶金製品製造設備オペレーター、ろう付設備オペレーター

50 生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

自動化された生産設備を運転・操作して、化学製品、窯業製品、食料品、飲料、たばこ、紡織製品、衣服、繊維製品、木製製品、パルプ、紙、紙製品、ゴム製品、プラスチック製品などの製造工程および印刷・製本の工程を監視・調整する仕事をいう。

なお、作業者が直接従事する、化学製品、窯業製品、食料品、飲料、たばこ、紡織製品、衣服、繊維製品、木製製品、パルプ、紙、紙製品、ゴム製品、プラスチック製品などの製造の作業および印刷・製本の作業は、[54 製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）]に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 501 化学製品生産設備制御・監視員
- 502 窯業製品生産設備制御・監視員
- 503 食料品生産設備制御・監視員
- 504 飲料・たばこ生産設備制御・監視員
- 505 紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員
- 506 木製製品・パルプ・紙・紙製品生産設備制御・監視員
- 507 印刷・製本設備制御・監視員
- 508 ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員
- 509 その他の生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

501 化学製品生産設備制御・監視員

揮発油・灯油・軽油・重油などを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、石油精製の工程を監視・調整する仕事、および化学薬品・化学繊維・医薬品・化粧品などの化学製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 501-01 石油精製設備制御・監視員
- 501-02 基礎的化学品製造設備制御・監視員
- 501-03 化学繊維製造設備制御・監視員
- 501-04 医薬品・化粧品製造設備制御・監視員
- 501-99 他に分類されない化学製品生産設備制御・監視員

501-01 石油精製設備制御・監視員

揮発油・灯油・軽油・重油・潤滑油・液化石油ガスなどを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原油の蒸留・分離、不純物の除去、タンク貯蔵などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、石油精製設備の保全・修理の作業に従事するものは、[601-04]に分類する。

- 潤滑油製造設備オペレーター、石油精製設備オペレーター、石油タンクオペレーター、燃料製造設備オペレーター

- × プラント修理工（石油精製）[601-04]、プラント保全工（石油精製）[601-04]

501-02 基礎的化学品製造設備制御・監視員

化学薬品・化学染料・火薬・合成樹脂・化学肥料などを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料の計量、装置への装入、分解・酸化・合成・縮合・重合などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)医薬品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [501-04]
- (2)塗料・農薬・香料を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [501-99]

なお、化学薬品などの基礎的化学品を製造する作業に直接従事するものは、[541-01]に分類する。

- 化学繊維原料製造設備オペレーター、化学肥料製造設備オペレーター、化学薬品製造設備オペレーター、石油化学製品製造設備オペレーター、汎用樹脂製造設備オペレーター、無機材料製造設備オペレーター、有機薬品製造設備オペレーター
- × 医薬品製造設備制御・監視員 [501-04]、香料製造設備制御・監視員 [501-99]、塗料製造設備制御・監視員 [501-99]、農薬製造設備制御・監視員 [501-99]、化学薬品製造工 [541-01]

501-03 化学繊維製造設備制御・監視員

レーヨン・アセテート・ナイロン・ポリエステル・アクリルなどの化学繊維（ガラス繊維・鉍さい繊維・岩綿を除く）を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原液の調整、長繊維の紡糸、長繊維の切断による短繊維の製造、漂白・洗浄・乾燥などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、化学繊維原料を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [501-02] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、化学繊維（短繊維）の紡績工程を監視・調整する仕事にもっぱらに従事するもの [505-01]
- (2)化学繊維を製造する作業に直接従事するもの [541-02]
- 化学繊維後処理設備オペレーター、化学繊維原液調整設備オペレーター、化学繊維精練設備オペレーター、化学繊維漂白設備オペレーター、化学繊維紡糸設備オペレーター
- × 化学繊維原料製造設備制御・監視員 [501-02]、化学繊維紡績設備制御・監視員 [505-01]、化学繊維製造工 [541-02]

501-04 医薬品・化粧品製造設備制御・監視員

医薬品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料の計量、装置への装入、発酵・合成・造粒・製錠・練合わせ・薬液調合・充填などの工程を監視・調

大分類H 生産工程の職業

整する仕事に従事するもの、および化粧品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料の計量、装置への装入、溶解・混練・添香・かくはん（攪拌）・充填などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)医薬品・化粧品を製造する作業に直接従事するもの [541-04、541-05]

(2)包装機械を用いて医薬品・化粧品を包装する作業に従事するもの [771-01]

○ 医薬品製造設備オペレーター、化粧品製造設備オペレーター

× 医薬品製造工 [541-04]、化粧品製造工 [541-05]、医薬品機械包装作業員 [771-01]、化粧品機械包装作業員 [771-01]

501-99 他に分類されない化学製品生産設備制御・監視員

石けん（鹼）・洗剤・加工油脂製品（食用油脂を除く）・塗料・絵具・インク、その他501-01～501-04に含まれない化学製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

○ インク製造設備オペレーター、絵具製造設備オペレーター、化学製品原料粉碎設備オペレーター、感光剤材料製造設備オペレーター、合成洗剤製造設備オペレーター、香料製造設備オペレーター、殺虫剤製造設備オペレーター、製塩設備オペレーター、石けん製造設備オペレーター、塗料製造設備オペレーター、農薬製造設備オペレーター、フィルム製造設備オペレーター、油脂製品製造設備オペレーター

502 窯業製品生産設備制御・監視員

ガラス・ガラス製品・ファインセラミックス製品・セメントなどの窯業製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

502-01 ガラス製品製造設備制御・監視員

502-02 ファインセラミックス製品製造設備制御・監視員

502-03 セメント製造設備制御・監視員

502-99 他に分類されない窯業製品生産設備制御・監視員

502-01 ガラス製品製造設備制御・監視員

板ガラス、ガラス製の瓶・食器・管・球などを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、ガラスの溶融・成形・加工工程を監視・調整する仕事に従事するもの、ガラス繊維を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、ガラスの溶融・紡糸・巻き取り・ねん（撚）糸などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、ガラス製品を製造する作業に直接従事するものは、[542-01]に分類する。

- ガラス研磨設備オペレーター、ガラス成形設備オペレーター、ガラス繊維製造設備オペレーター、ガラス熱加工設備オペレーター、ガラス熱処理設備オペレーター
- × ガラス製品製造工 [542-01]

502-02 ファインセラミックス製品製造設備制御・監視員

ファインセラミックス製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、合成または精錬された高純度のアルミナ・けい（珪）素などの原料の調合・混合、成形・焼成・研磨などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

シリコンウェハーを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するものを含む。

なお、半導体製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[512-01] に分類する。

- シリコンウェハー製造設備オペレーター、半導体ウェハー製造設備オペレーター、ファインセラミックス製品製造設備オペレーター
- × 半導体製品製造設備制御・監視員 [512-01]

502-03 セメント製造設備制御・監視員

セメントを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料の乾燥・調合・粉砕、回転窯への原料装入、焼成、焼結塊の冷却・粉砕などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、セメントを製造する作業に直接従事するものは、[542-05] に分類する。

- セメント製造設備オペレーター
- × セメント製造工 [542-05]

502-99 他に分類されない窯業製品生産設備制御・監視員

れんが・かわら・陶磁器・コンクリート製品、その他 502-01～502-03 に含まれない窯業製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

- かわら製造設備オペレーター、研磨用材製造設備オペレーター、コンクリート製品製造設備オペレーター、石灰製造設備オペレーター、石こう製品製造設備オペレーター、陶磁器製造設備オペレーター、生コンクリート製造設備オペレーター、窯業原料加工設備オペレーター、るつば製造設備オペレーター、れんが製造設備オペレーター

503 食料品生産設備制御・監視員

精穀・製粉のため、および調味食品・めん類・パン・菓子・乳製品などの食料品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

大分類H 生産工程の職業

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 503-01 精穀・製粉・調味食品製造設備制御・監視員
- 503-02 めん類・パン・菓子製造設備制御・監視員
- 503-03 乳・乳製品製造設備制御・監視員
- 503-99 他に分類されない食料品生産設備制御・監視員

503-01 精穀・製粉・調味食品製造設備制御・監視員

穀物を精白するため、および穀物等から粉を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、精白・粉碎などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの、ならびに味そ・しょう油などの調味食品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料の粉碎、かくはん（攪拌）・煮沸・発酵・熟成・圧搾などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、塩を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの〔501-99〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)配合飼料を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの〔509-99〕
- (2)精穀・製粉の作業、調味食品を製造する作業に直接従事するもの〔543〕
- 香辛料製造設備オペレーター、ジャム製造設備オペレーター、しょう油製造設備オペレーター、食用油脂製品製造設備オペレーター、精穀設備オペレーター、製糖設備オペレーター、製粉設備オペレーター、精米設備オペレーター、調味料製造設備オペレーター（製塩を除く）、マーガリン製造設備オペレーター、マヨネーズ製造設備オペレーター、味そ製造設備オペレーター
- × 製塩設備制御・監視員〔501-99〕、配合飼料製造設備制御・監視員〔509-99〕、精穀工〔543-01〕、製粉工〔543-02〕、しょう油製造工〔543-03〕、味そ製造工〔543-03〕、ジャム製造工〔543-99〕、食用油脂製品製造工〔543-99〕、製糖工〔543-99〕、マーガリン製造工〔543-99〕、マヨネーズ製造工〔543-99〕

503-02 めん類・パン・菓子製造設備制御・監視員

めん類を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料の計量・かくはん（攪拌）、延展・切断・乾燥などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの、パンを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料の計量・混合、発酵・成型・焼成などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの、および菓子を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料の計量・混合、成形・焼き・揚げ・煎りなどの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、めん類・パン・菓子を製造する作業に直接従事するものは、〔544、545〕に分類する。

- スナック菓子製造設備オペレーター、パン製造設備オペレーター、めん類製造設備オペレーター、焼菓子製造設備オペレーター、洋生菓子製造設備オペレーター、和生菓子製造設備オペレーター、和干菓子製造設備オペレーター
- × 製めん工〔544-01〕、パン製造工〔545-01〕、焼菓子製造工〔545-01〕

503-03 乳・乳製品製造設備制御・監視員

飲用乳・粉乳・練乳・バター・チーズなどの乳製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、生乳の清浄化・均質化・殺菌、濃縮・噴霧・冷却・乳脂肪分離・練圧・発酵・熟成などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、乳・乳製品を製造する作業に直接従事するものは、[548] に分類する。

- アイスクリーム製造設備オペレーター、飲用乳製造設備オペレーター、チーズ製造設備オペレーター、乳酸発酵製品製造設備オペレーター、バター製造設備オペレーター、粉乳製造設備オペレーター、練乳製造設備オペレーター
- × 飲用乳製造工 [548-01]、乳酸発酵製品製造工 [548-02]、アイスクリーム製造工 [548-03]

503-99 他に分類されない食料品生産設備制御・監視員

かん詰・水産ねり物・冷凍加工食品、その他 503-01～503-03 に含まれない食料品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

- かん詰食品製造設備オペレーター、水産ねり物製造設備オペレーター、豆腐製造設備オペレーター、納豆製造設備オペレーター、びん詰食品製造設備オペレーター、弁当製造設備オペレーター、保存食品製造設備オペレーター、冷凍加工食品製造設備オペレーター、レトルト食品製造設備オペレーター

504 飲料・たばこ生産設備制御・監視員

茶・酒類・清涼飲料などを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの、およびたばこを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、乳・乳酸飲料を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [503] を除く。

なお、飲料・たばこを製造する作業に直接従事するものは、[556] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

504-01 飲料・たばこ生産設備制御・監視員**504-01 飲料・たばこ生産設備制御・監視員**

茶・酒類・清涼飲料などを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの、およびたばこを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、乳・乳酸飲料を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [503-03] を除く。

なお、飲料・たばこを製造する作業に直接従事するものは、[556] に分類する。

大分類H 生産工程の職業

- 清酒製造設備オペレーター、製茶設備オペレーター、清涼飲料製造設備オペレーター、たばこ製造設備オペレーター、ビール製造設備オペレーター
- × 乳製品製造設備制御・監視員 [503-03]、製茶工 [556-01]、清酒製造工 [556-02]、ビール製造工 [556-03]、清涼飲料製造工 [556-04]、たばこ製造工 [556-05]

505 紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員

糸・布・衣服・繊維製品などを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、紡績・ねん（撚）糸・織布・精練・漂白・染色・編立・裁断・縫製などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)化学繊維を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [501]
- (2)ガラス繊維を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [502]
- (3)紡糸・ねん糸・織布の作業および衣服・繊維製品を製造する作業に直接従事するもの [557、558]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

505-01 紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員

505-01 紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員

糸・布・衣服・繊維製品などを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、紡績・ねん（撚）糸・織布・精練・漂白・染色・編立・裁断・縫製などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)化学繊維を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [501-03]
 - (2)ガラス繊維を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [502-01]
 - (3)紡糸・ねん糸・織布の作業および衣服・繊維製品を製造する作業に直接従事するもの [557、558]
- 編機オペレーター、刺しゅう設備オペレーター、織布設備オペレーター、織機オペレーター、製網設備オペレーター（繊維製）、精練設備オペレーター（繊維製品）、繊維製品仕上プレス設備オペレーター、染色設備オペレーター（紡績、織物製造）、布裁断設備オペレーター、ねん糸設備オペレーター、漂白設備オペレーター（繊維製品）、フェルト製造設備オペレーター、不織布製造設備オペレーター、縫製設備オペレーター、紡績設備オペレーター
 - × 化学繊維製造設備制御・監視員 [501-03]、ガラス繊維製造設備制御・監視員 [502-01]、紡績工 [557-01]、ねん糸工 [557-02]、織布工 [557-04]、染物職 [557-06]、編物工 [557-07]、あみ製造工（繊維製） [557-08]、不織布製造工 [557-09]、布裁断工 [558-05]、ミシン縫製工（身の回り品） [558-07]、繊維製品プレス工 [558-10]

506 木製製品・パルプ・紙・紙製品生産設備制御・監視員

板材・角材・木材チップ・合板を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの、パルプを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの、紙を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの、および加工紙・紙器・紙製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 506-01 製材・合板製造設備制御・監視員
- 506-02 パルプ製造・抄紙設備制御・監視員
- 506-03 加工紙・紙製品製造設備制御・監視員

506-01 製材・合板製造設備制御・監視員

板材・角材・割材を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原木の木取り・切削の工程を監視・調整する仕事に従事するもの、木材チップを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原木の皮は（剥）ぎ・切削・破碎の工程を監視・調整する仕事に従事するもの、および合板を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、単板の製造・貼り合わせ、圧着・乾燥などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

木質ボードを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するものを含む。

なお、製材の作業、木材チップ・合板を製造する作業に直接従事するものは、[561-01、561-02] に分類する。

- 原木切断設備オペレーター、合板製造設備オペレーター、製材設備オペレーター、木材チップ製造設備オペレーター、木質ボード製造設備オペレーター
- × 造材作業員 [472-01]、製材工 [561-01]、チップ製造工 [561-01]、合板工 [561-02]

506-02 パルプ製造・抄紙設備制御・監視員

木材からパルプを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料の磨砕・蒸解・洗浄・漂白の工程を監視・調整する仕事に従事するもの、古紙・古繊維などからパルプを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料の離解・除塵・脱墨・漂白の工程を監視・調整する仕事に従事するもの、紙料を調合するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製紙原料のこう（叩）解・配合・調薬などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの、およびパルプ・紙料から紙を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、抄紙・脱水・乾燥・つや（艶）出し・巻き取り・裁断などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、パルプの製造、紙料の調合、紙抄きの作業に直接従事するものは、[562] に分

類する。

- 紙裁断設備オペレーター、抄紙設備オペレーター、紙料調合設備オペレーター、段ボール原紙製造設備オペレーター、パルプ製造設備オペレーター
- × 紙料工 [562-01]、パルプ工 [562-01]、紙すき工 [562-02]

506-03 加工紙・紙製品製造設備制御・監視員

段ボールシート・塗工紙などの加工紙を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、段ボール原紙の段付け、塗料の塗布などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの、および紙箱などの紙器、封筒などの紙製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、紙の折り曲げ・接着・裁断などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)段ボール原紙を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [506-02]
- (2)加工紙・紙製品を製造する作業に直接従事するもの [562]
- 加工紙製造設備オペレーター、紙製品製造設備オペレーター、紙器製造設備オペレーター、段ボールシート製造設備オペレーター
- × 段ボール原紙製造設備制御・監視員 [506-02]、段ボールシート製造工 [562-03]、加工紙製造工（段ボールを除く） [562-04]、紙器製造工 [562-05]、紙製品製造工 [562-06]

507 印刷・製本設備制御・監視員

紙・布・合成樹脂などに印刷するため、自動化された生産設備を運転・操作して、印刷工程を監視・調整する仕事に従事するもの、および印刷された用紙を製本するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製本工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、印刷・製本の作業に直接従事するものは、[563] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

507-01 印刷・製本設備制御・監視員

507-01 印刷・製本設備制御・監視員

紙・布・合成樹脂などに印刷するため、自動化された生産設備を運転・操作して、印刷工程を監視・調整する仕事に従事するもの、および印刷された用紙を製本するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製本工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、印刷・製本の作業に直接従事するものは、[563] に分類する。

- 印刷設備オペレーター、印刷物光沢加工設備オペレーター、製本設備オペレーター、はく押し設備オペレーター
- × DTP オペレーター [563-01]、オフセット印刷作業員 [563-05]、製本作業員 [563-11]

508 ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員

ゴム製品（合成ゴム製品を含む）を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの、およびプラスチック製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

508-01 ゴム製品製造設備制御・監視員

508-02 プラスチック製品製造設備制御・監視員

508-01 ゴム製品製造設備制御・監視員

タイヤ・ホース・ベルトなどのゴム製品（合成ゴム製品を含む）を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料ゴムの処理、成形・加硫・裁断・接合などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、ゴム製品を製造する作業に直接従事するものは、[564]に分類する。

- 原料ゴム加工設備オペレーター、ゴム裁断設備オペレーター、ゴム製品製造設備オペレーター、ゴム接合設備オペレーター、ゴム塗布設備オペレーター、タイヤ製造設備オペレーター
- × 合成ゴム製造設備制御・監視員 [501-02]、ゴム製品成形工 [564-03]、ゴム塗布工 [564-05]

508-02 プラスチック製品製造設備制御・監視員

プラスチック製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、原料プラスチックの処理、成形・切削・研磨・裁断・接合などの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、プラスチック製品を製造する作業に直接従事するものは、[565]に分類する。

- 原料プラスチック加工設備オペレーター、プラスチック研磨設備オペレーター、プラスチック裁断設備オペレーター、プラスチック成形設備オペレーター、プラスチック製品製造設備オペレーター、プラスチック接合設備オペレーター、プラスチック切削設備オペレーター
- × 原料プラスチック処理工 [565-01]、プラスチック成形工 [565-02]、プラスチック裁断工 [565-04]、プラスチック塗布工 [565-05]

509 その他の生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

楽器・がん具・運動具・筆記用具、その他 501～508 に含まれない製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事をいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

509-99 その他の生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

509-99 その他の生産設備制御・監視の職業

(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)

楽器・がん具・運動具・筆記用具、その他 501～508 に含まれない製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事をいう。

- 運動具製造設備オペレーター、楽器製造設備オペレーター、がん具製造設備オペレーター、配合飼料製造設備オペレーター、筆記用具製造設備オペレーター

51 生産設備制御・監視の職業（機械組立）

自動化された生産設備を運転・操作して、一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器、光学機械器具の組立工程を監視・調整する仕事をいう。

なお、作業者が直接従事する、一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器、光学機械器具の組立の作業は、[57 機械組立の職業] に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 511 一般機械器具組立設備制御・監視員
- 512 電気機械器具組立設備制御・監視員
- 513 自動車組立設備制御・監視員
- 514 輸送用機械器具組立設備制御・監視員（自動車を除く）
- 515 計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員

511 一般機械器具組立設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、原動機、金属加工機械、農業用機械、建設機械、印刷・製本機械、半導体・液晶パネル製造装置、業務用冷凍・冷蔵・空調機器、サービス用・娯楽機械などの一般機械器具（電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器、光学機械器具を除く）およびその部品の組立工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、一般機械器具およびその部品の組立の作業に直接従事するものは、[571] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

511-01 一般機械器具組立設備制御・監視員

511-01 一般機械器具組立設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、原動機、金属加工機械、農業用機械、建設機械、印刷・製本機械、半導体・液晶パネル製造装置、業務用冷凍・冷蔵・空調機器、サービス用・娯楽機械などの一般機械器具（電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器、光学機械器具を除く）およびその部品の組立工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、一般機械器具およびその部品の組立の作業に直接従事するものは、[571] に分類する。

- 印刷機械組立設備オペレーター、機械部品組立設備オペレーター、業務用空調機器組立設備オペレーター、金属加工機械組立設備オペレーター、建設機械組立設備オペレーター、原動機組立設備オペレーター、娯楽機械組立設備オペレーター、サービス用機械組立設備オペレーター、製本機械組立設備オペレーター、農業用機械組立設備オペレーター、半導体製造装置組立設備オペレーター

大分類H 生産工程の職業

- × 原動機組立工 [571-01]、金属加工機械組立工 [571-02]、農業用機械組立工 [571-03]、半導体製造装置組立工 [571-06]、業務用空調機器組立工 [571-07]、サービス用機械組立工 [571-08]、機械部品組立工 [571-09]

512 電気機械器具組立設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、電気機械、電気通信機械器具、電子応用機械器具、民生用電子・電気機械器具、半導体製品などの電気機械器具およびその部品の組立工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、電気機械器具およびその部品の組立の作業に直接従事するのは、[572～583] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

512-01 電気機械器具組立設備制御・監視員

512-01 電気機械器具組立設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、電気機械、電気通信機械器具、電子応用機械器具、民生用電子・電気機械器具、半導体製品などの電気機械器具およびその部品の組立工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、電気機械器具およびその部品の組立の作業に直接従事するのは、[572～583] に分類する。

- 電気機械組立設備オペレーター、電気機械部品組立設備オペレーター、電気通信機械器具組立設備オペレーター、電子応用機械器具組立設備オペレーター、電子機器部品組立設備オペレーター、半導体製品製造設備オペレーター、民生用電気機械器具組立設備オペレーター
- × 発電機組立工 [572-01]、電気機械部品組立工 [572-03]、有線通信機器組立工 [573-01]、電子計算機組立工 [574-01]、半導体組立工 [576-02]

513 自動車組立設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、自動車およびその部分品（エンジン・電装品・計器を除く）の組立工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、自動化された生産設備を運転・操作して、溶接の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [498] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動車およびその部分品の組立に直接従事するもの [584]
- (2)自動化された生産設備を運転・操作して、車体の塗装工程を監視・調整する仕事に従事するもの [641]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

513-01 自動車組立設備制御・監視員

513-01 自動車組立設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、自動車およびその部分品（エンジン・電装品・計器を除く）の組立工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、自動化された生産設備を運転・操作して、溶接の工程を監視・調整する仕事に従事するもの〔498-01〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動車およびその部分品の組立に直接従事するもの〔584〕
- (2)自動化された生産設備を運転・操作して、車体の塗装工程を監視・調整する仕事に従事するもの〔641-02〕
- 自動車組立設備オペレーター、自動車部分品組立設備オペレーター、自動車部品取付設備オペレーター
- × 溶接ロボット制御・監視員〔498-01〕、自動車ぎ装工〔584-01〕、自動車部品組立工〔584-02〕、金属塗装設備制御・監視員〔641-02〕

514 輸送用機械器具組立設備制御・監視員（自動車を除く）

自動化された生産設備を運転・操作して、鉄道車両・船舶・航空機などの輸送用機械器具（自動車を除く）およびその部分品（エンジン・電装品・計器を除く）の組立工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、自動化された生産設備を運転・操作して、溶接・切断の工程を監視・調整する仕事に従事するもの〔498、499〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)船舶の鋼板製作の作業に直接従事するもの〔532〕
- (2)輸送用機械器具（自動車を除く）およびその部分品の組立に直接従事するもの〔585〕
- (3)自動化された生産設備を運転・操作して、塗装の工程を監視・調整する仕事に従事するもの〔641〕

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

514-01 輸送用機械器具組立設備制御・監視員（自動車を除く）**514-01 輸送用機械器具組立設備制御・監視員（自動車を除く）**

自動化された生産設備を運転・操作して、鉄道車両・船舶・航空機などの輸送用機械器具（自動車を除く）およびその部分品（エンジン・電装品・計器を除く）の組立工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、自動化された生産設備を運転・操作して、溶接・切断の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの〔498-01、499-04〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)船舶の鋼板製作の作業に直接従事するもの〔532〕
- (2)輸送用機械器具（自動車を除く）およびその部分品の組立に直接従事するもの〔585〕

(3)自動化された生産設備を運転・操作して、塗装の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [641-02]

- 航空機部分品組立設備オペレーター、鉄道車両部分品組立設備オペレーター
- × 溶接ロボット制御・監視員 [498-01]、レーザー切断設備制御・監視員 [498-01]、造船鉄工 [532-02]、鉄道車両部分品組立工 [585-01]、航空機部分品組立工 [585-03]、金属塗装設備制御・監視員 [641-02]

515 計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、電気メータ・流量計などの計量計測機器、カメラ・顕微鏡などの光学機械器具、時計、およびその部分品の組立工程を監視・調整する仕事に従事するもの、ならびに自動化された生産設備を運転・操作して、レンズの研磨・加工の工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、計量計測機器・光学機械器具・時計、およびその部分品の組立、レンズの研磨・加工の作業に直接従事するものは、[586～591] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

515-01 計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員

515-01 計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員

自動化された生産設備を運転・操作して、電気メータ・流量計などの計量計測機器、カメラ・顕微鏡などの光学機械器具、時計、およびその部分品の組立工程を監視・調整する仕事に従事するもの、ならびに自動化された生産設備を運転・操作して、レンズの研磨・加工の工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、計量計測機器・光学機械器具・時計、およびその部分品の組立、レンズの研磨・加工の作業に直接従事するものは、[586～591] に分類する。

- 計量計測機器組立設備オペレーター、光学機械器具組立設備オペレーター、時計組立設備オペレーター、レンズ研磨設備オペレーター
- × 電気計測器組立工 [586-01]、計量器組立工 [586-02]、測定器組立工 [586-02]、カメラ組立工 [587-01]、レンズ研磨工 [588-01]、時計組立工 [591-01]

52 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業

作業者が直接従事する、鉱石・鉄鋼くずなどから金属を製錬または精錬して金属材料を製造する作業、金属材料の鑄造・鍛造・熱処理・圧延・引き抜きを行う作業、金属材料を加工する作業、および電熱・電撃・ガスの炎などを利用して金属を接合・切断する作業をいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の工程を監視・調整する仕事は、[49 生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）]に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 521 製鉄工、製鋼工
- 522 非鉄金属製錬工
- 523 鑄物製造工
- 524 鍛造工
- 525 金属熱処理工
- 526 圧延工
- 527 汎用金属工作機械工
- 528 数値制御金属工作機械工
- 531 金属プレス工
- 532 鉄工、製缶工
- 533 板金工
- 534 めっき工、金属研磨工
- 535 くぎ・ばね・金属線製品製造工
- 536 金属製品製造工
- 537 金属溶接・溶断工
- 539 その他の金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業

521 製鉄工、製鋼工

高炉・電気炉を用いて銑鉄・合金鉄を製造するため、原料の装入、炉況の監視、出さい（滓）・除さい・出銑、熱風炉の操作などの作業に直接従事するもの、および転炉・電気炉を用いて銑鉄・溶融銑鉄・鉄鋼くずなどから鋼・特殊鋼を製造する作業、キュポラ（溶銑炉）・電気炉を用いて鑄物用の鉄を溶融する作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 521-01 製鉄工
- 521-02 製鋼工
- 521-03 鑄物用鉄溶融工
- 521-99 他に分類されない製鉄工、製鋼工

521-01 製鉄工

高炉を用いて銑鉄を製造するため、原料の装入、炉況の監視、出さい（滓）・除さい・出銑、熱風炉の操作などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、製鉄の工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [491-01]
- (2)鉄鉱石の粉碎、粉鉱石の焼結などの作業に直接従事するもの [539-99]
- (3)高炉の保全・修理の作業に従事するもの [601-04]
- (4)高炉の耐火レンガを修理する作業に従事するもの [712-02]

○ 炉前工（高炉）

- × 高炉制御・監視員 [491-01]、製鉄設備制御・監視員 [491-01]、鉄石焼結工 [539-99]、ペレット工 [539-99]、高炉保全工 [601-04]、炉修工（高炉） [712-02]

521-02 製鋼工

転炉・電気炉を用いて、銑鉄・溶融銑鉄・鉄鋼くずなどから鋼・特殊鋼を製造するため、溶解・精錬・成分調整・造塊などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、製鋼の工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [491-01]
- (2)鋼・特殊鋼を圧延して鋼板などを製造する作業に直接従事するもの [526-01]
- (3)転炉・電気炉の保全・修理の作業に従事するもの [601-04]
- (4)転炉・電気炉の耐火レンガを修理する作業に従事するもの [712-02]

○ 造塊工（製鋼）、電気炉工（製鋼）、転炉炉前工（製鋼）

- × 製鋼設備制御・監視員 [491-01]、圧延工 [526-01]、転炉保全工 [601-04]、炉修工（転炉） [712-02]

521-03 鋳物用鉄溶融工

キュボラ（溶銑炉）・電気炉を用いて、鋳物用の鉄を溶融する作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、鋳物用の鉄の溶融工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [491-01]
- (2)鋳物用の非鉄金属を溶融する作業に直接従事するもの [522-01]

○ キュボラ工（鋳物用鉄溶融）、電気炉工（鋳物用鉄溶融）

- × 鋳物用鉄溶融設備オペレーター [491-01]、ダイカスト用アルミニウム溶融工 [522-01]

521-99 他に分類されない製鉄工、製鋼工

合金鉄（フェロアロイ）の製造、その他 521-01～521-03 に含まれない製鉄・製鋼の作業に直接従事するものをいう。

○ 高炉冷却工、トーピードカー運転員、取ベ運搬員、フェロアロイ製造工、溶銑輸送員

522 非鉄金属製錬工

原鉱石・非鉄金属くずから非鉄金属を製造するため、また粗製非鉄金属を再溶融・精製して精製非鉄金属を製造するため、溶錬炉・電気炉への原料の装入、炉の操作、鑄込造塊、浸出槽の浸出浄液の管理、電解槽の電解液の調整、電極の操作、金属板の電極からのはく（剥）離、蒸留・還元などの作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 522-01 非鉄金属溶融炉工
- 522-02 非鉄金属電解工
- 522-03 半導体材料精錬工（多結晶シリコンなど）
- 522-99 他に分類されない非鉄金属製錬工

522-01 非鉄金属溶融炉工

溶錬炉・電気炉などを用いて、原鉱石・非鉄金属くずから非鉄金属を製造するため、また粗製非鉄金属を再溶融・精製して精製非鉄金属を製造するため、原料の装入、炉の操作、溶融非鉄金属の取り出し、鑄込造塊の作業に直接従事するものをいう。

鑄物用の非鉄金属を溶融する作業に直接従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、非鉄金属の溶融工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するもの [491-02]
- (2)鉱石の焙焼などの前処理工程の作業に直接従事するもの [539-99]
- 鑄物用非鉄金属溶融工、ダイカスト用アルミニウム溶融工、非鉄金属鑄込造塊工、炉前工（非鉄金属製錬）
- × 非鉄金属溶融設備制御・監視員 [491-02]、連続鑄造機制御・監視員（非鉄金属）[491-02]、金属焙焼工 [539-99]

522-02 非鉄金属電解工

浸出槽・電解槽を用いて、原鉱石・非鉄金属くずから非鉄金属を製造するため、また粗製非鉄金属を精製して精製非鉄金属を製造するため、浸出浄液の管理、不純物の除去、電解液の調整、電極の操作、金属板の電極からのはく（剥）離、電解槽の処理の作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、非鉄金属の電解工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[491-02] に分類する。

- 銅電解工、非鉄金属浸出・浄液工
- × 非鉄金属電解設備制御・監視員 [491-02]

522-03 半導体材料精錬工（多結晶シリコンなど）

半導体・太陽電池の材料の多結晶シリコン、単結晶シリコンなどを製造するため、蒸留・還元などの作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、半導体材料の精錬工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[491-02]に分類する。

- 多結晶シリコン製造工
- × 半導体材料精錬設備制御・監視員 [491-02]

522-99 他に分類されない非鉄金属製錬工

亜鉛の蒸留、その他 522-01～522-03 に含まれない非鉄金属製錬の作業に直接従事するものをいう。

- 亜鉛蒸留工

523 鋳物製造工

木型・金型を用いて砂型・中子を作り、これを組み立てた鋳型に熔融金属を注入する作業、鋳物の型ばらし・砂落とし・仕上げの作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 523-01 鋳物工
- 523-02 鋳物仕上工

523-01 鋳物工

木型・金型を用いて砂型・中子を作り、これを組み立てた鋳型に熔融金属を注入する作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、鋳物の製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [492-01]
- (2)鋳物用の金属を熔融する作業に直接従事するもの [521-03、522-01]
- (3)金型・木型を製作する作業に従事するもの [536-03、561-03]
- (4)ダイカストマシンを用いて鋳造の作業に直接従事するもの [539-05]
- (5)遠心鋳造機を用いて鋳造の作業に直接従事するもの [539-99]
- アルミニウム鋳物工、鋳型工、鋳込工、可鍛鋳鉄鋳物工、機械込造型工、銑鉄鋳物工、調砂工、手込造型工、中子工、非鉄金属鋳物工
- × 鋳造設備制御・監視員 [492-01]、鋳物用鉄溶融工 [521-03]、鋳物用非鉄金属溶融工 [522-01]、金型製造工 [536-03]、ダイカスト工 [539-05]、遠心鋳造機運転工 [539-99]、鋳物木型工 [561-03]

523-02 鋳物仕上工

鋳型の型ばらし、砂落とし、バリ取り、表面研磨などの作業に直接従事するものをいう。

- 鋳物型ばらし工、鋳物切断・補修工、鋳物はつり工、ショット・ブラスト工（鋳物製造）

524 鍛造工

鍛造用機械ハンマ・プレスなどを用いて、金属材料を打撃・圧縮して種々の形状に鍛錬・成形する作業に直接従事するものをいう。

火床（ほど）係を含む。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 524-01 鍛造加熱炉工**
- 524-02 自由鍛造工**
- 524-03 型鍛造工**
- 524-04 手かじ工**
- 524-99 他に分類されない鍛造工**

524-01 鍛造加熱炉工

鍛造のため、加熱炉を用いて金属材料を加熱し軟化させる作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、金属材料の加熱工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[492-02]に分類する。

- 鍛造操炉工、火床係
- × 鍛造加熱設備制御・監視員 [492-02]

524-02 自由鍛造工

鍛造用機械ハンマ・プレスを用いて、金属材料を熱間または冷間で打撃・加圧して鍛錬・成形する作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 自動化された生産設備を運転・操作して、鍛造の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [492-02]
- (2) 型鍛造による金属材料の成形の作業に直接従事するもの [524-03]
- (3) 金属材料を加熱し、手づちでたたいて鍛錬・成形する作業に従事するもの [524-04]

- 鍛造ハンマ工、鍛造プレス工
- × 鍛造設備制御・監視員 [492-02]、型鍛造工 [524-03]、手かじ工 [524-04]

524-03 型鍛造工

金型を取り付けた鍛造用機械ハンマ・プレスを用いて、金属材料を熱間または冷間で圧縮して一定の形状に成形する作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、鍛造の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [492-02]
 - (2)自由鍛造による金属材料の鍛錬・成形の作業に直接従事するもの [524-02]
 - (3)プレス機械を用いて金属板を冷間で一定の形に成形する作業に直接従事するもの [531]
 - (4)金型の取り付け・取り外しの作業にもっぱら従事するもの [539-03]
- 型鍛造プレス工
× 鍛造設備制御・監視員 [492-02]、自由鍛造工 [524-02]、プレス成形工 [531-01]、金型取付工 [539-03]

524-04 手かじ工

金属材料を加熱し、手づちでたた(叩)いて鍛錬・成形する作業に従事するものをいう。ただし、鋼を鍛えて日本刀などを作る刀かじ [223-01] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)鍛造用機械ハンマ・プレスを用いて、加熱した金属材料を鍛錬・成形する作業に直接従事するもの [524-02]
 - (2)治工具・刃物を製造する作業に直接従事するもの [536-02、536-04]
- 工具かじ工
× 刀かじ [223-01]、自由鍛造工 [524-02]、工具製造工 [536-02]、刃物製造工 [536-04]

524-99 他に分類されない鍛造工

鍛造品のバリ取り、その他 524-01～524-04 に含まれない、鍛造による成形の作業に直接従事するものをいう。

- 鍛造工助手、鍛造バリ取り工、ばね製造工(熱間成形によるもの)、ローリング鍛造工

525 金属熱処理工

金属に一定の性質を与えるため、焼なまし・焼ならし・焼入れ・焼戻し・浸炭・窒化などの加熱・冷却の作業に直接従事するものをいう。

熱処理品の準備、後処理に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属の熱処理工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [499]
- (2)鍛造のため金属材料を加熱する作業に直接従事するもの [524]
- (3)圧延のため金属材料を加熱する作業に直接従事するもの [526]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

525-01 金属熱処理工

525-01 金属熱処理工

金属に一定の性質を与えるため、焼なまし・焼ならし・焼入れ・焼戻し・浸炭・窒化などの加熱・冷却の作業に直接従事するものをいう。

熱処理品の準備、後処理に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属の熱処理工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [499-01]
- (2)鍛造のため金属材料を加熱する作業に直接従事するもの [524-01]
- (3)圧延のため金属材料を加熱する作業に直接従事するもの [526-01]
- 高周波焼入れ焼戻し工、浸炭焼入れ焼戻し工、焼入れ焼戻し工、焼なまし・焼ならし工
- × 金属熱処理設備制御・監視員 [499-01]、鍛造操炉工 [524-01]、圧延加熱炉工 [526-01]

526 圧延工

金属の塊・板・棒などを熱間・冷間でロール圧延機にかけて引き伸ばし板・条・棒を製造する作業、および押し出し・引き抜き・溶接などにより金属管を製作・精整する作業（熱間・冷間・溶融を問わない）に直接従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)溶接鋼管を製造するため、つぎめ削り・のこ（鋸）断の作業に直接従事するもの
- (2)押し出しによる製管のため金属材料を溶融する作業に直接従事するもの

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、圧延の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [499]
- (2)鋳鉄管を製造する作業に直接従事するもの [523、539]
- (3)金属材料を引き抜き、金属線を製造する作業に直接従事するもの [539]
- (4)刃物を用いて金属を切断する作業にもっぱら従事するもの [539]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

526-01 圧延工**526-01 圧延工**

金属の塊・板・棒などを熱間・冷間でロール圧延機にかけて引き伸ばし板・条・棒を製造する作業、および押し出し・引き抜き・溶接などにより金属管を製作・精整する作業（熱間・冷間・溶融を問わない）に直接従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)溶接鋼管を製造するため、つぎめ削り・のこ（鋸）断の作業に直接従事するもの
- (2)押し出しによる製管のため金属材料を溶融する作業に直接従事するもの

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、圧延の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [499-02]
- (2)鋳鉄管を製造する作業に直接従事するもの [523-01、539-99]
- (3)金属材料を引き抜き、金属線を製造する作業に直接従事するもの [539-01]
- (4)刃物を用いて金属を切断する作業にもっぱら従事するもの [539-04]
- 圧延加熱炉工、圧延仕上工、圧延ロール整備工、鋼板圧延工、シームレス鋼管工、条鋼圧延工、ステンレス鋼板工、展延工（非鉄金属箔）、電縫管工、熱間圧延工、表面処理鋼板工、溶接鋼管工、冷間圧延工
- × 圧延設備制御・監視員 [499-02]、金属管鑄造工 [523-01]、伸線工 [539-01]、金属切断工（刃物によるもの） [539-04]、遠心鑄造機運転工 [539-99]

527 汎用金属工作機械工

汎用金属工作機械を用いて、金属材料を切削加工する作業に直接従事するものをいう。
金属材料にプラスチック材などを結合させた材料を切削加工する作業に直接従事するものを含む。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 527-01 旋盤工
- 527-02 ボール盤工
- 527-03 フライス盤工
- 527-04 研削盤工、仕上機械工
- 527-99 他に分類されない汎用金属工作機械工

527-01 旋盤工

汎用旋盤を用いて、金属材料を切削加工する作業に直接従事するものをいう。
なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)NC 旋盤を用いて金属材料を切削加工する作業に直接従事するもの [528-01]
- (2)木工旋盤を用いて木材を切削加工する作業に直接従事するもの [561-03]
- (3)旋盤を用いてプラスチック材料を切削加工する作業に直接従事するもの [565-03]
- 旋盤工
- × NC 旋盤工 [528-01]、木工旋盤工 [561-03]、プラスチック旋盤工 [565-03]

527-02 ボール盤工

汎用ボール盤を用いて、金属材料に穴をあける作業に直接従事するものをいう。
なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)汎用中ぐり盤を用いて金属材料の穴の内面を切削加工する作業に直接従事するもの [527-99]
 - (2)NC ボール盤を用いて金属材料に穴をあける作業に直接従事するもの [528-99]
 - 金属穴あけ工（ボール盤によるもの）
 - × 中ぐり盤工 [527-99]、NC ボール盤工 [528-99]
-

527-03 フライス盤工

汎用フライス盤を用いて、金属材料を切削加工する作業に直接従事するものをいう。

なお、NC フライス盤・マシニングセンタを用いて金属材料を切削加工する作業に直接従事するものは、[528-02、528-03] に分類する。

- フライス盤工
- × NC フライス盤工 [528-02]、マシニングセンタオペレーター [528-03]

527-04 研削盤工、仕上機械工

汎用研削盤・仕上機械を用いて、金属材料の研磨・研削・仕上げの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)NC 研削盤を用いて金属材料の研磨・研削・仕上げの作業に直接従事するもの[528-99]
- (2)小型グラインダーなどの手持ち機械・器具を用いて金属材料の研磨・研削・仕上げの作業に従事するもの [534-03、534-04]
- (3)プラスチック材料の研磨・研削・仕上げの作業に直接従事するもの [565-03]

- グラインダー工（金属研削）、研削盤工、バフ盤工、ホーニング盤工、ラップ盤工
- × NC 研削盤工 [528-99]、NC ホーニング盤工 [528-99]、NC ラップ盤工 [528-99]、可搬研磨工（ポータブル研磨）[534-03]、金属手仕上工 [534-04]、プラスチックバフみがき工 [565-03]

527-99 他に分類されない汎用金属工作機械工

中ぐり盤を用いた穴の内面切削加工、ねじ切盤を用いたねじ切り加工、その他 527-01～527-04 に含まれない、汎用金属工作機械を用いた金属材料の切削加工の作業に直接従事するものをいう。

- 実習助手（学校における汎用金属工作機械の実習）、中ぐり盤工、ねじ切盤工、歯切盤工、歯車仕上盤工、平削盤工、放電加工機工、ワイヤ放電加工機工

528 数値制御金属工作機械工

数値制御（NC）金属工作機械を用いて、金属材料を切削加工する作業に直接従事するものをいう。

金属材料にプラスチック材などを結合させた材料を切削加工する作業に直接従事するものを含む。

ただし、加工プログラムを作成する仕事にもっぱら従事するもの [104] を除く。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 528-01 NC 旋盤工
- 528-02 NC フライス盤工
- 528-03 マシニングセンタオペレーター
- 528-04 NC 金属特殊加工機工
- 528-99 他に分類されない数値制御金属工作機械工

528-01 NC 旋盤工

NC 旋盤を用いて、金属材料を切削加工する作業に直接従事するものをいう。

ただし、加工プログラムを作成する仕事にもっぱら従事するもの [104-04] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属材料の切削加工の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [493-01]

(2)汎用旋盤を用いて金属材料を切削加工する作業に直接従事するもの [527-01]

(3)NC 旋盤を用いてプラスチック材料を切削加工する作業に直接従事するもの [565-03]

○ NC 旋盤工

× NC プログラマー [104-04]、金属工作設備制御・監視員 [493-01]、旋盤工 [527-01]、プラスチック NC 旋盤工 [565-03]

528-02 NC フライス盤工

NC フライス盤を用いて、金属材料を切削加工する作業に直接従事するものをいう。

ただし、加工プログラムを作成する仕事にもっぱら従事するもの [104-04] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属材料の切削加工の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [493-01]

(2)汎用フライス盤を用いて金属材料を切削加工する作業に直接従事するもの [527-03]

(3)マシニングセンタを用いて金属材料を切削加工する作業に直接従事するもの [528-03]

○ NC フライス盤工

× NC プログラマー [104-04]、金属工作設備制御・監視員 [493-01]、フライス盤工 [527-03]、マシニングセンタオペレーター [528-03]

528-03 マシニングセンタオペレーター

マシニングセンタを用いて、金属材料を切削加工する作業に直接従事するものをいう。

ただし、加工プログラムを作成する仕事にもっぱら従事するもの [104-04] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属材料の切削加工の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [493-01]

(2)NC フライス盤を用いて金属材料を切削加工する作業に直接従事するもの [528-02]

○ MC オペレーター

× NC プログラマー [104-04]、金属工作設備制御・監視員 [493-01]、NC フライス盤工 [528-02]

528-04 NC 金属特殊加工機工

NC 放電加工機・NC レーザー加工機などの NC 金属特殊加工機を用いて、金属材料を切削加工する作業に直接従事するものをいう。

ただし、加工プログラムを作成する仕事にもっぱら従事するもの [104-04] を除く。
なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属材料の切削加工の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [493-01]
 - (2)汎用放電加工機などの金属特殊加工機を用いて金属材料を切削加工する作業に直接従事するもの [527-99]
 - (3)金属特殊加工機を用いて金属材料を切断する作業に直接従事するもの [537-99]
- NC 放電加工機工、NC ワイヤカット放電加工機工、NC レーザー加工機工
× NC プログラマー [104-04]、金属工作設備制御・監視員 [493-01]、放電加工機工 [527-99]、自動レーザー切断機運転工 [537-05]、プラズマ切断工 [537-99]、レーザー切断工 [537-99]

528-99 他に分類されない数値制御金属工作機械工

NC 研削盤を用いた研磨・研削、NC 中ぐり盤を用いた穴の内面切削加工、その他 528-01～528-04 に含まれない、数値制御金属工作機械を用いた金属材料の切削加工の作業に直接従事するものをいう。

- NC 研削盤工、NC 中ぐり盤工、NC ねじ切盤工、NC 歯切盤工、NC 歯車仕上盤工、NC 平削盤工、NC ホーニング盤工、NC ボール盤工、NC ラップ盤工、実習助手（学校における数値制御金属工作機械の実習）、ターニングセンタオペレーター

531 金属プレス工

プレス機械を用いて、金属板を冷間で打抜き、曲げ、絞って一定の形に成形する作業に直接従事するものをいう。

刻印の作業に従事するものを含む。

ただし、板金の作業の一過程において、プレス機械を用いて作業に従事するもの [533] を除く。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 531-01 プレス成形工（打抜プレス、曲プレスを除く）
- 531-02 打抜プレス工
- 531-03 曲プレス工

531-01 プレス成形工（打抜プレス、曲プレスを除く）

プレス機械を用いて、金属板を冷間で一定の形に成形する作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

(1)打抜きのための加工作業に直接従事するもの [531-02]

(2)曲げのための加工作業に直接従事するもの [531-03]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属板のプレス成形の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [494-01]

(2)鍛造用プレス機械を用いて金属材料を成形する作業に直接従事するもの [524-03]

(3)金型の取り付け・取り外しの作業にもっぱら従事するもの [539-03]

(4)プレス機械を用いてプラスチック材料を一定の形に成形する作業に直接従事するもの [565-02]

○ NC プレス機械工 (打抜プレス、曲プレスを除く)、金属プレス工 (打抜プレス、曲プレスを除く)、絞プレス工、プレス刻印工

× 金属プレス設備制御・監視員 [494-01]、鍛造プレス工 [524-03]、打抜プレス工 [531-02]、曲プレス工 [531-03]、工場板金工 [533-02]、金型取付工 [539-03]、プラスチックプレス工 [565-02]

531-02 打抜プレス工

プレス機械または打抜プレス機械を用いて金属板を冷間で一定の形に打抜く作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属板のプレス成形の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [494-01]

(2)プレス機械を用いて金属板を冷間で一定の形に成形する作業 (打抜きのみの加工を除く) に直接従事するもの [531-01]

(3)金型の取り付け・取り外しの作業にもっぱら従事するもの [539-03]

(4)せん断機を用いて金属板を切断する作業にもっぱら従事するもの [539-04]

(5)打貫機を用いて穴を打ち貫く作業に直接従事するもの [539-99]

○ NC タレットパンチプレス工、タレットパンチプレス工

× 金属プレス設備制御・監視員 [494-01]、プレス成形工 (打抜プレス、曲プレスを除く) [531-01]、工場板金工 [533-02]、金型取付工 [539-03]、シャーリング工 [539-04]、打貫工 [539-99]

531-03 曲プレス工

プレス機械または曲プレス機械を用いて金属板を冷間で一定の形に曲げる作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属板のプレス成形の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [494-01]

(2)プレス機械を用いて金属板を冷間で一定の形に成形する作業 (曲げのみの加工を除く) に直接従事するもの [531-01]

(3)金型の取り付け・取り外しの作業にもっぱら従事するもの [539-03]

- NC ベンダー工、ブレーキプレス工、ベンダー工
- × 金属プレス設備制御・監視員[494-01]、プレス成形工(打抜プレス、曲プレスを除く)[531-01]、工場板金工 [533-02]、金型取付工 [539-03]

532 鉄工、製缶工

建築用鉄骨、船舶の鋼板、ボイラー・圧力容器・タンク（鉄槽）などを製作するため、原寸図面の作成、鋼板けがき・切断・穴あけ・ぎょう（撓）鉄・組立・接合・はつりなどの作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)はつりの作業にもっぱら従事するもの [534]
- (2)接合・切断の作業にもっぱら従事するもの [537、539]
- (3)けがきの作業にもっぱら従事するもの [539]
- (4)原寸図面を作成する作業にもっぱら従事するもの [649]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 532-01 建築鉄工
- 532-02 造船鉄工
- 532-03 製缶工
- 532-99 他に分類されない鉄工、製缶工

532-01 建築鉄工

建築用鉄骨を製作するため、原寸図面の作成、鋼板けがき・切断・穴あけ・曲げ・組立・接合・はつりなどの作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)はつりの作業にもっぱら従事するもの [534-04]
- (2)接合・切断の作業にもっぱら従事するもの [537、539]
- (3)けがきの作業にもっぱら従事するもの [539-99]
- (4)原寸図面を作成する作業にもっぱら従事するもの [649-03]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、建築用鉄骨の製作工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [495-01]
 - (2)鉄骨を用いて建築物の柱・梁を組み立てる作業に従事するもの [702-01]
- 鉄骨工
 - × 鉄骨製造設備制御・監視員 [495-01]、金属はつり工 [534-04]、アーク溶接工 [537-01]、ガス切断工 [537-04]、レーザー切断工 [537-99]、金属切断工（刃物によるもの） [539-04]、鋼板けがき工 [539-99]、現図工 [649-03]、建築とび工 [702-01]

532-02 造船鉄工

船舶の鋼板の製作、船殻の組立のため、原寸図面の作成、鋼板けがき・切断・穴あけ・ぎょう（撓）鉄・組立・接合・はつりの作業に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)はつりの作業にもっぱら従事するもの [534-04]
- (2)接合・切断の作業にもっぱら従事するもの [537]
- (3)けがきの作業にもっぱら従事するもの [539-99]
- (4)原寸図面を作成する作業にもっぱら従事するもの [649-03]
- (5)クレーンの運転にもっぱら従事するもの [693-01]

○ 船体ブロック組立工、造船工

× 金属はつり工 [534-04]、アーク溶接工 [537-01]、ガス切断工 [537-04]、鋼板けがき工 [539-99]、船舶ぎ装工 [585-02]、現図工 [649-03]、クレーン運転工 [693-01]

532-03 製缶工

ボイラー・圧力容器・タンク（鉄槽）などを製作するため、原寸図面の作成、鋼板けがき・切断・穴あけ・曲げ・組立・接合・はつりなどの作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)はつりの作業にもっぱら従事するもの [534-04]
- (2)接合・切断の作業にもっぱら従事するもの [537、539]
- (3)けがきの作業にもっぱら従事するもの [539-99]
- (4)原寸図面を作成する作業にもっぱら従事するもの [649-03]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、圧力容器・タンクなどの製作工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [495-01]

(2)金属薄板を加工して飲料・缶詰用の缶、ドラム缶などを製造する作業に直接従事するもの [533-99]

○ 圧力容器組立工、製缶工（圧力容器）、製缶工（タンク）、製缶工（ボイラー）、タンク製缶工、ボイラー組立工

× ボイラー製造設備制御・監視員 [495-01]、製缶工（缶詰・飲料用の缶） [533-99]、製缶板金工 [533-99]、ドラム缶製造工 [533-99]、金属はつり工 [534-04]、アーク溶接工 [537-01]、ガス切断工 [537-04]、レーザー切断工 [537-99]、金属切断工（刃物によるもの） [539-04]、鋼板けがき工 [539-99]、現図工 [649-03]

532-99 他に分類されない鉄工、製缶工

鉄塔・橋りょうの製作、その他 532-01～532-03 に含まれない、鋼製構造物を製作する作業に直接従事するものをいう。

○ 機械鉄工、橋りょう鉄工

533 板金工

金切はさみ・つち（槌）・切断機・曲ロール機・プレス機械などを用いた金属薄板の切断・成形、加工された金属薄板の組み合わせ、電気溶接・ガス溶接による接合、硬ろう・はんだによる接着、仕上げの作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)プレス機械を用いて金属薄板を一定の形に成形する作業にもっぱら従事するもの [531]
- (2)金属薄板の溶接・ろう付・はんだ付・切断の作業にもっぱら従事するもの [537、539]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 533-01 建築板金工
- 533-02 工場板金工
- 533-03 自動車板金工
- 533-99 他に分類されない板金工

533-01 建築板金工

金属薄板を用いて屋根をふ（葺）くため、および金属製のとい（樋）・ダクト・外壁材を製作するため、金属薄板の切断・成形、加工された金属薄板の組み合わせ、電気溶接・ガス溶接による接合、仕上げの作業に従事するものをいう。

金属製のとい・ダクト・外壁材を取り付ける作業に従事するものを含む。

ただし、以下のものを除く。

- (1)プレス機械を用いて金属薄板を一定の形に成形する作業にもっぱら従事するもの [531]
 - (2)金属薄板の溶接・はんだ付・ろう付・切断の作業にもっぱら従事するもの [537、539]
- なお、原寸図面を作成する作業にもっぱら従事するものは、[649-03] に分類する。

○ 金属サイディング工、ダクト工、トタン屋根ふき工

× プレス成形工 [531-01]、シーム溶接工 [537-02]、はんだ付工 [539-02]、金属切断工（刃物によるもの） [539-04]、現図工 [649-03]

533-02 工場板金工

電気・電子機器の金属製部品・きょう（筐）体などを製造するため、金属薄板の切断・成形、加工された金属薄板の組み合わせ、電気溶接・ガス溶接による接合、硬ろう・はんだによる接着、仕上げの作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)プレス機械を用いて金属薄板を一定の形に成形する作業にもっぱら従事するもの [531]
 - (2)金属薄板の溶接・ろう付・はんだ付・切断の作業にもっぱら従事するもの [537、539]
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、板金の切断・成形加工などの工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [496-01]
 - (2)原寸図面を作成する作業にもっぱら従事するもの [649-03]

- 精密板金工
- × 板金設備制御・監視員 [496-01]、プレス成形工 [531-01]、アーク溶接工 [537-01]、スポット溶接工 [537-02]、レーザー切断工 [537-99]、はんだ付工 [539-02]、金属切断工（刃物によるもの） [539-04]、現図工 [649-03]

533-03 自動車板金工

自動車の車体のへこみ・きず（疵）を修理し、修復箇所を塗装する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動車のエンジン、制御・排気装置などを点検・整備する作業に従事するもの [603-01]

(2)自動車を塗装する作業にもっぱら従事するもの [641-02]

- 板金工（自動車修理業）、板金塗装工（自動車修理業）
- × 自動車整備工 [603-01]、自動車塗装工 [641-02]

533-99 他に分類されない板金工

缶詰・飲料用の缶の製造、その他 533-01～533-03 に含まれない、板金の切断・成形加工などの作業に直接従事するものをいう。

- 製缶工（缶詰・飲料用の缶）、製缶板金工、ドラム缶製造工

534 めっき工、金属研磨工

電気めっき、化学めっき、溶融めっき、溶射めっき、真空・気相めっきなどのめっきの作業、および陽極処理・防せい（錆）処理の作業に直接従事するもの、ならびに携帯用グラインダー・と（砥）石・やすり・たがねなどを用いて、金属材料・半製品・製品のきず（疵）取り・研磨・研削・すり（摺）合わせ・ラッピングなどの作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 534-01 電気めっき工
- 534-02 めっき工（電気めっきを除く）
- 534-03 金属材料・製品研磨工
- 534-04 金属手仕上工

534-01 電気めっき工

金属・非金属の表面を電気化学的に析出した金属の被膜で覆うため、めっき液を配合する作業、加工物を引掛具に取り付けてめっき槽に浸せき（漬）する作業などに直接従事するものをいう。

めっき前の脱脂・酸洗い・研磨、めっき後の洗浄・仕上研磨の作業に直接従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、めっきの工程を監視・調整する仕事にも
つばら従事するもの [497-01]

(2)機械的除脂・除せい・研磨・つや出しの作業にもつばら従事するもの [527-04、534-03]

○ 電気めっき工

× めっき設備制御・監視員 [497-01]、研磨盤工 [527-04]、金属研磨工 [534-03]

534-02 めっき工（電気めっきを除く）

化学めっき、溶融めっき、溶射めっき、真空・気相めっきなどの電気めっきを除くめ
っきの作業、陽極処理・防せい処理の作業に直接従事するものをいう。

めっき前の脱脂・酸洗い・研磨、めっき後の洗浄・仕上研磨の作業に直接従事するも
のを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、めっきの工程を監視・調整する仕事にも
つばら従事するもの [497-01]

(2)機械的除脂・除せい・研磨・つや出しの作業にもつばら従事するもの [527-04、534-03]

○ アルマイト工、化学めっき工、化成処理工、気相めっき工、真空めっき工、防せい処理工、
陽極処理工、溶射めっき工、溶融めっき工

× めっき設備制御・監視員 [497-01]、研磨盤工 [527-04]、金属研磨工 [534-03]

534-03 金属材料・製品研磨工

携帯用グラインダー・と（砥）石などを用いて、金属材料・半製品・製品のきず（疵）
取り・研磨・研削の作業に直接従事するものをいう。

刃物をとぐ作業に従事するものを含む。

ただし、鋳物の研磨仕上げの作業に従事するもの [523-02] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、金属研磨の工程を監視・調整する仕事に
もつばら従事するもの [497-02]

(2)汎用研削盤を用いて研磨・研削の作業に直接従事するもの [527-04]

(3)NC研削盤を用いて研磨・研削の作業に直接従事するもの [528-99]

(4)やすり・たがねなどを用いて、金属材料・半製品・製品の研磨、すり合わせ、ラッ
ピングなどの仕上げの作業に従事するもの [534-04]

○ 金属研磨工、工具研磨工、刃物とぎ工

× 金属研磨設備制御・監視員 [497-02]、鋳物仕上工 [523-02]、研磨盤工 [527-04]、バフ盤工
[527-04]、NC研削盤工 [528-99]、金属手仕上工 [534-04]

534-04 金属手仕上工

やすり・たがねなどを用いて、金属材料・半製品・製品の研磨、すり（摺）合わせ、
ラッピングなどの仕上げの作業に直接従事するものをいう。

ただし、鋳物のバリ取りの作業に従事するもの [523-02] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)汎用仕上機械を用いて仕上げの作業に従事するもの [527-04]

(2)携帯用グラインダーなどを用いて、きず取り・研磨・研削の作業に従事するもの [534-03]

○ 金属きさげ工、金属はつり工、金属やすり掛け工、のこ目立職

× 鋳物はつり工 [523-02]、ラップ盤工 [527-04]、金属研磨工 [534-03]

535 くぎ・ばね・金属線製品製造工

くぎ類を製造する作業に直接従事するもの、冷間ではねを成形する作業に直接従事するもの、および金属製の網・かご（籠）、ワイヤーロープ・クリップ・ラス・針・ピンなどを製造する作業に直接従事するものをいう。

針・ピン・くぎ類の材料の切断、穴あけ、成形、研磨の作業に直接従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、くぎ・ばね・金属線製品の製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [499]

(2)熱間ではねを成形する作業に直接従事するもの [524]

(3)金属材料を引き抜き、金属線を製造する作業に直接従事するもの [539]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

535-01 くぎ・ばね・金属線製品製造工

535-01 くぎ・ばね・金属線製品製造工

くぎ類を製造する作業に直接従事するもの、冷間ではねを成形する作業に直接従事するもの、および金属製の網・かご（籠）、ワイヤーロープ・クリップ・ラス・針・ピンなどを製造する作業に直接従事するものをいう。

針・ピン・くぎ類の材料の切断、穴あけ、成形、研磨の作業に直接従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、くぎ・ばね・金属線製品の製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [499-99]

(2)熱間ではねを成形する作業に直接従事するもの [524-99]

(3)金属材料を引き抜き、金属線を製造する作業に直接従事するもの [539-01]

○ 金網編工、金属線製品製造工、くぎ類製造工、スプリング製造工（冷間成形によるもの）、ばね製造工（冷間成形によるもの）、針製造工、ワイヤーロープ製造工

× 金属線製品製造設備制御・監視員 [499-99]、ばね製造工（熱間成形によるもの） [524-99]、伸線工 [539-01]

536 金属製品製造工

金属製家具・建具、治工具、金型、刃物、金具などを製造するため、金属材料の切断、成

形、熱処理、研磨、組立などの作業に直接従事するものをいう。

ただし、金属材料の切断、成形、熱処理、研磨の作業にもっぱら従事するもの〔それぞれの作業に対応する分類項目〕を除く。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 536-01 金属製家具・建具製造工
- 536-02 治工具製造工
- 536-03 金型製造工
- 536-04 刃物製造工
- 536-05 金具製造工
- 536-99 他に分類されない金属製品製造工

536-01 金属製家具・建具製造工

金属製の家具・建具を製造するため、金属材料の切断、成形、接合、研磨、塗装、組立、部品取り付けの作業に直接従事するものをいう。

ただし、金属材料の切断、成形、接合、研磨、塗装の作業にもっぱら従事するもの〔それぞれの作業に対応する分類項目〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)金具を製造する作業に従事するもの [536-05]

(2)金属製建具を建築物に取り付ける作業に従事するもの [717-01]

○ アルミサッシ組立工、金属製家具製造工、金属製建具製造工

× プレス成形工 [531-01]、金属研磨工 [534-03]、金具製造工 [536-05]、アーク溶接工 [537-01]、金属切断工（刃物によるもの） [539-04]、金属塗装工 [641-02]、金属製建具取付工 [717-01]

536-02 治工具製造工

加工用・組立用・検査用などの治具、切削用・研磨用・測定用などの工具を製造するため、金属材料の切断、成形、熱処理、研磨、組立などの作業に直接従事するものをいう。

ただし、金属材料の切断、成形、熱処理、研磨の作業にもっぱら従事するもの〔それぞれの作業に対応する分類項目〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)金型を製造する作業に従事するもの [536-03]

(2)刃物を製造する作業に従事するもの [536-04]

○ 工具製造工、治具製造工、やすり製造工

× 型鍛造工 [524-03]、金属熱処理工 [525-01]、金属研磨工 [534-03]、金型製造工 [536-03]、刃物製造工 [536-04]、金属切断工（刃物によるもの） [539-04]

536-03 金型製造工

鑄造機械用・鍛造機械用・金属プレス機械用・プラスチック成形機用などの金型を製造するため、金属材料の切削加工、加工された金型の仕上げ・組立などの作業に直接従

事するものをいう。

金型の修理の作業に従事するものを含む。

ただし、金属材料の切削加工、加工された金型の仕上げの作業にもっぱら従事するもの〔それぞれの作業に対応する分類項目〕を除く。

○ 金型工、金型修理工

× マシニングセンタオペレーター [528-03]、金属手仕上工 [534-04]

536-04 刃物製造工

切断用・切削用などの刃物を製造するため、金属材料の切断、成形、熱処理、研磨などの作業に直接従事するものをいう。

ただし、金属材料の切断、成形、熱処理、研磨の作業にもっぱら従事するもの〔それぞれの作業に対応する分類項目〕を除く。

○ 刃物製造工

× 型鍛造工 [524-03]、金属熱処理工 [525-01]、金属研磨工 [534-03]、金属切断工（刃物によるもの） [539-04]

536-05 金具製造工

建築用・建具用・車両用・袋物用などの金具を製造するため、金属材料の切断、成形、めっき、研磨などの作業に直接従事するものをいう。

ただし、金属材料の切断、成形、めっき、研磨の作業にもっぱら従事するもの〔それぞれの作業に対応する分類項目〕を除く。

○ 金具製造工

× プレス成形工 [531-01]、電気めっき工 [534-01]、金属研磨工 [534-03]、金属切断工（刃物によるもの） [539-04]

536-99 他に分類されない金属製品製造工

管継手・鋼球の製造、その他 536-01～536-05 に含まれない、金属製品を製造する作業に直接従事するものをいう。

○ 管継手製造工、鋼球製造工

537 金属溶接・溶断工

電熱・電撃・ガスの炎などを利用して、金属を接合・切断する作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

(1)溶接鋼管を製造する作業の一過程において、溶接の作業に従事するもの [526]

(2)建築用鉄骨、船舶の鋼板、ボイラーなどを製作する作業、および板金の作業の一過程において、金属の接合・切断の作業に従事するもの [532、533]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 537-01 アーク溶接工
- 537-02 抵抗溶接工
- 537-03 ガス溶接工
- 537-04 ガス切断工
- 537-05 自動溶接・溶断機運転工
- 537-99 他に分類されない金属溶接・溶断工

537-01 アーク溶接工

金属と溶接ワイヤ・溶接棒との間に発生させたアーク（電弧）の熱によって金属を溶融・接合する作業に直接従事するものをいう。

ただし、自動溶接機を操作して、金属を接合する作業に直接従事するもの [537-05] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、金属の溶接工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[498-01] に分類する。

- アルゴン溶接工、炭酸ガスアーク溶接工、ティグ溶接工、半自動アーク溶接工、被覆アーク溶接工
- × 金属溶接設備制御・監視員 [498-01]、溶接鋼管工 [526-01]、建築鉄工 [532-01]、製缶工 [532-03]、工場板金工 [533-02]、自動溶接機運転工 [537-05]

537-02 抵抗溶接工

金属の接合部を加圧・通電して、発生した熱で金属を溶融・接合する作業に直接従事するものをいう。

ただし、自動溶接機を操作して、金属を接合する作業に直接従事するもの [537-05] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、金属の溶接工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[498-01] に分類する。

- シーム溶接工、スポット溶接工
- × 金属溶接設備制御・監視員 [498-01]、溶接ロボット制御・監視員 [498-01]、溶接鋼管工 [526-01]、工場板金工 [533-02]、自動溶接機運転工 [537-05]

537-03 ガス溶接工

酸素と可燃性ガス（アセチレンガス、水素ガス、プロパンガスなど）とを混合した炎で金属を溶融・接合する作業に直接従事するものをいう。

- 酸素アセチレンガス溶接工
- × 建築鉄工 [532-01]、製缶工 [532-03]、工場板金工 [533-02]

537-04 ガス切断工

酸素と可燃性ガス（アセチレンガス、水素ガス、プロパンガスなど）とを混合した炎で金属を焼き切る作業に直接従事するものをいう。

ただし、自動ガス切断機を操作して、金属を焼き切る作業に直接従事するもの [537-05] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、ガスの炎を利用した金属の切断工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [498-01]

(2)刃物を用いて金属を切断する作業に直接従事するもの [539-04]

○ 酸素アセチレンガス切断工

× ガス切断設備制御・監視員 [498-01]、建築鉄工 [532-01]、製缶工 [532-03]、自動ガス切断機運転工 [537-05]、金属切断工（刃物によるもの） [539-04]

537-05 自動溶接・溶断機運転工

自動溶接機を操作して金属を接合する作業、および自動溶断機を操作して金属を焼き切る作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、金属の溶接・溶断工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[498-01] に分類する。

○ 自動ガス切断機運転工、自動電気溶接機運転工、自動レーザー切断機運転工

× 金属溶接設備制御・監視員 [498-01]、金属溶断設備制御・監視員 [498-01]、溶接ロボット制御・監視員 [498-01]、建築鉄工 [532-01]、製缶工 [532-03]、工場板金工 [533-02]

537-99 他に分類されない金属溶接・溶断工

レーザーを利用した金属の接合・切断、その他 537-01～537-05 に含まれない金属溶接・溶断の作業に直接従事するものをいう。

○ プラズマ切断工、レーザー切断工、レーザー溶接工

539 その他の金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業

作業者が直接従事する、金属材料の引き抜き、ろう接、金型の取り付け、刃物を用いた金属の切断、ダイカストマシンを用いた鋳造、機械の解体、その他 521～537 に含まれない、金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の作業をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

539-01 伸線工

539-02 ろう付工、はんだ付工

539-03 金型取付工

539-04 金属切断工（刃物によるもの）

539-05 ダイカスト工

539-06 機械解体処理工

539-99 他に分類されない金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業

539-01 伸線工

金属線を製造するため、金属ダイス・ダイヤモンドダイスの穴を通して金属材料を引き抜き、ドラムに巻き取る作業に直接従事するものをいう。

金属材料の前処理の作業に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、伸線の工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [499-03]
- (2)金属線の熱処理の作業に直接従事するもの [525-01]
- (3)金属線の防せい処理の作業に直接従事するもの [534-02]
- (4)金属線製品を製造する作業に直接従事するもの [535-01]

○ 伸線工

× 伸線設備制御・監視員 [499-03]、金属熱処理工 [525-01]、防せい処理工 [534-02]、金属線製品製造工 [535-01]

539-02 ろう付工、はんだ付工

硬ろう・はんだの溶剤を用いて金属を接着する作業に直接従事するものをいう。

ただし、板金の作業の一過程において、硬ろう・はんだを用いて金属薄板を接着する作業に従事するもの [533] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、ろう付・はんだ付を監視・調整する仕事にもつぱら従事するものは、[499-99] に分類する。

○ はんだ付工、ろう付工

× はんだ付設備制御・監視員 [499-99]、ろう付設備制御・監視員 [499-99]、工場板金工 [533-02]

539-03 金型取付工

鑄造機械用・鍛造機械用・金属プレス機械用・プラスチック成形機用などの金型の取り付け・取り外し、試し打ち、取り付け位置の調整の作業に従事するものをいう。

ただし、型鍛造・プレス成形などの作業の一過程において、金型の取り付け・取り外しの作業に従事するもの [524、531、565] を除く。

○ 金型取付工

× 型鍛造工 [524-03]、プレス成形工 [531-01]、プラスチック成形工 [565-02]

539-04 金属切断工（刃物によるもの）

せん断機・金切のこ（鋸）などを用いて、金属の板・棒・管を切断する作業に直接従事するものをいう。

ただし、板金の作業の一過程において、金属薄板を切断する作業に従事するもの [533]

を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、刃物による金属の切断工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [499-04]
 - (2)ガスの炎で金属を焼き切る作業に直接従事するもの [537-04]
 - (3)レーザーを利用して金属を切断する作業に直接従事するもの [537-99]
- シャーリング工、せん断機工、バンドソー工、丸のこ盤工
 - × 金属切断設備制御・監視員 [499-04]、工場板金工 [533-02]、ガス切断工 [537-04]、自動レーザー切断機運転工 [537-05]、レーザー切断工 [537-99]

539-05 ダイカスト工

ダイカストマシンに金属製鋳型を取り付ける作業、溶融したアルミニウム合金などの非鉄金属合金を鋳型に高圧で射出する作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、ダイカスト製品の製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [492-01]
 - (2)ダイカスト用非鉄金属を溶融する作業に直接従事するもの [522-01]
- ダイカスト工
 - × ダイカスト設備制御・監視員 [492-01]、ダイカスト用アルミニウム溶融工 [522-01]

539-06 機械解体処理工

自動車・テレビ・洗濯機・冷蔵庫・エアコンなどを分解・せん断・破砕する作業、解体部品を選別・整理する作業に従事するものをいう。

ただし、解体部品を選別する作業にもっぱら従事するものは、[781-99] に分類する。

- 自動車解体工、電気機械分解工、特定家庭用機器分解工、廃家電分解工、リサイクル家電分解工
- × 自動車解体部品選別作業員 [781-99]、リサイクル家電解体部品選別作業員 [781-99]

539-99 他に分類されない金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業

作業者が直接従事する、けがき、粉末冶金製品の製造、その他 539-01～539-06 に含まれない、金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の作業をいう。

- 打貫工、金属材料原料工、金属彫刻工、金属焙焼工、けがき工、鉍石焼結工、粉末冶金成形工、粉末冶金製品製造工

54 製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

作業者が直接従事する、化学製品、窯業製品、土石製品、食料品、飲料、たばこ、紡織製品、衣服、繊維製品、木製製品、パルプ、紙、紙製品、ゴム製品、プラスチック製品などの製造・加工処理の作業、および印刷・製本の作業をいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、化学製品、窯業製品、土石製品、食料品、飲料、たばこ、紡織製品、衣服、繊維製品、木製製品、パルプ、紙、紙製品、ゴム製品、プラスチック製品などの製造工程、および印刷・製本の工程を監視・調整する仕事 [50 生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）]
- (2)塗装の作業 [64 生産関連・生産類似の職業]
- (3)生産工程の延長としての包装の作業 [77 包装の職業]

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 541 化学製品製造工
- 542 窯業・土石製品製造工
- 543 精穀・製粉・調味食品製造工
- 544 めん類製造工
- 545 パン・菓子製造工
- 546 豆腐・こんにゃく・ふ製造工
- 547 かん詰・びん詰・レトルト食品製造工
- 548 乳・乳製品製造工
- 551 食肉加工品製造工
- 552 水産物加工工
- 553 保存食品・冷凍加工食品製造工
- 554 弁当・惣菜類製造工
- 555 野菜つけ物工
- 556 飲料・たばこ製造工
- 557 紡織工
- 558 衣服・繊維製品製造工
- 561 木製製品製造工
- 562 パルプ・紙・紙製品製造工
- 563 印刷・製本作業員
- 564 ゴム製品製造工
- 565 プラスチック製品製造工
- 569 その他の製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

541 化学製品製造工

化学薬品・化学繊維・石けん（鹼）・洗剤・加工油脂製品（食用油脂を除く）・医薬品・化粧品などを製造する作業に直接従事するものをいう。

製塩の作業に直接従事するものを含む。

大分類H 生産工程の職業

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 541-01 基礎的化学品製造工
- 541-02 化学繊維工
- 541-03 石けん・洗剤・油脂製品製造工
- 541-04 医薬品製造工
- 541-05 化粧品製造工
- 541-06 感光剤材料製造工（フィルムを除く）
- 541-07 フィルム製造工
- 541-08 塗料・絵具・インク製造工
- 541-99 他に分類されない化学品製造工

541-01 基礎的化学品製造工

化学薬品・化学染料・火薬・合成樹脂・化学肥料などを製造するため、原料の計量、装置への装入、分解・酸化・合成・縮合・重合などの作業に直接従事するものをいう。ただし、以下のものを除く。

- (1) 医薬品を製造する作業に直接従事するもの [541-04]
- (2) 塗料を製造する作業に直接従事するもの [541-08]
- (3) 農薬・香料を製造する作業に直接従事するもの [541-99]

なお、化学薬品などの基礎的化学品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[501-02] に分類する。

- 化学肥料製造工、汎用樹脂製造工、無機材料製造工、有機薬品製造工
- × 基礎的化学品製造設備制御・監視員 [501-02]、医薬品製造工 [541-04]、塗料製造工 [541-08]、香料製造工 [541-99]、農薬製造工 [541-99]

541-02 化学繊維工

レーヨン・アセテート・ナイロン・ポリエステル・アクリルなどの化学繊維（ガラス繊維・鈹さい繊維・岩綿を除く）を製造するため、原液の調整、長繊維の紡糸、長繊維の切断による短繊維の製造、漂白・洗浄・乾燥などの作業に直接従事するものをいう。

ただし、化学繊維の原料を製造する作業に直接従事するもの [541-01] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 化学繊維を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [501-03]
- (2) 化学繊維（短繊維）の紡績の作業に直接従事するもの [557-01]
- 化学繊維後処理工、化学繊維原液調整工、化学繊維精練工、化学繊維漂白工、化学繊維紡糸工
- × 化学繊維製造設備制御・監視員 [501-03]、化学繊維原料製造工 [541-01]、ガラス繊維製造工 [542-01]、紡績工 [557-01]

541-03 石けん・洗剤・油脂製品製造工

石けん（鹸）・洗剤・油脂製品を製造するため、原料油脂の硬化、触媒の調整、脱臭・練合わせ・分解・けん化・塩析・乾燥・添香・かくはん（攪拌）・放出・切断・型打ちなどの作業に直接従事するものをいう。

ただし、マーガリンなどの食用油脂製品を製造する作業に直接従事するもの [543-99] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)石けん・洗剤・油脂製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [501-99]

(2)シャンプー・歯磨剤を製造する作業に直接従事するもの [541-05]

○ 合成洗剤製造工、石けん製造工、油脂製品製造工

× 石けん製造設備制御・監視員 [501-99]、洗剤製造設備制御・監視員 [501-99]、油脂製品製造設備制御・監視員 [501-99]、シャンプー製造工 [541-05]、歯磨剤製造工 [541-05]、食用油脂製品製造工 [543-99]

541-04 医薬品製造工

粉剤・錠剤・軟膏剤・注射剤などの医薬品を製造するため、原料の計量、装置への装入、発酵・合成・造粒・製錠・練合わせ・薬液調合・充填などの作業に直接従事するものをいう。

なお、医薬品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[501-04] に分類する。

○ アンプル充填工、医薬品仕上工、漢方薬製造工、原薬製造工、抗生物質種母培養工、製剤工、注射液製造工、ドリンク剤製造工

× 医薬品製造設備制御・監視員 [501-04]

541-05 化粧品製造工

化粧品を製造するため、原料の計量、装置への装入、溶解・混練・添香・かくはん（攪拌）・充填などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)化粧品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [501-04]

(2)香料を製造する作業に直接従事するもの [541-99]

○ 口紅製造工、クリーム製造工（化粧品製造）、香水製造工、シャンプー製造工、乳液製造工、歯磨剤製造工

× 化粧品製造設備制御・監視員 [501-04]、香料製造工 [541-99]

541-06 感光剤材料製造工（フィルムを除く）

感光紙・増感紙・感光乳剤などを製造するため、原料の計量、装置への装入、溶解・乳化・かくはん（攪拌）・塗布・乾燥・裁断などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)感光剤材料を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [501-99]

(2)フィルムを製造する作業に直接従事するもの [541-07]

○ X線フィルム増感紙製造工、感光紙製造工、感光乳剤製造工、写真乳剤製造工

× 感光剤材料製造設備制御・監視員 [501-99]、フィルム製造工 [541-07]

541-07 フィルム製造工

写真・映画・医療用のフィルムを製造するため、原料の計量、装置への装入、製膜、感光乳剤の塗布、乾燥・切断・巻き取りなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)フィルムを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [501-99]

(2)感光乳剤を製造する作業に直接従事するもの [541-06]

○ 映画フィルム製造工、写真フィルム製造工、レントゲンフィルム製造工

× フィルム製造設備制御・監視員 [501-99]、感光乳剤製造工 [541-06]

541-08 塗料・絵具・インク製造工

塗料・絵具・インクを製造するため、原料の計量、装置への装入、溶解・混練・分散・調色・熟成・ろ（濾）過・充填などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)塗料・絵具・インクを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [501-99]

(2)顔料を製造する作業に直接従事するもの [541-99]

○ インク製造工、絵具製造工、塗料製造工

× インク製造設備制御・監視員 [501-99]、絵具製造設備制御・監視員 [501-99]、塗料製造設備制御・監視員 [501-99]、顔料製造工 [541-99]、クレヨン製造工 [541-99]

541-99 他に分類されない化学製品製造工

農薬・殺虫剤・顔料・香料・塩の製造、その他 541-01～541-08 に含まれない、化学製品を製造する作業に直接従事するものをいう。

○ 化学製品原料粉碎工、顔料製造工、香料製造工、殺虫剤製造工、製塩工、線香製造工、農薬製造工

542 窯業・土石製品製造工

ガラス・ガラス製品・れんが・かわら・陶磁器・ファインセラミックス製品・セメント・コンクリート製品などの窯業製品を製造するため、原料の処理、成形・焼成・仕上げなどの作業に直接従事するもの、および土石製品を製造するため、石材の切断・表面研磨・像刻み・碑文彫りなどの作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 542-01 ガラス製品製造工
- 542-02 れんが・かわら類製造工
- 542-03 陶磁器製造工
- 542-04 ファインセラミックス製品製造工
- 542-05 セメント製造工
- 542-06 コンクリート製品製造工（生コンクリートを除く）
- 542-07 生コンクリート製造工
- 542-08 研磨用材製造工
- 542-09 土石製品製造工
- 542-99 他に分類されない窯業・土石製品製造工

542-01 ガラス製品製造工

板ガラス、ガラス製の瓶・食器・管・球などを製造するため、ガラスの溶融・成形の作業に直接従事するもの、ガラス繊維を製造するため、ガラスの溶融・紡糸・巻き取り・ねん（撚）糸などの作業に直接従事するもの、およびガラス加工品を製造するため、ガラスの細工加工・研磨・つや（艶）出し・つや消し・銀引き・カッティング・貼り合わせなどの作業に直接従事するものをいう。

ガラス溶融炉を操作する作業に直接従事するものを含む。

なお、ガラス製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[502-01]に分類する。

- 鏡銀引き工、ガラスカッティング工、ガラス成形工、ガラス繊維製造工、ガラス彫刻工、ガラス熱加工工、ガラス熱処理工
- × ガラス製品製造設備制御・監視員 [502-01]

542-02 れんが・かわら類製造工

普通れんが・耐火れんが・粘土がわら・土管などを製造するため、あら（粗）地の成形・乾燥・かま入れ・焼成・かま出しの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) れんが・かわらを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [502-99]
- (2) コンクリート製のかわらを製造する作業に直接従事するもの [542-06]
- (3) コンクリート製の管を製造する作業に直接従事するもの [542-06]
- (4) 窯業原料の粉碎・混練の作業にもっぱら従事するもの [542-99]

大分類H 生産工程の職業

- かわら乾燥工、かわら成形工、かわら焼成工、れんが乾燥工、れんが成形工、れんが焼成工
- × かわら製造設備制御・監視員 [502-99]、れんが製造設備制御・監視員 [502-99]、コンクリートパイプ製造工 [542-06]、セメントかわら製造工 [542-06]、窯業原料工 [542-99]

542-03 陶磁器製造工

陶磁器を製造するため、ろくろ機・プレス機の操作または泥しょう（漿）の流し込みによる成形の作業、旋盤・へら・こてによる生型・乾燥型の加工・仕上げ・組立の作業、かま入れ・焼成・焼き付け・かま出しの作業に直接従事するものをいう。

タイルを製造する作業に直接従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)陶芸作品の創作に従事するもの [223-01]
 - (2)陶磁器を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [502-99]
 - (3)施ゆう（釉）の作業にもつぱら従事するもの [542-99]
 - (4)窯業原料の粉碎・混練の作業にもつぱら従事するもの [542-99]
- タイル製造工（陶磁器製品製造）、陶磁器研磨工、陶磁器焼成工、陶磁器成形工
 - × 陶芸家 [223-01]、陶磁器製造設備制御・監視員 [502-99]、施ゆう工 [542-99]、窯業原料工 [542-99]

542-04 ファインセラミックス製品製造工

ファインセラミックス製品を製造するため、合成または精錬された高純度のアルミナ・けい（珪）素などの原料の調合・混合、成形・焼成・研磨などの作業に直接従事するものをいう。

シリコンの切断・研磨・洗浄などウェハーを製造する作業に直接従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)ファインセラミックス製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [502-02]
 - (2)回路パターンの焼き付け、電極の形成などの半導体チップを製造する作業に直接従事するもの [576-01]
- ウェハー研磨工、ウェハー製造工、ウェハー洗浄工、シリコン切断工、ファインセラミックス製品研磨工、ファインセラミックス製品焼成工、ファインセラミックス製品成形工
 - × ファインセラミックス製品製造設備制御・監視員 [502-02]、半導体チップ製造工 [576-01]

542-05 セメント製造工

セメントを製造するため、原料の乾燥・調合・粉碎、回転窯への原料装入、焼成、焼結塊の冷却・粉碎などの作業に直接従事するものをいう。

なお、セメントを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するものは、[502-03] に分類する。

- セメント原料工、セメント仕上工
- × セメント製造設備制御・監視員 [502-03]

542-06 コンクリート製品製造工（生コンクリートを除く）

コンクリート製のブロック・パネル・管などを製造するため、原料の混合、成形・養生・脱型・乾燥などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)コンクリート製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するもの [502-99]
- (2)生コンクリートを製造する作業にもつばら従事するもの [542-07]
- コンクリートパイプ製造工、コンクリートパネル製造工、コンクリートブロック製造工、セメントスレート製造工
- × コンクリート製品製造設備制御・監視員 [502-99]、セメント製造工 [542-05]、生コンクリート製造工 [542-07]

542-07 生コンクリート製造工

建設用生コンクリートを製造するため、セメント・砂・じり・水などの計量・調合・混練の作業に直接従事するものをいう。

なお、生コンクリートを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[502-99] に分類する。

- 現場練りコンクリート製造工、生コンクリート工
- × バッチャープラント運転工 [502-99]、コンクリート圧送作業員 [731-01]

542-08 研磨用材製造工

と（砥）石を製造するため、原料の計量・混合、成形、焼成などの作業、研磨紙・研磨布を製造するため、と粒の吹き付け、接着剤の塗布、乾燥、切断などの作業に直接従事するものをいう。

なお、研磨用材を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[502-99] に分類する。

- 紙やすり製造工、研磨ディスク製造工、研磨布製造工、砥石製造工
- × 研磨用材製造設備制御・監視員 [502-99]

542-09 土石製品製造工

石塔・墓石などを製造するため、石工用機械または手道具を用いて、石材の切断・表面研磨・像刻み・碑文彫りなどの作業に従事するものをいう。

石積作業に従事するものを含む。

なお、採石場において石材を切り出す作業に従事するものは、[742-01] に分類する。

大分類H 生産工程の職業

- 石切工、石研磨工、石細工工、石積工、石彫工、石割工、墨出し工、墓石工、はつり工（石材加工業）
- × 石切出作業員 [742-01]

542-99 他に分類されない窯業・土石製品製造工

窯業原料の粉碎・混練、施ゆう（釉）、ほうろう（珐瑯）がけ、その他 542-01～542-09 に含まれない、窯業・土石製品を製造する作業に直接従事するものをいう。

- 七宝工、石灰製造工、石こう製品製造工、施ゆう工、ほうろうがけ工、窯業絵付工、窯業原料工、るつば製造工

543 精穀・製粉・調味食品製造工

精穀・製粉の作業に直接従事するもの、および味そ・しょう油などの調味食品を製造する作業に直接従事するものをいう。

ただし、製塩の作業に直接従事するもの [541] を除く。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 543-01 精穀工
- 543-02 製粉工
- 543-03 味そ・しょう油製造工
- 543-99 他に分類されない精穀・製粉・調味食品製造工

543-01 精穀工

米・麦・雑穀を精白する作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、精穀の工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[503-01] に分類する。

- 精麦工、精米工
- × 精穀設備制御・監視員 [503-01]、精麦設備制御・監視員 [503-01]、精米設備制御・監視員 [503-01]

543-02 製粉工

穀類・いも類・豆類などから穀粉・でん（澱）粉・コーンスターチなどを製造するため、原料の洗浄、粉碎・精製・乾燥などの作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、製粉の工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[503-01] に分類する。

- 小麦粉製造工、でん粉製造工
- × 小麦粉製造設備制御・監視員 [503-01]、製粉設備制御・監視員 [503-01]、でん粉製造設備制御・監視員 [503-01]

543-03 味そ・しょう油製造工

味そを製造するため、原料の計量・浸せき（漬）、蒸熱・こうじ（麴）造り・食塩溶解・混合・仕込み・発酵・熟成の作業に直接従事するもの、およびしょう油を製造するため、原料の計量・浸せき、蒸熱・こうじ造り・食塩溶解・混合・仕込み・発酵・熟成・圧搾・火入れの作業に直接従事するものをいう。

なお、味そ・しょう油を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[503-01]に分類する。

○ しょう油製造工、味そ製造工

× しょう油製造設備制御・監視員 [503-01]、味そ製造設備制御・監視員 [503-01]

543-99 他に分類されない精穀・製粉・調味食品製造工

砂糖・食用油脂製品・酢・ソース・マヨネーズの製造、その他 543-01～543-03 に含まれない、精穀・製粉・調味食品を製造する作業に直接従事するものをいう。

○ イースト製造工、うま味調味料製造工、乾燥スープ製造工、酵母・こうじ製造工、香辛料製造工、ジャム製造工、食用油脂製品製造工、酢製造工、製糖工、ソース製造工、動植物油脂製造工、トマトケチャップ製造工、ピーナッツバター製造工、マーガリン製造工、マヨネーズ製造工、水飴製造工

× 製塩工 [541-99]、配合飼料製造工 [569-11]

544 めん類製造工

うどん・冷麦・そうめん・そば・中華そば・マカロニ・スパゲッティ・はるさめ・ワンタンの皮・シューマイの皮などのめん類を製造するため、原料の仕込み、かくはん（攪拌）・延展・切断・乾燥・仕上げなどの作業に直接従事するものをいう。

ただし、飲食店においてめん類を製造する仕事に従事するもの [391] を除く。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

544-01 製めん工

544-02 即席めん類製造工

544-99 他に分類されないめん類製造工

544-01 製めん工

うどん・冷麦・そうめん・そば・中華そば・スパゲッティなどの生めん・乾燥めん類を製造するため、原料の仕込み、かくはん（攪拌）・延展・切断・乾燥・仕上げなどの作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

(1)飲食店においてめん類を製造する仕事に従事するもの [391]

(2)即席めん類を製造する作業に直接従事するもの [544-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)めん類を調理する仕事に従事するもの [391]

(2)めん類を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [503-02]

○ うどん製造工、スパゲッティ製造工、手打ちそば製造工、ラーメン製造工

× うどん調理人 [391-01]、そば打工（飲食店） [391-01]、ラーメン調理人 [391-04]、めん類製造設備制御・監視員 [503-02] 即席めん類製造工 [544-02]

544-02 即席めん類製造工

インスタントラーメンなどの即席めん類を製造するため、原料の仕込み、かくはん（攪拌）・延展・切断・蒸揚・乾燥・冷却などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)即席めん類を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [503-02]

(2)乾めんを製造する作業に直接従事するもの [544-01]

(3)冷凍めんを製造する作業に直接従事するもの [553-02]

○ インスタントラーメン製造工、即席めん製造工

× 即席めん類製造設備制御・監視員 [503-02]、乾めん製造工 [544-01]、冷凍うどん製造工 [553-02]

544-99 他に分類されないめん類製造工

マカロニ・はるさめの製造、ぎょうざ・ワンタン・シューマイの皮の製造、その他 544-01 および 544-02 に含まれない、めん類を製造する作業に直接従事するものをいう。

○ ぎょうざ皮製造工、シューマイ皮製造工、はるさめ製造工、マカロニ製造工、ワンタン皮製造工

545 パン・菓子製造工

パン・焼菓子・洋生菓子・和生菓子・和干菓子・スナック菓子などを製造するため、原料の計量・混合、生地づくり・成型・焼成・冷却・仕上げなどの作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

545-01 パン・焼菓子製造工

545-02 洋生菓子製造工

545-03 和生菓子製造工

545-04 和干菓子製造工

545-05 スナック菓子・キャンデー・チョコレート製造工

545-99 他に分類されないパン・菓子製造工

545-01 パン・焼菓子製造工

食パン・菓子パンなどの各種のパンを製造するため、原料の計量・混合、生地づくり・発酵・成型・焼成・仕上げなどの作業に直接従事するもの、およびビスケット・クッキーなどの焼菓子を製造するため、原料の計量・混合、成形・焼成・仕上げなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)パン・焼菓子を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [503-02]
 - (2)菓子パンに詰めるジャム・クリームを製造する作業にもっぱら従事するもの [543-99、548-99]
- 食パン製造工、パン生地仕込工、パン焼成工、焼菓子焼成工、焼菓子成形工
 - × パン製造設備制御・監視員 [503-02]、焼菓子製造設備制御・監視員 [503-02]、ジャム製造工 [543-99]、クリーム製造工（乳製品製造） [548-99]

545-02 洋生菓子製造工

ケーキ・カステラなどの洋生菓子を製造するため、原料の計量・混合、生地づくり・成形・焼成・冷却・仕上げなどの作業に直接従事するものをいう。

ただし、レストランにおいて洋生菓子を製造する仕事に従事するもの [391-03] を除く。

なお、洋生菓子を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[503-02] に分類する。

- カステラ製造工、ケーキ製造工、シュークリーム製造工、ゼリー製造工、パティシエ（洋生菓子製造）、プリン製造工、洋生菓子仕上工、洋生菓子仕込工
- × パティシエ（レストラン） [391-03]、洋生菓子製造設備制御・監視員 [503-02]

545-03 和生菓子製造工

まんじゅう・大福などの和生菓子を製造するため、原料の計量・混合、生地づくり・製あん（餡）・包あん・蒸上げ・焼印などの作業に直接従事するものをいう。

なお、和生菓子を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[503-02] に分類する。

- 製あん工、大福製造工、どらやき製造工、まんじゅう製造工、もなか製造工、ようかん製造工、和生菓子仕上工
- × 和生菓子製造設備制御・監視員 [503-02]

545-04 和干菓子製造工

せんべい・おこし・かりんとうなどの和干菓子を製造するため、原料の計量・混合、蒸練・成形・乾燥・焼き・煎り・揚げなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、和干菓子を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[503-02]に分類する。

- あられ製造工、おこし製造工、かりんとう製造工、せんべい製造工、豆菓子製造工、らくが
ん製造工
- × 和干菓子製造設備制御・監視員 [503-02]

545-05 スナック菓子・キャンデー・チョコレート製造工

スナック菓子を製造するため、原料の計量・混合、成形・揚げ・味付けなどの作業に直接従事するもの、キャンデーを製造するため、原料の計量・混合、煮沸・添香・着色・成形・冷却などの作業に直接従事するもの、およびチョコレートを製造するため、原料の計量・混合、焙炒・摩砕・かくはん（攪拌）・精練・成型・冷却などの作業に直接従事するものをいう。

なお、スナック菓子・キャンデー・チョコレートを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[503-02]に分類する。

- あめ製造工、キャラメル製造工、キャンデー製造工、チョコレート製造工、ドロップ製造工、
ポテトチップス製造工、ヌガー製造工
- × キャンデー製造設備制御・監視員 [503-02]、スナック菓子製造設備制御・監視員 [503-02]、
チョコレート製造設備制御・監視員 [503-02]、水飴製造工 [543-99]

545-99 他に分類されないパン・菓子製造工

氷菓・チューインガムの製造、その他 545-01～545-05 に含まれない、パン・菓子を製造する作業に直接従事するものをいう。

- アイスキャンデー製造工、甘納豆製造工、板ガム製造工、中華まんじゅう製造工、つけ物菓
子製造工、シャーベット製造工、綿菓子製造工

546 豆腐・こんにやく・ふ製造工

豆腐を製造するため、大豆の浸せき（漬）・磨砕、豆汁の蒸煮、豆乳の絞り、凝固剤の添加、成形などの作業に直接従事するもの、こんにやくを製造するため、こんにやく精粉の湯溶、かくはん（攪拌）・成型・煮沸などの作業に直接従事するもの、およびふ（麩）を製造するため、小麦粉・グルテン・もち粉などの混練、成形・焼き・揚げなどの作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 546-01 豆腐・油揚等製造工
- 546-02 こんにやく製造工
- 546-03 ふ製造工

546-01 豆腐・油揚げ等製造工

豆腐を製造するため、大豆の浸せき（漬）・磨砕、豆汁の蒸煮、豆乳の絞り、凝固剤の添加、成形などの作業に直接従事するもの、および油揚げ・厚揚げ・焼き豆腐・納豆・湯葉などを製造するため、豆腐の揚げ・焼きの加工作業、納豆菌の散布・発酵の作業、豆乳の加熱、湯葉の引き上げの作業に直接従事するものをいう。

なお、豆腐・油揚げ等を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するものは、[503-99]に分類する。

- 油揚げ製造工、がんもどき製造工、凍豆腐製造工、豆腐製造工、納豆製造工、生揚げ製造工、焼豆腐製造工、湯葉製造工
- × 充填豆腐製造設備制御・監視員 [503-99]、ごま豆腐製造工 [569-99]

546-02 こんにゃく製造工

板こんにゃく・白滝などを製造するため、こんにゃく精粉の湯溶、凝固剤の添加、かくはん（攪拌）・成型・煮沸・あく抜き・水さらしなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)こんにゃくを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [503-99]
- (2)こんにゃく粉を製造する作業にもつぱら従事するもの [543-02]
- (3)寒天・ところてんを製造する作業に直接従事するもの [552-99]
- 板こんにゃく製造工、糸こんにゃく製造工、白滝製造工、玉こんにゃく製造工
- × こんにゃく製造設備制御・監視員 [503-99]、こんにゃく粉製造工 [543-02]、寒天製造工 [552-99]、ところてん製造工 [552-99]

546-03 ふ製造工

生ふ（麩）・焼ふなどを製造するため、小麦粉・グルテン・もち粉などの混練、成形・焼き・揚げ・乾燥などの作業に直接従事するものをいう。

なお、ふを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するものは、[503-99]に分類する。

- 揚麩製造工、角麩製造工、生麩製造工、焼麩製造工
- × 生麩製造設備制御・監視員 [503-99]、焼麩製造設備制御・監視員 [503-99]

547 かん詰・びん詰・レトルト食品製造工

かん詰・びん詰・レトルト食品を製造するため、食材の加工、加工された食品の充填、調味液の注入、脱気密封・加熱殺菌・冷却などの作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)乳・乳製品をびんに充填する作業に直接従事するもの [548]

(2)飲料をかん・びんに充填する作業に直接従事するもの [556]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 547-01 かん詰食品製造工
- 547-02 びん詰食品製造工
- 547-03 レトルト食品製造工

547-01 かん詰食品製造工

野菜・果実・魚介などのかん詰食品を製造するため、食材の加工、加工された食品の充填、調味液の注入、脱気密封・加熱殺菌・冷却などの作業に直接従事するものをいう。

なお、かん詰食品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[503-99] に分類する。

- かん詰食品原料調理工、かん詰食品殺菌加熱工、かん詰食品充填工、かん詰食品密封工、巻締脱気工（缶詰製造）
- × かん詰食品製造設備制御・監視員 [503-99]

547-02 びん詰食品製造工

野菜・果実・魚介などのびん詰食品を製造するため、食材の加工、加工された食品の充填、調味液の注入、脱気密封・加熱殺菌・冷却などの作業に直接従事するものをいう。

なお、びん詰食品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[503-99] に分類する。

- びん詰食品原料調理工、びん詰食品殺菌加熱工、びん詰食品充填工、びん詰食品密封工
- × びん詰食品製造設備制御・監視員 [503-99]

547-03 レトルト食品製造工

カレー・シチューなどの密封遮光容器入り食品を製造するため、食材の加工、加工された食品の充填、脱気密封・加熱殺菌・冷却などの作業に直接従事するものをいう。

なお、レトルト食品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[503-99] に分類する。

- レトルト食品原料調理工、レトルト食品殺菌加熱工、レトルト食品充填工、レトルト食品密封工
- × レトルト食品製造設備制御・監視員 [503-99]

548 乳・乳製品製造工

飲用乳を製造するため、生乳の清浄化・均質化・殺菌・冷却などの作業に直接従事するもの、乳酸発酵製品を製造するため、原料の計量、均質化・殺菌・冷却・乳酸菌添加・発酵などの作業に直接従事するもの、およびアイスクリームを製造するため、原料の計量・混合・溶解・ろ（濾）過、均質化・殺菌・添香・凍結などの作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 548-01 飲用乳製造工
- 548-02 乳酸発酵製品製造工
- 548-03 アイスクリーム製造工
- 548-99 他に分類されない乳・乳製品製造工

548-01 飲用乳製造工

牛乳・加工乳などの飲用乳を製造するため、生乳の清浄化・均質化・殺菌・冷却・充填などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)飲用乳を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [503-03]
- (2)粉乳・練乳を製造する作業に直接従事するもの [548-99]
- (3)乳飲料を製造する作業に直接従事するもの [556-04]
- 牛乳製造工、牛乳びん詰工、生乳殺菌工、低脂肪乳製造工、特濃牛乳製造工
- × 牛乳製造設備制御・監視員 [503-03]、粉ミルク製造工 [548-99]、コンデンスミルク製造工 [548-99]、コーヒー牛乳製造工 [556-04]

548-02 乳酸発酵製品製造工

発酵乳を製造するため、原料の計量・混合、均質化・殺菌・冷却・乳酸菌添加・発酵・充填などの作業に直接従事するもの、乳酸菌飲料を製造するため、原料の計量・混合、殺菌・冷却・乳酸菌添加・発酵・希釈・均質化・充填などの作業に直接従事するものをいう。

なお、乳酸発酵製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[503-03] に分類する。

- 乳酸菌飲料製造工、発酵乳製造工、ヨーグルト製造工
- × 乳酸発酵製品製造設備制御・監視員 [503-03]

548-03 アイスクリーム製造工

アイスクリームを製造するため、原料の計量・混合・溶解・ろ（濾）過、均質化・殺菌・添香・かくはん（攪拌）・凍結・充填などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)アイスクリームを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [503-03]
- (2)氷菓を製造する作業に直接従事するもの [545-99]
- (3)冷凍機を運転する作業にもっぱら従事するもの [699-01]
- アイスクリーム原料計量工、アイスクリーム充填工、アイスクリーム冷却工
- × アイスクリーム製造設備制御・監視員 [503-03]、アイスキャンデー製造工 [545-99]、シャーベット製造工 [545-99]、冷凍機運転工 [699-01]

548-99 他に分類されない乳・乳製品製造工

粉乳・練乳・バター・チーズの製造、その他 548-01～548-03 に含まれない、乳・乳製品を製造する作業に直接従事するものをいう。

- 粉ミルク製造工、コンデンスミルク製造工、チーズ製造工、バター製造工、粉乳製造工、練乳製造工

551 食肉加工品製造工

鳥獣肉から精肉・ハム・ベーコン・ソーセージ・つくだ（佃）煮などを製造する作業に直接従事するものをいう。

ただし、鳥獣肉のかん詰・びん詰食品を製造する作業に直接従事するもの [547] を除く。
なお、魚肉製品を製造する作業に直接従事するものは、[552] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 551-01 精肉工
- 551-02 ハム・ベーコン・ソーセージ製造工
- 551-99 他に分類されない食肉加工品製造工

551-01 精肉工

鳥獣のばら肉・ひき肉などを製造するため、機械または手道具を用いて、枝肉の切断、骨・脂肪の除去、薄切り・角切り・細切り・すりつぶしなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、鶏の解体の作業、牛・豚などのと畜の作業に従事するものは、[551-99、569-99] に分類する。

- 枝肉解体工、枝肉処理工、食肉加工工、ひき肉製造工、ミンチ製造工
- × 食用鶏解体工 [551-99]、と畜作業員 [569-99]

551-02 ハム・ベーコン・ソーセージ製造工

ハムを製造するため、原料肉の整形・塩づけ（漬）・熟成・充填・くん（燻）煙・湯煮・冷却などの作業に直接従事するもの、ベーコンを製造するため、原料肉の整形・塩づけ・熟成・くん煙・冷却などの作業に直接従事するもの、およびソーセージを製造するため、原料肉の塩づけ・肉ひき・混練・充填・乾燥・くん煙・湯煮・冷却などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)ハム・ベーコン・ソーセージを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [503-99]
- (2)魚肉ソーセージを製造する作業に直接従事するもの [552-03]
- ウインナー製造工、カッター工（肉製品）、くん煙工（肉製品）、仕込工（鳥獣肉製品）、肉詰工（ハム・ソーセージ製造）、ボイル工（ハム・ソーセージ製造）

- × ハム製造設備制御・監視員 [503-99]、ベーコン製造設備制御・監視員 [503-99]、ソーセージ製造設備制御・監視員 [503-99]、魚肉ソーセージ製造工 [552-03]

551-99 他に分類されない食肉加工品製造工

食用鶏の解体、その他 551-01 および 551-02 に含まれない、食肉加工品を製造する作業に直接従事するものをいう。

- 粕漬け肉製造工、牛肉つくだ煮製造工、食用鶏解体工

552 水産物加工工

かつお節・さば節などを製造するため、魚の頭・内臓の除去、煮熟・骨抜き・焙乾・かび付け・天日干しなどの作業、魚介の干物を製造するため、魚の内臓の除去、水洗い・塩水づけ（漬）・天日干しなどの作業、水産ねり物を製造するため、魚の頭・内臓・骨・皮の除去、磨砕・混練・成形・蒸し・焼き・揚げなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)水産物の採捕に従事しながらその延長作業として天日乾燥・煮干などの簡単な加工作業に従事するもの [481、483、484]
 (2)水産物のかん詰・びん詰食品を製造する作業に直接従事するもの [547]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 552-01 かつお節類製造工
 552-02 魚介干物製造工
 552-03 水産ねり物製造工
 552-99 他に分類されない水産物加工工

552-01 かつお節類製造工

かつお節・さば節・まぐろ節などを製造するため、魚の頭・内臓の除去、煮熟・骨抜き・いぶし・乾燥・整形・かび付け・天日干しなどの作業に従事するものをいう。

- 荒節製造工、かつお生切工、かつお骨抜工、枯節製造工、さば節製造工、なまり節製造工、まぐろ節製造工

552-02 魚介干物製造工

魚介の干物を製造するため、魚の内臓の除去、貝の殻む（剥）き、水洗い・塩水づけ（漬）・天日干し・陰干しなどの作業に従事するものをいう。

海藻の干物を製造する作業に従事するものを含む。

- あじ干物製造工、桜えび加工工、するめ製造工、煮干製造工、干貝柱製造工、干のり製造工、干ひじき加工工

552-03 水産ねり物製造工

かまぼこ・はんぺん・さつま揚げなどの水産ねり物を製造するため、魚の頭・内臓・骨・皮の除去、水さらし・磨碎・混練・成形・蒸し・焼き・揚げなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、水産ねり物を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[503-99]に分類する。

- 蒲鉾製造工、魚肉ソーセージ製造工、さつま揚げ製造工、ちくわ製造工、はんぺん製造工
- × 水産ねり物製造設備制御・監視員 [503-99]

552-99 他に分類されない水産物加工工

こんぶの加工、水産珍味・つくだ煮・寒天・ところてんの製造、その他 552-01～552-03に含まれない、水産物を加工する作業に直接従事するものをいう。

- いか塩辛製造工、数の子加工工、寒天製造工、魚介くん製製造工、こんぶ加工工、水産物塩蔵工、水産珍味製造工、つくだ煮製造工、ところてん製造工

553 保存食品・冷凍加工食品製造工

保存食品・冷凍加工食品を製造するため、食材の加工、加工された食品の冷却・乾燥・急速凍結・冷凍保管などの作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 553-01 保存食品製造工
- 553-02 冷凍加工食品製造工

553-01 保存食品製造工

包装米飯・即席みそ汁などの保存食品を製造するため、食材の加工、加工された食品の冷却・乾燥などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)保存食品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [503-99]
- (2)即席めん類を製造する作業に直接従事するもの [544-02]
- (3)かん詰・びん詰・レトルト食品を製造する作業に直接従事するもの [547]
- お茶漬け海苔製造工、即席みそ汁製造工、包装米飯製造工
- × 保存食品製造設備制御・監視員 [503-99]、即席めん類製造工 [544-02]、かん詰食品製造工 [547-01]、びん詰食品製造工 [547-02]、レトルト食品製造工 [547-03]

553-02 冷凍加工食品製造工

冷凍加工食品を製造するため、食材の加工、加工された食品の急速凍結・冷凍保管などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)冷凍加工食品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [503-99]
- (2)保存食品を製造する作業に直接従事するもの [553-01]
- (3)冷凍機を運転する作業にもつぱら従事するもの [699-01]
- 冷凍うどん製造工、冷凍えびフライ製造工、冷凍コロッケ製造工、冷凍ピラフ製造工
- × 冷凍加工食品製造設備制御・監視員 [503-99]、即席みそ汁製造工 [553-01]、冷凍機運転工 [699-01]

554 弁当・惣菜類製造工

弁当・惣菜類を製造するため、材料の準備・下ごしらえ・調理・盛り付けなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)仕出弁当を作る仕事に従事するもの [391]
- (2)弁当・惣菜類を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [503]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

554-01 弁当・惣菜類製造工**554-01 弁当・惣菜類製造工**

弁当・惣菜類を製造するため、材料の準備・下ごしらえ・調理・盛り付けなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)仕出弁当を作る仕事に従事するもの [391-99]
- (2)弁当・惣菜類を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [503-99]
- 揚物製造工、惣菜製造工、調理パン製造工、弁当製造工
- × 仕出弁当製造人 [391-99]、弁当製造設備制御・監視員 [503-99]

555 野菜つけ物工

野菜つけ（漬）物を作るため、材料の洗浄・細切り、塩づけ・しょう油づけ・酢づけ・糠づけ・粕づけなどの作業に直接従事するものをいう。

梅干しなどの果実のつけ物を作る作業に直接従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)つけ物菓子を製造する作業に直接従事するもの [545]
- (2)鳥獣肉のつけ物を製造する作業に直接従事するもの [551]
- (3)水産物のつけ物を製造する作業に直接従事するもの [552]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

555-01 野菜つけ物工

555-01 野菜つけ物工

野菜つけ（漬）物を作るため、材料の洗浄・細切り、塩づけ・しょう油づけ・酢づけ・糠づけ・粕づけなどの作業に直接従事するものをいう。

梅干しなどの果実のつけ物を作る作業に直接従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)つけ物菓子を製造する作業に直接従事するもの [545-99]
- (2)鳥獣肉のつけ物を製造する作業に直接従事するもの [551-99]
- (3)水産物のつけ物を製造する作業に直接従事するもの [552-99]
- 梅干漬工、千枚漬工、沢庵漬工、漬物職人（野菜）、福神漬製造工、野菜塩漬工、らっきょう漬工
- × ぶんたん漬製造工 [545-99]、味噌漬肉製造工 [551-99]、水産物粕漬工 [552-99]

556 飲料・たばこ製造工

茶・酒類・清涼飲料などを製造する作業に直接従事するもの、およびたばこを製造する作業に直接従事するものをいう。

ただし、乳・乳酸飲料を製造する作業に直接従事するもの [548] を除く。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 556-01 製茶工**
- 556-02 清酒製造工**
- 556-03 酒類製造工（清酒を除く）**
- 556-04 清涼飲料製造工**
- 556-05 たばこ製造工**
- 556-99 他に分類されない飲料・たばこ製造工**

556-01 製茶工

緑茶を製造するため、生茶葉の蒸し・もみ・乾燥などの作業、荒茶の火入れ・選別・ごうくみ（合組）・ほう（焙）じなどの作業に直接従事するものをいう。

まっ（抹）茶・ひき（碾）茶を製造する作業に直接従事するものを含む。

なお、緑茶を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[504-01] に分類する。

- 製茶工
- × 製茶設備制御・監視員 [504-01]

556-02 清酒製造工

清酒を製造するため、精米・浸せき（漬）・蒸米・こうじ（麴）造り・酒母造り・もろみ（醪）造り・酒しぼり・おり（滓）引き・ろ（濾）過・火入れ・貯酒・充填などの作業に直接従事するものをいう。

ただし、びん洗いの作業にもつばら従事するもの〔789-99〕を除く。

なお、清酒を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、〔504-01〕に分類する。

- 清酒製造作業員、杜氏
- × 清酒製造設備制御・監視員〔504-01〕、洗びん工〔789-99〕

556-03 酒類製造工（清酒を除く）

ビールを製造するため、大麦の浸せき（漬）・発芽・乾燥・粉碎、仕込み・発酵・貯酒・ろ（濾）過・充填の作業に直接従事するもの、果実酒を製造するため、原料の粉碎・圧搾、発酵・貯酒・ろ過・充填などの作業に直接従事するもの、および蒸留酒・混成酒を製造する作業に直接従事するものをいう。

ただし、びん洗いの作業にもつばら従事するもの〔789-99〕を除く。

なお、ビール・果実酒・蒸留酒・混成酒を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、〔504-01〕に分類する。

- 果実酒製造工、焼ちゅう製造工、ビール製造工、みりん製造工、ワイン製造工
- × 果実酒製造設備制御・監視員〔504-01〕、焼ちゅう製造設備制御・監視員〔504-01〕、ビール製造設備制御・監視員〔504-01〕、洗びん工〔789-99〕

556-04 清涼飲料製造工

ジュース・サイダー・コーラ・コーヒー飲料・ミネラルウォーター・茶系飲料などの清涼飲料・嗜好飲料を製造するため、原料の溶解、抽出・ろ（濾）過・調合・冷却・殺菌・充填などの作業に直接従事するものをいう。

ただし、びん洗いの作業にもつばら従事するもの〔789-99〕を除く。

なお、清涼飲料を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、〔504-01〕に分類する。

- 茶系飲料製造工、ミネラルウォーター製造工、ミルクコーヒー製造工
- × 清涼飲料製造設備制御・監視員〔504-01〕、洗びん工〔789-99〕

556-05 たばこ製造工

たばこを製造するため、原料の処理、ケース詰め、ケース詰原料の調和・加香・裁刻・乾燥、巻上機・包装機の操作などの作業に直接従事するものをいう。

ただし、包装機の操作にもつばら従事するもの〔771-01〕を除く。

なお、たばこを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[504-01] に分類する。

○ たばこ製造工

× たばこ製造設備制御・監視員 [504-01]、機械包装作業員 [771-01]

556-99 他に分類されない飲料・たばこ製造工

インスタントコーヒーの製造、その他 556-01～556-05 に含まれない、飲料・たばこを製造する作業に直接従事するものをいう。

○ インスタントコーヒー製造工、コーヒー豆焙煎工、粉末飲料製造工

557 紡織工

綿・毛・化学繊維（短繊維）などの各種の原繊維を紡いで糸にする作業、糸を織り・編みなどして布・ニット・レース・網・網などを製造する作業に直接従事するものをいう。

糸・糸製品を精練・漂白・染色する作業に従事するものを含む。

なお、化学繊維を製造する作業に直接従事するものは、[541] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 557-01 粗紡工、精紡工
- 557-02 ねん糸工、加工糸工
- 557-03 織布準備工
- 557-04 織布工
- 557-05 精練・漂白工
- 557-06 染色・仕上工
- 557-07 編物工、編立工
- 557-08 つな・あみ製造工
- 557-09 フェルト・不織布製造工
- 557-99 他に分類されない紡織工

557-01 粗紡工、精紡工

綿・毛・麻・化学繊維（短繊維）の紡績工程において、粗糸を作るため原繊維の混合・打綿・打毛・りゅう（梳）毛・練条などの作業に直接従事するもの、および粗糸を所定の細さに引き伸ばし、よりをかける精紡の作業に直接従事するものをいう。

玉揚げの作業に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1) 自動化された生産設備を運転・操作して、紡績工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [505-01]

(2) 化学繊維を製造する作業に直接従事するもの [541-02]

(3) ガラス繊維を製造する作業に直接従事するもの [542-01]

(4) 紡績機械の保全の作業にもっぱら従事するもの [601-04]

○ 混打綿工、精紡工、粗紡工、紡績工

× 紡績設備制御・監視員 [505-01]、化学繊維紡糸工 [541-02]、ガラス繊維製造工 [542-01]、

紡績機械保全工 [601-04]

557-02 ねん糸工、加工糸工

ねん（撚）糸機を用いて糸によりをかけてねん糸を作る作業に直接従事するもの、および糸に光沢加工・けん（捲）縮加工などを施して加工糸を作る作業に直接従事するものをいう。

以下のものを含む。

(1)合糸機を用いて合糸を製造する作業に直接従事するもの

(2)化学繊維のねん糸・加工糸・合糸を製造する作業に直接従事するもの

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)ねん糸・加工糸・合糸を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [505-01]

(2)機械の保全の作業にもつぱら従事するもの [601-04]

○ 加工糸工、合糸工、ねん糸工

× 加工糸設備制御・監視員 [505-01]、合糸設備制御・監視員 [505-01]、ねん糸設備制御・監視員 [505-01]、加工糸機械保全工 [601-04]、ねん糸機械保全工 [601-04]

557-03 織布準備工

たて（経）糸をそろえて一定の長さ・張力で整経ビームに巻き取る作業、ビームに巻かれたたて糸を織機に引通す作業、よこ（緯）糸を織機用の管に巻き取る作業などに直接従事するものをいう。

○ 織機準備工、整経工、はた（機）ごしらえ工、へ（経）通工

557-04 織布工

綿織物・毛織物・化学繊維織物などを製造するため、織機を用いて布を織る作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、織布工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [505-01]

(2)整経・引通し・管巻などの織布の準備作業に従事するもの [557-03]

(3)フェルト・不織布を製造する作業に直接従事するもの [557-09]

(4)織機の保全の作業にもつぱら従事するもの [601-04]

○ 織機操作工、製織工

× 織機制御・監視員 [505-01]、織機準備工 [557-03]、整経工 [557-03]、不織布製造工 [557-09]、フェルト製造工 [557-09]、織機保全工 [601-04]

557-05 精練・漂白工

糸・織布の洗浄・精練・漂白・つや（艶）付け・のり（糊）付け（のりの調整・乾燥を含む）の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、糸・織布の精練・漂白の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [505-01]

(2)化学繊維の漂白・洗浄・乾燥の作業に直接従事するもの [541-02]

○ 精練工（紡績、織物製造）、漂白工（紡績、織物製造）、漂白仕上工（紡績、織物製造）

× 精練設備制御・監視員（紡績、織物製造）[505-01]、漂白仕上設備制御・監視員（紡績、織物製造）[505-01]、漂白設備制御・監視員（紡績、織物製造）[505-01]、化学繊維漂白工[541-02]

557-06 染色・仕上工

染料の調合、毛・糸・布・ニットの浸染・機械なつ（捺）染・プリント・手なつ染・色留め（蒸し）・型置き、のり（糊）作りなどの染色の作業に直接従事するもの、および樹脂加工などの仕上げの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)染織工芸品の創作に従事するもの [223-01]

(2)自動化された生産設備を運転・操作して、糸・布の染色・仕上げの工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [505-01]

(3)糸・織布の精練・漂白の作業に直接従事するもの [557-05]

(4)草・つる（蔓）・紙・革を染める作業に直接従事するもの [561-99、562-99、569-01]

○ 織物染工、糸染工、浸染工、スクリーンなつ染工、染色仕上工（紡績、織物製造）、染物職、調色工（繊維）、なつ染工、友禅染工

× 染織工芸家 [223-01]、染色仕上設備制御・監視員（紡績、織物製造）[505-01]、染色設備制御・監視員（紡績、織物製造）[505-01]、精練・漂白工 [557-05]、わら染工 [561-99]、い染工 [561-99]、紙染工 [562-99]、製革染色工 [569-01]

557-07 編物工、編立工

編機・編棒を用いて編物（編レースを含む）を作る作業に直接従事するもの、および編立機・靴下編機などを用いてニット生地・製品の編立てをする作業に直接従事するものをいう。

編立生地を修理する作業に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、編物製造・編立ての工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [505-01]

(2)機械の保全の作業にもっぱら従事するもの [601-04]

○ 編機準備工、編立工、編物工、機械レース編工、くつ下編工、手編工、ニット生地編立工、ニット製品編立工、レース編工

- × 編機制御・監視員 [505-01]、編機保全工 [601-04]

557-08 つな・あみ製造工

綱・ひも（紐）などをよる作業に直接従事するもの、および綱を編む作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)綱・網を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [505-01]

- (2)針金・紙をよる作業、編む作業に直接従事するもの [535-01、562-06]

○ あみ製造工、つな製造工、ひも製造工

- × 製網設備制御・監視員 [505-01]、製網造設備制御・監視員 [505-01]、ひも製造設備制御・監視員 [505-01]、金網編工 [535-01]、ワイヤーロープ製造工 [535-01]、紙ひも製造工 [562-06]

557-09 フェルト・不織布製造工

フェルトを製造するため、羊毛などの原料の調合、縮じゅう（絨）・乾燥などの作業に直接従事するもの、および不織布を製造するため、化学繊維などの原料の調合、絡み合わせ・溶融・圧縮・接着・乾燥などの作業に直接従事するものをいう。

なお、フェルト・不織布を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するものは、[505-01] に分類する。

○ 不織布製造工、フェルト製造工

- × 不織布製造設備制御・監視員 [505-01]、フェルト製造設備制御・監視員 [505-01]

557-99 他に分類されない紡織工

製糸、綿の打ち直し、その他 557-01～557-09 に含まれない紡織の作業に直接従事するものをいう。

○ 糸仕上工、製糸工、織布後処理工、製綿工、綿打直工

558 衣服・繊維製品製造工

衣服・その他の繊維製品を製造するため、布地の裁断・縫製・加工などの作業に直接従事するものをいう。

皮革製衣服を製造するため、毛皮・なめし皮を裁断・縫製する作業に従事するものを含む。ただし、布製袋物を製造する作業に従事するもの [569] を除く。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 558-01 婦人服・子供服仕立職
- 558-02 紳士服仕立職
- 558-03 和服仕立職
- 558-04 衣服修理工
- 558-05 布裁断工

- 558-06 ミシン縫製工（衣服）
- 558-07 ミシン縫製工（身の回り品）
- 558-08 特殊ミシン縫製工
- 558-09 刺しゅう工
- 558-10 衣服・繊維製品仕上工
- 558-99 他に分類されない衣服・繊維製品製造工

558-01 婦人服・子供服仕立職

婦人服・子供服を仕立てるため、意匠の考案、採寸・型紙作り・型入れ・裁断・縫製などの作業に主として一貫して従事するものをいう。

ただし、意匠の考案、型紙作り・裁断・縫製の作業にもっぱら従事するもの〔それぞれの作業に対応する分類項目〕を除く。

- ドレスメーカー、婦人既製服仕立工、婦人服仕立職、婦人服注文仕立職、子供既製服仕立工、子供服仕立職、子供服注文仕立職、洋裁師（婦人服・子供服仕立）
- × 服飾デザイナー〔224-06〕、生地裁断工〔558-05〕、婦人服・子供服縫製工〔558-06〕、パタンナー〔644-01〕

558-02 紳士服仕立職

紳士服を仕立てるため、意匠の考案、採寸・型紙作り・型入れ・裁断・縫製などの作業に主として一貫して従事するものをいう。

ただし、意匠の考案、型紙作り・裁断・縫製の作業にもっぱら従事するもの〔それぞれの作業に対応する分類項目〕を除く。

- 紳士既製服仕立工、紳士服注文仕立職、テーラー、洋裁師（紳士服仕立）
- × 服飾デザイナー〔224-06〕、生地裁断工〔558-05〕、紳士服縫製工〔558-06〕、パタンナー〔644-01〕

558-03 和服仕立職

長着・羽織・じゅばん（襦袢）・帯・はかま（袴）・和装コート・歌舞伎衣装・能衣装・けさ（袷袋）などの縫製の作業に従事するものをいう。

なお、和服の修理に従事するものは、〔558-04〕に分類する。

- 和裁人
- × 和服修理職〔558-04〕

558-04 衣服修理工

婦人服・紳士服・子供服・和服の修理、寸法直しの作業に従事するものをいう。

なお、婦人服・紳士服・子供服・和服を仕立てる作業に従事するものは、〔558-01、558-02、558-03〕に分類する。

- 衣服寸法直し人、紳士服修理工、婦人服・子供服修理工、洋服修理職、リフォーマー（衣服）、和服修理職
- × 婦人服・子供服仕立職〔558-01〕、紳士服仕立職〔558-02〕、和服仕立職〔558-03〕

558-05 布裁断工

衣服・繊維製品を製造するため、布地の型入れ・裁断の作業に直接従事するものをいう。

ただし、布製の帽子・袋物を製造するため、布地を裁断する作業に従事するもの〔558-99、569-02〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、布地の裁断工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの〔505-01〕

(2)皮革製衣服を製造するため、毛皮・なめし皮を裁断する作業に従事するもの〔558-99〕

○ 機械裁断工、手裁断工（布）

× 布裁断設備制御・監視員〔505-01〕、毛皮裁断工（衣服）〔558-99〕、帽子製造工〔558-99〕、袋物裁断工〔569-02〕

558-06 ミシン縫製工（衣服）

衣服を製造するため、ミシンを用いて布地の接続などの縫製作業に従事するものをいう。ただし、以下のものを除く。

(1)専用ミシンを用いて縁かがり・ボタン穴かがり・ボタン付けなどの縫製の作業に従事するもの〔558-08〕

(2)皮革製衣服を製造するため、ミシンを用いて毛皮・なめし皮を縫製する作業に従事するもの〔558-99〕

なお、ファスナーを製造する作業に直接従事するものは、〔569-99〕に分類する。

○ 衣服ミシン縫製工、下着縫製工、シャツ縫製工、紳士服縫製工、縫製作業員（衣服）、ニット縫製工、婦人服・子供服縫製工

× 特殊ミシン縫製工〔558-08〕、革縫製工（革製衣服製造）〔558-99〕、ファスナー製造工〔569-99〕

558-07 ミシン縫製工（身の回り品）

敷物・カーテンなど衣服以外の繊維製の身の回り品を製造するため、ミシンを用いて縫製の作業に直接従事するものをいう。

ただし、ミシンによる、布製の帽子・袋物の縫製作業に直接従事するもの〔558-99、569-02〕を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、ミシンによる縫製工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、〔505-01〕に分類する。

○ 衣服以外のミシン縫製工、カーテン縫製工、キルティング縫製工、織布ミシン縫工、身の回り品ミシン縫製工、縫製作業員（身の回り品）

× ミシン縫製設備制御・監視員〔505-01〕、帽子製造工〔558-99〕、袋物縫製工〔569-02〕

558-08 特殊ミシン縫製工

特殊縫いの専用ミシンを用いて、縁かがり・ボタン穴かがり・ボタン付けなどの作業に従事するものをいう。

- 縫製作業員（特殊縫製ミシン）

558-09 刺しゅう工

機械または手道具を用いて布地に刺しゅうする作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、刺しゅうの工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [505-01]
- (2)レース編みの作業に直接従事するもの [557-07]

- 機械刺しゅう工、手刺しゅう工
- × 刺しゅう設備制御・監視員 [505-01]、手編工 [557-07]、レース編工 [557-07]

558-10 衣服・繊維製品仕上工

縫製後におけるプレス・ほつれの直しなどの衣服・繊維製品の仕上げの作業に従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、繊維製品の仕上げの工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[505-01]に分類する。

- 繊維製品仕上工、繊維製品手仕上工、繊維製品プレス工
- × 繊維製品仕上プレス設備制御・監視員 [505-01]

558-99 他に分類されない衣服・繊維製品製造工

帆布製品の製造、寝具・皮革製衣服の仕立て、その他 558-01～558-10 に含まれない、衣服・繊維製品を製造する作業に直接従事するものをいう。

- 革縫製工（衣服製造）、カンバス製品製造工、毛皮裁断工（衣服）、寝具仕立工、帆布製品製造工、帽子製造工（布製）、皮革製衣服仕立工、布団綿入工

561 木製製品製造工

原木を板材・角材などに加工する作業、木材チップ・合板を製造する作業、木材を切削する作業、木材料に文字・絵・像などを彫り刻む作業、木製家具・建具、指物を製作する作業、木材に防虫・防腐処理を施す作業に直接従事するものをいう。

竹・草・つる（蔓）製品を製造する作業に直接従事するものを含む。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 561-01 製材工、チップ製造工
 - 561-02 合板工
 - 561-03 木工、木彫工
-

- 561-04 木製家具・建具製造工
- 561-05 指物職
- 561-06 木材防虫・防腐処理工
- 561-99 他に分類されない木製製品製造工

561-01 製材工、チップ製造工

機械のこ（鋸）を用いて原木または木材から木取りして、板材・角材・割材を作る作業に直接従事するもの、および木材チップを製造するため、原木の皮は（剥）ぎ、切削・破碎、木材チップの選別の作業に直接従事するものをいう。

なお、板材・角材・割材・木材チップを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばらに従事するものは、[506-01]に分類する。

- 原木切断工、チップパー工、チップ選別工、鋸機械工
- × 製材設備制御・監視員 [506-01]

561-02 合板工

合板を製造するため、原木からはぎ（剥）取り機で単板にはぎ取る作業、単板ののり（糊）付・貼り合わせ、圧着・乾燥・裁断などの作業に直接従事するものをいう。

木質ボードを製作する作業に直接従事するものを含む。

なお、合板を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばらに従事するものは、[506-01]に分類する。

- 化粧合板製造工、合板製作工、合板プレス工、集成材製造工、単板製作工、調板工、パーティクルボード製造工、木質ボード製造工
- × 合板製造設備制御・監視員 [506-01]

561-03 木工、木彫工

手道具または木工旋盤・木工フライス盤・かんな（鉋）盤などの木工用加工機械を用いて木材を切削加工する作業、鋳物用木型、帽子・くつ（靴）・菓子などの木型を製作する作業に従事するもの、および木材材料に文字・絵・像などを彫り刻む作業に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)製材の作業に直接従事するもの [561-01]
- (2)木製の家具・建具、指物を製作する作業に従事するもの [561-04、561-05]
- 穴あけ木工、機械プレカット工、機械木工、木型木工、木彫工、人形彫職、木版製作工、木工研磨工、木工旋盤工、木工フライス盤工
- × 製材工 [561-01]、家具木工 [561-04]、建具木工 [561-04]、指物職 [561-05]

561-04 木製家具・建具製造工

木製の机・椅子・たんす（箆笥）・障子などの家具・建具を製造するため、木工用手段具または木工機械を用いた木材の切削、加工された部材の組立の作業に従事するものをいう。

木製建具の取り付けの作業に従事するものを含む。

ただし、以下のものを除く。

(1)小箱・鏡台などの指物を製作する作業に従事するもの [561-05]

(2)ふすま（襖）・障子に紙を貼る作業にもっぱら従事するもの [569-13]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)金属製家具を製造する作業に従事するもの [536-01]

(2)とう（籐）・き（杞）柳製家具を製作する作業に従事するもの [561-99]

(3)椅子の内張の作業にもっぱら従事するもの [569-12]

(4)木製家具を塗装する作業にもっぱら従事するもの [641-01]

- 家具木工、障子取付工、建具木工、木製家具金具組立工、木製家具組立工、木製家具修理工
- × 金属製家具製造工 [536-01]、指物職 [561-05]、き柳製家具製作工 [561-99]、とう製家具製作工 [561-99]、内張工 [569-12] 表具師 [569-13]、木製家具塗装工 [641-01]

561-05 指物職

小箱・鏡台・神仏具などの指物を製作するため、木取り・かんな（鉋）削り・継手製作・組立・研磨・装飾などの作業に従事するものをいう。

ただし、漆塗りの作業にもっぱら従事するもの [569-08] を除く。

なお、木製の家具・建具を製造する作業に従事するものは、[561-04] に分類する。

- 唐木指物職、木製鏡台製作工、神仏具指物職、仏壇製造職、宮師、寄木細工職人
- × 木製家具製造工 [561-04]、木製建具製造工 [561-04]、漆器工 [569-08]

561-06 木材防虫・防腐処理工

木材に防ぎ（蟻）・防腐・難燃処理を施すため、薬管の挿入、薬液の注入、加圧・浸透・減圧、薬液の排出、乾燥などの作業に直接従事するものをいう。

なお、木造建築物の害虫駆除・消毒の作業に従事するものは、[769-02] に分類する。

- 木材製品処理工、木材耐火処理工、木材防虫処理工、木材防腐処理工
- × 害虫駆除作業員 [769-02]、消毒作業員 [769-02]

561-99 他に分類されない木製製品製造工

木製運動用品の製作、竹・草・つる（蔓）製品の製造、その他 561-01～561-06 に含まれない、木製製品を製造する作業に直接従事するものをいう。

- い草製品製造工、稲わら製品製造工、き柳製品製造工、げた製造工、竹細工工、とう製品製造工、船大工、麦わら製品製造工、木製運動用品製造工、木製おけ製造工、木製たる製造工、

木製曲物製造工

562 パルプ・紙・紙製品製造工

木材・木材チップ・古紙・古繊維などからパルプを製造する作業、パルプ・その他の繊維から紙・板紙を製造する作業、および紙製品を製造する作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 562-01 パルプ工、紙料工
- 562-02 紙すき工
- 562-03 段ボール製造工
- 562-04 加工紙製造工（段ボールを除く）
- 562-05 紙器製造工
- 562-06 紙製品製造工
- 562-07 紙裁断工
- 562-99 他に分類されないパルプ・紙・紙製品製造工

562-01 パルプ工、紙料工

パルプを製造するため、原料木材の磨砕・蒸解・洗浄・漂白の作業、古紙・古繊維などの原料の選別・離解・除塵・脱墨・漂白の作業に直接従事するもの、および製紙原料のこう（叩）解・配合・調葉などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)パルプの製造、製紙原料の配合などのため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [506-02]
- (2)原木から木材チップを製造する作業にもっぱら従事するもの [561-01]
- 紙料工、紙料調整工、紙料溶解工、パルプ工、パルプ磨砕工
- × 紙料調合設備制御・監視員 [506-02]、パルプ製造設備制御・監視員 [506-02]、チップ製造工 [561-01]

562-02 紙すき工

パルプ・紙料から紙を製造するため、抄紙機械を運転して、または手すき（漉）道具を用いて、抄紙・脱水・乾燥・つや（艶）出しなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、紙を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[506-02] に分類する。

- 紙手すき工、抄紙工、抄紙仕上工
- × 抄紙設備制御・監視員 [506-02]

562-03 段ボール製造工

段ボールシートを製造するため、段ボール原紙の段付け、貼り合わせ、裁断などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)段ボールを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するもの [506-03]
- (2)段ボール原紙を製造する作業に直接従事するもの [562-02]
- (3)段ボール箱を製造する作業に直接従事するもの [562-05]
- 段ボールシート製造工
- × 段ボール製造設備制御・監視員 [506-03]、段ボール原紙製造工 [562-02]、段ボール箱製造工 [562-05]

562-04 加工紙製造工（段ボールを除く）

塗工紙・防水紙・変性加工紙などの加工紙を製造するため、塗料・プラスチックなどの塗布、乾燥の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)加工紙を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するもの [506-03]
- (2)段ボールシートを製造する作業に直接従事するもの [562-03]
- 塗工紙製造工、防水紙製造工
- × 加工紙製造設備制御・監視員 [506-03]、塗工紙製造設備制御・監視員 [506-03]、段ボール製造工 [562-03]

562-05 紙器製造工

紙製の箱・皿などを製造するため、紙の裁断・折り曲げ・接着などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)紙器を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するもの [506-03]
- (2)小型の紙袋、封筒を製造する作業に直接従事するもの [562-06]
- (3)紙を裁断する作業にもつばら従事するもの [562-07]
- 大型紙袋製造工、紙製食器製造工、紙箱製造工、機械製箱工、紙管筒製造工、段ボール箱製造工
- × 紙器製造設備制御・監視員 [506-03]、小型紙袋製造工 [562-06]、封筒製造工 [562-06]、紙断裁工 [562-07]

562-06 紙製品製造工

紙袋（大型を除く）・封筒・紙ひも・水引・金封・荷札などの紙製品を製造するため、紙の裁断・折り曲げ・接着などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)紙製品を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するもの [506-03]
- (2)大型紙袋を製造する作業に直接従事するもの [562-05]

(3)紙を裁断する作業にもっぱら従事するもの [562-07]

- 紙ひも製造工、小型紙袋製造工、封筒製造工
- × 紙器製造設備制御・監視員 [506-03]、大型紙袋製造工 [562-05]、セメント袋製造工 [562-05]、紙断裁工 [562-07]

562-07 紙裁断工

各種の機械または手道具を用いて、紙の裁断・型抜きを行う作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、紙の裁断工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[506-02] に分類する。

- 紙型抜き工、紙機械だち工、製本裁断工
- × 紙裁断設備制御・監視員 [506-02]、製本裁断設備制御・監視員 [506-02]

562-99 他に分類されないパルプ・紙・紙製品製造工

紙の巻き取り、その他 562-01～562-07 に含まれない、パルプ・紙・紙製品を製造する作業に直接従事するものをいう。

- 紙加工工、紙仕上工、紙製品仕上工、紙巻取工

563 印刷・製本作業員

組版・製版・印刷・製本などの作業に直接従事するものをいう。

なお、木版を製作する作業に直接従事するものは、[561] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 563-01 DTP オペレーター
- 563-02 写真植字機オペレーター
- 563-03 製版作業員
- 563-04 とっ(凸)版印刷作業員
- 563-05 オフセット印刷作業員
- 563-06 グラビア印刷作業員
- 563-07 スクリーン印刷作業員
- 563-08 シール印刷作業員
- 563-09 校正作業員
- 563-10 印刷物光沢加工作業員
- 563-11 製本作業員
- 563-99 他に分類されない印刷・製本作業員

563-01 DTP オペレーター

コンピュータ上で作動する DTP ソフトウェアを使用して、印刷物の紙面を構成する文字・図表・写真などの電子データを画面上で割り付け、所定の大きさの版に組み、フィルムまたは印刷用の版に出力する作業に従事するものをいう。

- DTP オペレーター

- × 写真植字機オペレーター [563-02]、製版作業員 [563-03]

563-02 写真植字機オペレーター

手動で文字盤から文字を選び出し、またはコンピュータ制御の写真植字機・組版機を用いてキーボードから文字を入力し、所定の大きさの版に組み、印画紙に出力する作業に従事するものをいう。

なお、スキャナーで画像を読み込む作業に従事するものは、[563-03] に分類する。

- 写植文字組版作業員、電算写植機オペレーター、電子組版機オペレーター
- × カラースキャナー・オペレーター [563-03]

563-03 製版作業員

印画紙に出力された文字・図表などを台紙に貼り付ける作業、台紙をカメラで撮影して製版用フィルムを作成する作業、フィルムを印刷用の版に焼き付ける作業に従事するものをいう。

スキャナーで画像を読み込む作業に従事するものを含む。

- オフセット製版作業員、カラースキャナー・オペレーター、グラビア製版作業員、スクリーン製版作業員、製版カメラ作業員、電子製版作業員、版下製作作業員

563-04 とっ（凸）版印刷作業員

とっ（凸）版印刷機を用いて紙・段ボールなどに印刷するため、刷版・インク・用紙等の準備、試刷り・本刷りなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、とっ（凸）版印刷の工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[507-01] に分類する。

- 樹脂凸版印刷作業員、フレキソ印刷作業員
- × とっ（凸）版印刷設備制御・監視員 [507-01]

563-05 オフセット印刷作業員

オフセット印刷機を用いて紙・金属板などに印刷するため、刷版・インク・用紙等の準備、試刷り・本刷りなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、オフセット印刷の工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[507-01] に分類する。

- 平板印刷作業員
- × オフセット印刷設備制御・監視員 [507-01]

563-06 グラビア印刷作業員

グラビア印刷機を用いて紙・プラスチックフィルムなどに印刷するため、刷版・インク・用紙等の準備、試刷り・本刷りなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、グラビア印刷の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[507-01] に分類する。

- 凹版印刷作業員、写真印刷作業員、美術印刷作業員
- × グラビア印刷設備制御・監視員 [507-01]

563-07 スクリーン印刷作業員

スクリーン印刷機を用いて紙・布・金属板・ガラスなどに印刷するため、刷版・インク・用紙等の準備、試刷り・本刷りなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、スクリーン印刷の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[507-01] に分類する。

- 看板印刷作業員、孔版印刷作業員、シルク印刷作業員
- × スクリーン印刷設備制御・監視員 [507-01]

563-08 シール印刷作業員

シール印刷機を用いて、台紙の印刷、ラミネートの貼り付け、型抜きなどを行う作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、シール印刷の工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[507-01] に分類する。

- ステッカー印刷作業員、ラベル印刷作業員
- × シール印刷設備制御・監視員 [507-01]

563-09 校正作業員

印刷物の校正刷りと原稿とを照合して、誤字・脱字、用語の不統一などを訂正する作業、カラー印刷の色を確認する作業に従事するものをいう。

- 校正作業員
- × 印刷検査工 [627-01]

563-10 印刷物光沢加工作業員

印刷物の紙面を保護・化粧するため、光沢剤の塗布、フィルムの圧着・貼り付けなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、印刷物の光沢加工工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [507-01]

(2)はく（箔）押しの作業にもっぱら従事するもの [563-99]

- 印刷物コーティング加工作業員、印刷物樹脂プレス加工作業員、印刷物ラミネート加工作業員
- × 印刷物光沢加工設備制御・監視員 [507-01]、はく押し作業員 [563-99]

563-11 製本作業員

印刷された用紙を本・雑誌などの形に仕上げるため、折りたたみ・ちょうあい（丁合）・とじ合わせ・背とじ・表紙貼りなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、製本工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [507-01]

(2)印刷された用紙を所定の大きさに裁断する作業にもつぱら従事するもの [562-07]

(3)はく（箔）押しの作業にもつぱら従事するもの [563-99]

○ 折り作業員、製本仕上作業員、製本とじ作業員、丁合作業員、表紙製造作業員

× 製本設備制御・監視員 [507-01]、製本裁断工 [562-07]、はく押し作業員 [563-99]

563-99 他に分類されない印刷・製本作業員

フォーム印刷機を用いた印刷の作業、はく（箔）押しの作業、その他 563-01～563-11 に含まれない、印刷・製本の作業に直接従事するものをいう。

○ はく押し作業員、フォーム印刷作業員

564 ゴム製品製造工

タイヤ・ホース・ベルト・はき物・医療用品などのゴム製品（合成ゴム製品を含む）を製造するため、原料の処理、ゴムの成形・加硫・裁断・塗布などの作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

564-01 原料ゴム加工工

564-02 タイヤ成形工

564-03 ゴム製品成形工（タイヤ成形を除く）

564-04 ゴム裁断工

564-05 ゴム塗布工

564-99 他に分類されないゴム製品製造工

564-01 原料ゴム加工工

ゴムの洗浄・粉碎、素練り、薬剤の配合、練り、圧延などの作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、原料ゴムの加工工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するものは、[508-01] に分類する。

○ 原料ゴム圧延工、原料ゴム混合工、原料ゴム練工、原料ゴム前処理工、原料ゴム薬品配合工

× 原料ゴム加工設備制御・監視員 [508-01]

564-02 タイヤ成形工

自動車・二輪自動車・自転車などのタイヤを製造するため、接地部・側面部の成形および接合の作業、加硫の作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、タイヤの成形工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[508-01]に分類する。

- 加硫工（タイヤ成形）、自動車タイヤ成形工、タイヤゴム張工、トレッド工（タイヤ製造）
- × タイヤ成形設備制御・監視員 [508-01]

564-03 ゴム製品成形工（タイヤ成形を除く）

ゴム製品（タイヤを除く）を製造するため、射出・プレス・押出・浸せき（漬）などの成形の作業、加硫の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、ゴム製品の成形工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するもの [508-01]

(2)成形機の金型の取り付け・取り外しの作業にもつばら従事するもの [539-03]

- 加硫工（タイヤ成形を除く）、ゴムアSEMBル成形工、ゴム押出成形工、ゴム形付工、ゴム射出成形工、ゴム浸せき成形工、ゴムプレス成形工、ゴムライニング成形工
- × ゴム製品成形設備制御・監視員 [508-01]、金型取付工 [539-03]、タイヤ成形工 [564-02]

564-04 ゴム裁断工

裁断機を用いて、ゴムの切断・型抜きを行う作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、ゴムの裁断工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[508-01]に分類する。

- ゴム打抜工、ゴム型抜工、ゴム切断工
- × ゴム裁断設備制御・監視員 [508-01]

564-05 ゴム塗布工

防水・絶縁加工を施すため、塗布機を用いて、布・金属などにゴムを塗布する作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、ゴムの塗布工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[508-01]に分類する。

- コーティング工（ゴム引布）、ゴムシート工、ゴム絶縁工、ゴム引工、ゴム防水加工工
- × ゴム塗布設備制御・監視員 [508-01]

564-99 他に分類されないゴム製品製造工

ゴムの接合、再生ゴムの製造、その他 564-01～564-05 に含まれない、ゴム製品を製造する作業に直接従事するものをいう。

- ゴム接合工、ゴムはり工、ゴム焼付工、再生ゴム製造工

565 プラスチック製品製造工

プラスチック製品を製造するため、原料の処理、プラスチックの成形・切削・研磨・接合・裁断・塗布などの作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 565-01 原料プラスチック処理工
- 565-02 プラスチック成形工
- 565-03 プラスチック切削・研磨工
- 565-04 プラスチック接合・裁断工
- 565-05 プラスチック塗布工
- 565-99 他に分類されないプラスチック製品製造工

565-01 原料プラスチック処理工

プラスチックの粉碎、薬剤の配合、練りなどの作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、原料プラスチックの処理工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[508-02] に分類する。

- 合成樹脂混練工、合成樹脂粉碎工、プラスチック混練り工
- × 原料プラスチック処理設備制御・監視員 [508-02]

565-02 プラスチック成形工

プラスチック製品を製造するため、成形機を用いて、射出・プレス・押出・吹き込みなどの成形の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、プラスチックの成形工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [508-02]
- (2)成形機の金型の取り付け・取り外しの作業にもっぱら従事するもの [539-03]
- プラスチック圧縮成形工、プラスチック押出成形工、プラスチック射出成形工、プラスチック積層成形工、プラスチック手造り成形工、プラスチック熱成形工、プラスチック発泡成形工、プラスチックブロー成形工、プラスチックロール圧延工
- × プラスチック成形設備制御・監視員 [508-02]、金型取付工 [539-03]

565-03 プラスチック切削・研磨工

旋盤・ボール盤などを用いて、プラスチックを切削する作業に直接従事するもの、およびベルト研磨機・バフ研磨機などを用いて、プラスチックを研削する作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、プラスチックの切削工程・研磨工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[508-02] に分類する。

- プラスチック切削機械工、プラスチック旋盤工、プラスチックバフみがき工、プラスチックボール盤工
- × プラスチック研磨設備制御・監視員 [508-02]、プラスチック切削設備制御・監視員 [508-02]

565-04 プラスチック接合・裁断工

熱処理加工機・高周波加工機などを用いて、プラスチックを接合する作業に直接従事するもの、および裁断機を用いて、プラスチックの切断・型抜きを行う作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、プラスチックの接合・裁断工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するものは、[508-02] に分類する。

- 打抜工（プラスチック製品製造）、高周波ウェルダ工（プラスチック製品製造）、高周波ミシン工、プラスチック製品切断工
- × プラスチック裁断設備制御・監視員 [508-02]、プラスチック接合設備制御・監視員 [508-02]

565-05 プラスチック塗布工

防水・絶縁加工を施すため、塗布機を用いて、布・金属などにプラスチックを塗布する作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、プラスチックの塗布工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するものは、[508-02] に分類する。

- 絶縁樹脂塗布工、プラスチック防水加工工、ラミネート工（プラスチックの塗布）
- × プラスチック塗布設備制御・監視員 [508-02]

565-99 他に分類されないプラスチック製品製造工

プラスチック材料を彫り刻む作業、その他 565-01～565-05 に含まれない、プラスチック製品を製造する作業に直接従事するものをいう。

- プラスチック彫刻工

569 その他の製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

作業者が直接従事する、革・革製品（衣服を除く）・かばん・袋物・貴金属製品・宝石製品・楽器・がん具・運動具・筆記用具・漆器・ほうき・ブラシ・模型・模造品・配合飼料などの製造、内張・表装の作業、その他 541～565 に含まれない製品製造・加工処理の作業をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 569-01 革・革製品製造工
- 569-02 かばん・袋物製造工
- 569-03 貴金属・宝石・甲・角細工工
- 569-04 楽器製造工
- 569-05 がん具製造工

- 569-06 運動具製造工
- 569-07 筆記用具製造工
- 569-08 漆器工
- 569-09 ほうき・ブラシ製造工
- 569-10 模型・模造品製作工
- 569-11 配合飼料製造工
- 569-12 内張工
- 569-13 表具師
- 569-99 他に分類されない製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

569-01 革・革製品製造工

毛皮・なめし皮を製造する作業に従事するもの、および革靴・革具などの革製品を製造する作業に従事するものをいう。

以下のものを含む。

(1)革靴を修理する作業に従事するもの

(2)ケミカルシューズ、ビニール製のスリッパ・サンダルを製造する作業に従事するもの
ただし、以下のものを除く。

(1)革製の衣服を製造する作業に従事するもの [558-99]

(2)革製のかばん・袋物を製造する作業に従事するもの [569-02]

(3)革製の運動具を製造する作業に従事するもの [569-06]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)合成皮革を製造する作業に従事するもの [541-01]

(2)と畜の作業に従事するもの [569-99]

- 革打抜き工、革具加工工、革靴修理工、革靴製造工、革裁断工、革サンダル製造工、革スリッパ製造工、革縫製工、製革工、製革仕上工、製革準備工、なめし工
- × 合成皮革製造工 [541-01]、毛皮衣服縫製工 [558-99]、革製かばん製造工 [569-02]、革製袋物製造工 [569-02]、野球ミット製造工 [569-06]、と畜作業員 [569-99]

569-02 かばん・袋物製造工

トランク・抱えかばん・ハンドバッグ・財布などのかばん・袋物類の製作・修理の作業に従事するものをいう。

なお、ファスナーを製造する作業に従事するものは、[569-99] に分類する。

- かばん製造工、かばん縫製工、袋物製造工、袋物縫製工
- × ファスナー製造工 [569-99]

569-03 貴金属・宝石・甲・角細工工

金・銀・その他の貴金属（代用品・模造品を含む）の切削・成形・彫刻・組立の作業に従事するもの、水晶・真珠・その他の宝石類（代用品・模造品を含む）の研磨・細工・加工の作業に従事するもの、および甲・角・貝類（模造品を含む）の細工の作業に従事

するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)金属工芸品の創作に従事するもの [223-01]
 - (2)貴金属を除く金属の彫刻の作業に従事するもの [539-99]
 - (3)ガラス・石・竹の細工、木材の加工の作業に従事するもの [542、561]
 - (4)水晶発振子を製造する作業に従事するもの [583-99]
- 貝細工工、貴金属細工工、きば細工工、甲細工工、真珠加工工、水晶研磨工、角細工工、宝石細工工
- × 金属工芸家 [223-01]、金属彫刻工 [539-99]、彫金工 [539-99]、ガラス細工工 [542-01]、石細工工 [542-09]、木彫工 [561-03]、竹細工工 [561-99]、水晶発振子組立工 [583-99]

569-04 楽器製造工

鍵盤楽器・管楽器・弦楽器・打楽器・和楽器などの製造・調整・修理の作業に従事するものをいう。

電子・電気楽器の製造・調整・修理の作業に従事するものを含む。

なお、ピアノなどの調律の作業に従事するものは、[249-06] に分類する。

- 楽器組立工、ピアノ組立工
- × ピアノ調律師 [249-06]

569-05 がん具製造工

がん具の組み付け・組立・仕上げの作業に従事するものをいう。

人形、児童用乗物を製造する作業に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)部分品・付属品の組立・組み付けを必要としない木製・ゴム製がん具を製造する作業に従事するもの [561-03、564-03]
 - (2)模型を製作する作業に従事するもの [569-10]
- がん具組立工、人形製造工、児童用乗物製造工
- × 人形彫職 [561-03]、ゴムがん具成形工 [564-03]、模型製作工 [569-10]

569-06 運動具製造工

野球・ゴルフ・スキー・テニス用具などの運動具を製造する作業に直接従事するものをいう。

ただし、木製運動具を製造する作業に直接従事するもの [561-99] を除く。

なお、運動具を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するものは、[509-99] に分類する。

- ゴルフクラブ製造工、スキー板製造工、トレーニング器具製造工、野球ミット製造工
- × 運動具製造設備制御・監視員 [509-99]、木製バット製造工 [561-99]、木製ラケット製造工 [561-99]

569-07 筆記用具製造工

ボールペン・鉛筆・毛筆・万年筆などの筆記用具を製造する作業に直接従事するものをいう。

なお、筆記用具を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばらに従事するものは、[509-99]に分類する。

- 鉛筆製造工、ボールペン製造工、万年筆組立工、毛筆製造工
- × 筆記用具製造設備制御・監視員 [509-99]

569-08 漆器工

漆器のき（素）地加工・漆塗り・と（研）ぎ出し・沈金・まき（蒔）絵の作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)漆工芸品の創作に従事するもの [223-01]

(2)き地作りの作業にもつばらに従事するもの [561-03、565-02]

- 漆工、漆器加飾工、漆器工見習、まき絵師
- × 漆工芸家 [223-01]、檜き地工 [561-03]、プラスチックき地工（成形） [565-02]

569-09 ほうき・ブラシ製造工

ほうき・ブラシ・はけを製造するため、材料の選別、洗浄、植毛、刈毛、仕上げの作業に直接従事するものをいう。

たわしを製造する作業に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)ブラシを製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもつばらに従事するもの [509-99]

(2)竹ほうき・毛筆を製造する作業に従事するもの [561-99、569-07]

- ほうき製造工、ブラシ製造工、歯ブラシ製造工、はけ製造工、たわし製造工
- × ブラシ製造設備制御・監視員 [509-99]、竹ほうき製造工 [561-99]、毛筆製造工 [569-07]

569-10 模型・模造品製作工

模型・マネキン人形・かつら・その他の模造品を製作する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)歯科技工士の免許を有し、歯科医療の用に供する補てつ物・充填物・矯正装置を製作する仕事に従事するもの [148-01]

(2)義肢装具士の免許を有し、義手・義足・装具を製作する仕事に従事するもの [159-01]

- かつら製作工、食品模型製作工、ヘアピース製作工、模型製作工
- × 歯科技工士 [148-01]、義肢装具士 [159-01]

569-11 配合飼料製造工

配合飼料を製造するため、原材料の粉碎、ふるい分け・混合・かくはん（攪拌）などの作業に直接従事するものをいう。

なお、配合飼料を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[509-99] に分類する。

- 配合飼料製造工
- × 配合飼料製造設備制御・監視員 [509-99]

569-12 内張工

自動車・鉄道車両・船舶・航空機の座席、いす、ソファ、ベッドのマットレスなどを製作するため、クッション材の詰め、ばねの据え付け、表張材の張りなどの作業に従事するものをいう。

- いす張工、内張詰物工、家具類内張工、航空機内張工、小箱おおい（被）工、自動車内張工、自動車シート組立工、船舶内張工、乗物内張工、旅客車内張工

569-13 表具師

軸物・掛け軸・びょう（屏）風・額などの表装・裏打ちの作業、ふすま（襖）・障子の紙貼りの作業に従事するものをいう。

なお、ふすま・障子などの木製建具を製造する作業に従事するものは、[561-04] に分類する。

- 経師、軸物師、障子貼職、屏風貼職、襖貼職
- × 障子製造工 [561-04]、襖製造工 [561-04]

569-99 他に分類されない製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

作業者が直接従事する、印章・ちょうちん・うちわの製造、製氷、その他 569-01～569-13 に含まれない製品製造・加工処理の作業をいう。

- 印判師、うちわ製造工、喫煙具製造工、獣皮剥工、製氷工、ちょうちん製造工、と畜作業員、ファスナー製造工、マッチ製造工、有機肥料製造工（鶏ふん・魚肥・たい肥・大豆かすなど）、洋がさ製造工

57 機械組立の職業

作業者が直接従事する、一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器、光学機械器具の組立・調整の作業をいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器、光学機械器具の組立工程を監視・調整する仕事は[51 生産設備制御・監視の職業（機械組立）]に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 571 一般機械器具組立工
- 572 電気機械組立工
- 573 電気通信機械器具組立工
- 574 電子応用機械器具組立工
- 575 民生用電子・電気機械器具組立工
- 576 半導体製品製造工
- 577 電球・電子管組立工
- 578 乾電池・蓄電池製造工
- 581 被覆電線製造工
- 582 束線工
- 583 電子機器部品組立工
- 584 自動車組立工
- 585 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）
- 586 計量計測機器組立工
- 587 光学機械器具組立工
- 588 レンズ研磨工・加工工
- 591 時計組立工
- 599 その他の機械組立の職業

571 一般機械器具組立工

原動機、金属加工機械、農業用機械、建設機械、印刷機械、製本機械、半導体・液晶パネル製造装置、業務用冷凍・冷蔵・空調機器、サービス用機械、娯楽機械などの各種の機械器具（電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器、光学機械器具を除く）およびその部品の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

機械を据え付ける作業に従事するものを含む。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 571-01 原動機組立工
- 571-02 金属加工機械組立工
- 571-03 農業用機械組立工
- 571-04 建設機械組立工
- 571-05 印刷・製本機械組立工
- 571-06 半導体・液晶パネル製造装置組立工
- 571-07 業務用冷凍・冷蔵・空調機器組立工
- 571-08 サービス用・娯楽機械組立工
- 571-09 機械部品組立工

571-99 他に分類されない一般機械器具組立工**571-01 原動機組立工**

エンジン・タービンなどの原動機の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、機械部品の組立の作業に直接従事するもの [571-09] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、原動機の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[511-01] に分類する。

- 航空機エンジン組立工、自動車エンジン組立工、船用機関組立工、タービン組立工
- × 原動機組立設備制御・監視員 [511-01]、機械部品組立工 [571-09]

571-02 金属加工機械組立工

旋盤・ボール盤・フライス盤・プレス機械・鍛造機械・圧延機械などの金属加工機械の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、機械部品の組立の作業に直接従事するもの [571-09] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、金属加工機械の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[511-01] に分類する。

- 圧延機械組立工、金属工作機械組立工、旋盤組立工、鍛造機械組立工、フライス盤組立工、プレス機械組立工
- × 金属加工機械組立設備制御・監視員 [511-01]、機械部品組立工 [571-09]

571-03 農業用機械組立工

トラクター・耕うん（耘）機・田植機・コンバインなどの農業用機械の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、機械部品の組立の作業に直接従事するもの [571-09] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、農業用機械の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[511-01] に分類する。

- 耕うん機組立工、コンバイン組立工、田植機組立工、農業用トラクター組立工
- × 農業用機械組立設備制御・監視員 [511-01]、機械部品組立工 [571-09]

571-04 建設機械組立工

ショベルカー・ブルドーザーなどの建設機械の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、機械部品の組立の作業に直接従事するもの [571-09] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、建設機械の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[511-01] に分類する。

- 建設用クレーン組立工、ショベルカー組立工、ブルドーザー組立工
- × 建設機械組立設備制御・監視員 [511-01]、機械部品組立工 [571-09]

571-05 印刷・製本機械組立工

オフセット印刷機などの印刷機械の組立・調整の作業に直接従事するもの、および紙折り機などの製本機械の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、機械部品の組立の作業に直接従事するもの [571-09] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、印刷・製本機械の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[511-01] に分類する。

- オフセット印刷機組立工、スクリーン印刷機組立工、製本機械組立工
- × 印刷機械組立設備制御・監視員 [511-01]、製本機械組立設備制御・監視員 [511-01]、機械部品組立工 [571-09]

571-06 半導体・液晶パネル製造装置組立工

ウェハー切断機などの半導体製造装置の組立・調整の作業に直接従事するもの、および液晶パネル基板貼合機などの液晶パネル製造装置の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、機械部品の組立の作業に直接従事するもの [571-09] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、半導体・液晶パネル製造装置の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[511-01] に分類する。

- ウェハー切断機組立工、液晶パネル基板貼合機組立工、半導体製造装置組立工、半導体洗浄装置組立工
- × 液晶パネル製造装置組立設備制御・監視員 [511-01]、半導体製造装置組立設備制御・監視員 [511-01]、機械部品組立工 [571-09]

571-07 業務用冷凍・冷蔵・空調機器組立工

業務用冷凍・冷蔵・空調機器の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、機械部品の組立の作業に直接従事するもの [571-09] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 自動化された生産設備を運転・操作して、業務用冷凍・冷蔵・空調機器の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [511-01]
- (2) 空調機器にダクトを取り付ける作業にもっぱら従事するもの [533-01]
- (3) 家庭用電気冷蔵庫・エアコンの組立の作業に直接従事するもの [575-01]
- 空気調和装置組立工、製氷機組立工、冷蔵装置組立工、冷凍機組立工
- × 業務用冷凍機組立設備制御・監視員 [511-01]、ダクト工 [533-01]、機械部品組立工 [571-09] 家庭用エアコン組立工 [575-01]、電気冷蔵庫組立工 [575-01]

571-08 サービス用・娯楽機械組立工

自動販売機・ドライクリーニング機などのサービス用機械の組立・調整の作業に直接従事するもの、および遊技機械などの娯楽機械の組立・調整の作業に直接従事するもの

をいう。

ただし、機械部品の組立の作業に直接従事するもの [571-09] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、サービス用・娯楽機械の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [511-01]
- (2)家庭用ゲーム機の組立の作業に直接従事するもの [574-99]
- 自動改札機組立工、自動車洗淨機組立工、自動販売機組立工、ドライクリーニング機組立工、遊技機械組立工
- × 娯楽機械組立設備制御・監視員 [511-01]、サービス用機械組立設備制御・監視員 [511-01]、機械部品組立工 [571-09] 家庭用ゲーム機組立工 [574-99]

571-09 機械部品組立工

軸受・変速機・チェーンなどの機械部品の組立の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下ものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)電気機械器具・輸送用機械器具・計量計測機器・光学機械器具の部品の組立作業に従事するもの [それぞれの作業に対応する分類項目]
- (2)自動化された生産設備を運転・操作して、機械部品の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [511-01]
- (3)治工具を製造する作業に直接従事するもの [536-02]
- 軸受組立工、軸継手組立工、チェーン組立工、バルブ組立工、変速機組立工、ベアリング組立工
- × 機械部品組立設備制御・監視員 [511-01]、治工具製造工 [536-02]、電気機械部品組立工 [572-03]、トランスミッション組立工（自動車用） [584-02]、ブレーキ装置組立工（自動車用） [584-02]

571-99 他に分類されない一般機械器具組立工

エレベーターの据え付け、食品加工機械・繊維機械・木工機械・包装機械の組立、その他 571-01～571-09 に含まれない、一般機械器具の組立の作業に直接従事するものをいう。

- エレベーター据付工、昇降機取付工、食品充填機組立工、繊維機械組立工、包装機械組立工、木工機械組立工

572 電気機械組立工

発電機・電動機などの回転電気機械、配電盤・制御盤・開閉制御機器などの配電・制御装置の組立・調整の作業、および電力回路用コンデンサ・インバーターなどの電気機械部品の組立の作業に直接従事するものをいう。

大分類H 生産工程の職業

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 572-01 発電機・電動機組立工
- 572-02 配電盤・制御盤・開閉制御機器組立工
- 572-03 電気機械部品組立工
- 572-99 他に分類されない電気機械組立工

572-01 発電機・電動機組立工

タービン発電機などの発電機の組立・調整の作業に直接従事するもの、および電気モーターなどの電動機の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、電気機械部品の組立の作業に直接従事するもの [572-03] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、発電機・電動機の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[512-01] に分類する。

- 産業用電動機組立工、電動機巻線工、マイクロモーター組立工、民生用発電機組立工
- × 電動機組立設備制御・監視員 [512-01]、発電機組立設備制御・監視員 [512-01]、電気機械部品組立工 [572-03]

572-02 配電盤・制御盤・開閉制御機器組立工

高圧配電盤・電力制御盤・遮断機などの配電・制御装置の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、電気機械部品の組立の作業に直接従事するもの [572-03] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、配電盤・制御盤・開閉制御機器の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[512-01] に分類する。

- 開閉制御機器組立工、スイッチ組立工、制御盤組立工、電気制御盤組立工、配電盤組立工、ブレーカー組立工
- × 開閉制御機器組立設備制御・監視員 [512-01]、制御盤組立設備制御・監視員 [512-01]、配電盤組立設備制御・監視員 [512-01]、電気機械部品組立工 [572-03]

572-03 電気機械部品組立工

電力回路用コンデンサ・整流器・インバーター（逆変換器）などの電気機械部品の組立の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1) 自動化された生産設備を運転・操作して、電気機械部品の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [512-01]

(2) 電子回路用コンデンサの組立の作業に直接従事するもの [583-01]

- インバーター組立工、整流器組立工、整流子組立工、電力回路用コンデンサ組立工
- × 電気機械部品組立設備制御・監視員 [512-01]、電子回路用コンデンサ組立工 [583-01]

572-99 他に分類されない電気機械組立工

変圧器・変流器・変成器の組立、その他 572-01～572-03 に含まれない、電気機械の組立の作業に直接従事するものをいう。

- トランス巻線工、変圧器組立工、変成器組立工、変流器組立工

573 電気通信機械器具組立工

無線・有線通信機器、テレビ・ラジオ受信機などの電気通信機械器具の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)束線の作業にもっぱら従事するもの [582]
- (2)電気通信機械器具部品の組立の作業に直接従事するもの [583]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 573-01 無線・有線通信機器組立工
- 573-02 テレビ・ラジオ組立工
- 573-99 他に分類されない電気通信機械器具組立工

573-01 無線・有線通信機器組立工

無線・有線の通信機器の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)束線の作業にもっぱら従事するもの [582-01]
- (2)無線・有線通信機器部品の組立の作業に直接従事するもの [583]

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、無線・有線通信機器の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[512-01] に分類する。

- カーナビゲーション組立工、携帯電話組立工、電話機組立工、ファクシミリ組立工、無線通信機器組立工、有線通信機器組立工
- × 無線通信機器組立設備制御・監視員 [512-01]、有線通信機器組立設備制御・監視員 [512-01]、音響機器組立工 [575-01]、束線工 [582-01]、電子回路用コンデンサ組立工 [583-01]

573-02 テレビ・ラジオ組立工

テレビ・ラジオ受信機の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)束線の作業にもっぱら従事するもの [582-01]
- (2)テレビ・ラジオ部品の組立の作業に直接従事するもの [583]

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、テレビ・ラジオの組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[512-01] に分類する。

- テレビ組立工、ラジオ組立工
- × テレビ組立設備制御・監視員 [512-01]、ラジオ組立設備制御・監視員 [512-01]、音響機器

組立工 [575-01]、束線工 [582-01]、プリント基板組立工 [583-02]

573-99 他に分類されない電気通信機械器具組立工

交通信号機・レーダーの組立、その他 573-01 および 573-02 に含まれない、電気通信機械器具の組立の作業に直接従事するものをいう。

○ 交通信号機組立工、レーダー組立工

574 電子応用機械器具組立工

集積回路・X線・レーザーなどを応用した各種の電子機械器具の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)半導体の組立の作業にもっぱら従事するもの [576]
- (2)束線の作業にもっぱら従事するもの [582]
- (3)電子機器部品の組立の作業にもっぱら従事するもの [583]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 574-01 電子計算機組立工
- 574-02 電子複写機組立工
- 574-99 他に分類されない電子応用機械器具組立工

574-01 電子計算機組立工

汎用電子計算機・パーソナルコンピュータなどの組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)半導体の組立の作業にもっぱら従事するもの [576]
- (2)束線の作業にもっぱら従事するもの [582]
- (3)電子機器部品の組立の作業にもっぱら従事するもの [583]

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、電子計算機の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[512-01] に分類する。

- パーソナルコンピュータ組立工、汎用電子計算機組立工
- × 電子計算機組立設備制御・監視員 [512-01]、半導体組立工 [576-02]、束線工 [582-01]、プリント基板組立工 [583-02]

574-02 電子複写機組立工

電子複写機の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

通信・出力機能を搭載した複写機の組立の作業に直接従事するものを含む。

ただし、以下のものを除く。

- (1)半導体の組立の作業にもっぱら従事するもの [576]

(2)束線の作業にもっぱら従事するもの [582]

(3)電子機器部品の組立の作業にもっぱら従事するもの [583]

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、電子複写機の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[512-01] に分類する。

○ コピー機組立工、複合複写機組立工

× 電子複写機組立設備制御・監視員 [512-01]、半導体組立工 [576-02]、束線工 [582-01]、プリント基板組立工 [583-02]

574-99 他に分類されない電子応用機械器具組立工

医療用電子機器・X線応用装置・レーザー応用加工機器の組立、その他 574-01 および 574-02 に含まれない、電子応用機械器具の組立の作業に直接従事するものをいう。

○ 医療用電子機器組立工、X線応用装置組立工、水中聴音装置組立工、超音波画像診断装置組立工、レーザー応用加工機器組立工

575 民生用電子・電気機械器具組立工

エアコン・洗濯機・冷蔵庫・照明器具・音響機器などの民生用電子・電気機械器具（テレビ・ラジオを除く）の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、民生用電子・電気機械器具の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [512]

(2)業務用の冷凍・冷蔵・空調機器の組立の作業に直接従事するもの [571]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

575-01 民生用電子・電気機械器具組立工

575-01 民生用電子・電気機械器具組立工

エアコン・洗濯機・冷蔵庫・照明器具・音響機器などの民生用電子・電気機械器具（テレビ・ラジオを除く）の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を運転・操作して、民生用電子・電気機械器具の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [512-01]

(2)業務用の冷凍・冷蔵・空調機器の組立の作業に直接従事するもの [571-07]

○ 音響機器組立工、カーエアコン組立工、家庭用エアコン組立工、電気照明器具組立工、電気ストーブ組立工、電気洗濯機組立工、電気掃除機組立工、電気冷蔵庫組立工、電熱器具組立工

× 民生用電子機械器具組立設備制御・監視員 [512-01]、電子楽器組立工 [569-04]、業務用空調機器組立工 [571-07]、テレビ組立工 [573-02]、ラジオ組立工 [573-02]、パーソナルコンピュータ組立工 [574-01]

576 半導体製品製造工

半導体材料を物理的・化学的に処理・加工し、個別半導体製品および半導体集積回路を製造する作業に直接従事するものをいう。

ただし、ウェハを製造する作業に直接従事するもの [542] を除く。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 576-01 半導体チップ製造工
- 576-02 半導体組立工
- 576-99 他に分類されない半導体製品製造工

576-01 半導体チップ製造工

ウェハの酸化、感光剤の塗布、回路パターンの焼き付け、電極の形成などの作業に直接従事するものをいう。

ただし、ウェハを製造する作業に直接従事するもの [542-04] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、半導体チップの製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[512-01] に分類する。

- 半導体エッチング工、半導体回路パターン焼付工、半導体電極形成工、半導体レジスト塗布工
- × 半導体チップ製造設備制御・監視員 [512-01]、ウェハ製造工 [542-04]

576-02 半導体組立工

ウェハを個々のチップに切断して各チップを基板に固定した後、基板とチップとの電極を接合し、チップを封止する作業に直接従事するものをいう。

ただし、ウェハを製造する作業に直接従事するもの [542-04] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、半導体の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[512-01] に分類する。

- 半導体エンキャップ工、半導体外装処理工、半導体ダイシング工、半導体封止工、半導体マウント工、ワイヤーボンディング工
- × 半導体組立設備制御・監視員 [512-01]、ウェハ製造工 [542-04]

576-99 他に分類されない半導体製品製造工

印字の作業、その他 576-01 および 576-02 に含まれない、半導体製品を製造する作業に直接従事するものをいう。

- 半導体マーキング工、半導体レーザー印字工

577 電球・電子管組立工

白熱電球、蛍光管、X線管・マグネトロンなどの電子管の組立の作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)口金を成形する作業に直接従事するもの [531]
- (2)ガラス部品を成形・加工する作業に直接従事するもの [542]
- (3)ベークライト製品を成形する作業に直接従事するもの [565]

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、電球・電子管の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[512] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

577-01 電球・電子管組立工

577-01 電球・電子管組立工

白熱電球、蛍光管、X線管・マグネトロンなどの電子管の組立の作業に直接従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)口金を成形する作業に直接従事するもの [531-01]
- (2)ガラス部品を成形・加工する作業に直接従事するもの [542-01]
- (3)ベークライト製品を成形する作業に直接従事するもの [565-02]

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、電球・電子管の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[512-01] に分類する。

- 電球製造工、電球部品組立工、電子管製造工、電子管部品組立工
- × 電球組立設備制御・監視員 [512-01]、電子管組立設備制御・監視員 [512-01]、口金プレス工 [531-01]、ガラス管成形工 [542-01]、ベークライト成形工 [565-02]

578 乾電池・蓄電池製造工

乾電池・蓄電池を製造する作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、乾電池・蓄電池の製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [512]
- (2)太陽電池・燃料電池を製造する作業に直接従事するもの [599]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

578-01 乾電池・蓄電池製造工

578-01 乾電池・蓄電池製造工

乾電池・蓄電池を製造する作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、乾電池・蓄電池の製造工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [512-01]

(2)太陽電池・燃料電池を製造する作業に直接従事するもの [599-99]

- アルカリ乾電池製造工、鉛蓄電池製造工、バッテリー製造工
- × 乾電池製造設備制御・監視員 [512-01]、蓄電池製造設備制御・監視員 [512-01]、太陽電池製造工 [599-99]、燃料電池製造工 [599-99]

581 被覆電線製造工

金属線のより（撚）線作業、ゴム・プラスチック・紙・布・糸などの絶縁体による押出被覆・紙巻き・編組の作業、被鉛・がい（鎧）装の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、被覆電線の製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [512]
- (2)金属材料を引き抜き、金属線を製造する作業にもつぱら従事するもの [539]
- (3)金属線を塗装する作業にもつぱら従事するもの [641]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

581-01 被覆電線製造工

581-01 被覆電線製造工

金属線のより（撚）線作業、ゴム・プラスチック・紙・布・糸などの絶縁体による押出被覆・紙巻き・編組の作業、被鉛・がい（鎧）装の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、被覆電線の製造工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [512-01]
 - (2)金属材料を引き抜き、金属線を製造する作業にもつぱら従事するもの [539-01]
 - (3)金属線を塗装する作業にもつぱら従事するもの [641-02]
- がい（鎧）装工、紙巻線製造工、ゴム線製造工、ビニール線製造工、被覆工、ポリエチレン線製造工、撚線工
 - × 被覆電線製造設備制御・監視員 [512-01]、伸線工 [539-01]、電線塗装工 [641-02]

582 束線工

電気通信機械・電子応用機械・輸送用機械の配線用線材を規定の寸法に裁断し、コネクタ・外装などを取り付けてテープで束ねる作業に従事するものをいう。

なお、電線を製造する作業に直接従事するものは、[581] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

582-01 束線工

582-01 束線工

電気通信機械・電子応用機械・輸送用機械の配線用線材を規定の寸法に裁断し、コネクタ・外装などを取り付けてテープで束ねる作業に従事するものをいう。

なお、電線を製造する作業に直接従事するものは、[581-01]に分類する。

- 電気通信機束線工、電子応用機器束線工、輸送用機器束線工、ワイヤー・ハーネス工
- × 被覆電線製造工 [581-01]

583 電子機器部品組立工

電子回路用コンデンサ・プリント基板・液晶表示部品などの電子機器部品の組立の作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 583-01 電子回路用コンデンサ組立工**
- 583-02 プリント基板組立工**
- 583-03 液晶表示部品組立工**
- 583-99 他に分類されない電子機器部品組立工**

583-01 電子回路用コンデンサ組立工

電子回路用コンデンサの組立の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、電子回路用コンデンサの組立工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するもの [512-01]
- (2)電力回路用コンデンサの組立の作業に直接従事するもの [572-03]

- 電子機器用コンデンサ製造工
- × 電子回路用コンデンサ組立設備制御・監視員 [512-01]、電力回路用コンデンサ組立工 [572-03]

583-02 プリント基板組立工

プリント基板を製造するため、回路を焼き付けた絶縁基板に電子部品を固定し、部品間を配線で接続する作業に直接従事するものをいう。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、プリント基板の組立工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するものは、[512-01]に分類する。

- プリント基板製造工、プリント配線工、プリント配線板製造工
- × プリント基板組立設備制御・監視員 [512-01]

583-03 液晶表示部品組立工

液晶・プラズマを利用した表示部品の組立の作業に直接従事するものをいう。

なお、パーソナルコンピュータ・液晶テレビ・携帯電話・デジタルカメラなどの組立の作業に直接従事するものは、[それぞれの作業に対応する分類項目]に分類する。

大分類H 生産工程の職業

- 液晶表示部品組立工、プラズマ表示部品組立工
- × 携帯電話組立工 [573-01]、液晶テレビ組立工 [573-02]、プラズマテレビ組立工 [573-02]、電子計算機組立工 [574-01]、デジタルカメラ組立工 [587-01]

583-99 他に分類されない電子機器部品組立工

電子機器用の抵抗器・コイル・トランスの組立、その他 583-01～583-03 に含まれない、電子機器部品の組立の作業に直接従事するものをいう。

- 振動子組立工、電子機器用コイル組立工、電子機器用抵抗器組立工、電子機器用トランス組立工、リレー組立工

584 自動車組立工

自動車（特殊自動車・二輪自動車を含む）の部分品（エンジン・電装品・計器を除く）・車体・車台の組立の作業、車体・車台にエンジン・電装品・計器などの据え付け、ぎ（艀）装を行う作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

584-01 自動車組立・ぎ装工

584-02 自動車部品組立工

584-01 自動車組立・ぎ装工

自動車（特殊自動車・二輪自動車を含む）の車体・車台の組立の作業、車体・車台にブレーキ装置・エンジン・電装品・計器などの据え付け、ぎ（艀）装を行う作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)金属プレス・溶接・内張・束線・塗装の作業にもつぱら従事するもの [それぞれの作業に対応する分類項目]
 - (2)自動化された生産設備を運転・操作して、自動車の車体・車台の組立工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [513-01]
 - (3)自動車の部分品の組立作業に直接従事するもの [584-02]
- 自動車ぎ（艀）装組立工、自動車車体組立工、自動車車台組立工、二輪自動車組立工、フォークリフト組立工
 - × 自動車組立設備制御・監視員 [513-01]、プレス成形工 [531-01]、自動溶接機運転工 [537-05]、自動車内張工 [569-12]、ワイヤー・ハーネス工 [582-01]、自動車部品組立工 [584-02]、自動車塗装工 [641-02]

584-02 自動車部品組立工

トランスミッション、ブレーキ装置などの自動車（特殊自動車・二輪自動車を含む）の部分品（エンジン・電装品・計器を除く）の組立の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)タイヤ・自動車用ガラス・自動車用金物などの自動車部品を製造する作業に従事するもの [それぞれの作業に対応する分類項目]
 - (2)エンジン・電装品・計器の組立の作業に従事するもの [それぞれの作業に対応する分類項目]
 - (3)自動化された生産設備を運転・操作して、自動車の部分品の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [513-01]
 - (4)軸受・チェーンなどの機械部品の組立の作業に直接従事するもの[571-09]
- トランスミッション組立工（自動車用）、ブレーキ装置組立工（自動車用）
- × 自動車部分品組立設備制御・監視員 [513-01]、マシニングセンタオペレーター [528-03]、プレス成形工[531-01]、ダイカスト工[539-05]、ガラス成形工[542-01]、タイヤ成形工[564-02]、自動車エンジン組立工 [571-01]、ベアリング組立工 [571-09]、バッテリー製造工 [578-01]、自動車用計器組立工 [586-01]

585 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）

鉄道車両・船舶・航空機などの輸送用機械器具（自動車を除く）の部分品（エンジン・電装品・計器を除く）の組立の作業、エンジン・電装品・計器などの据え付け、ぎ（艀）装の作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 585-01 鉄道車両組立工
- 585-02 船舶ぎ装工
- 585-03 航空機組立工
- 585-04 自転車組立工
- 585-99 他に分類されない輸送用機械器具組立工（自動車を除く）

585-01 鉄道車両組立工

鉄道・軌道の機関車・客貨車（ケーブルカー・ロープウェーを含む）の部分品（電動機・電装品・計器を除く）・台車・車体の組立の作業、台車・車体に電動機・電装品・計器などの据え付け、ぎ（艀）装を行う作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)窓ガラス・吊革などの鉄道車両部品を製造する作業に従事するもの [それぞれの製造作業に対応する分類項目]
 - (2)電動機・電装品・計器の組立の作業に従事するもの [それぞれの作業に対応する分類項目]
 - (3)溶接・内張・塗装・配管・配線の作業にもっぱら従事するもの [それぞれの作業に対応する分類項目]
 - (4)自動化された生産設備を運転・操作して、鉄道車両の部分品の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するもの [514-01]
- 制御装置組立工（鉄道車両）、鉄道車両機械組立工、鉄道車両機器取付工、鉄道車両ぎ装工、

大分類H 生産工程の職業

鉄道車両車体組立工、鉄道車両台車組立工、鉄道車両部分品組立工、連結装置組立工

- × 鉄道車両部分品組立設備制御・監視員 [514-01]、アーク溶接工 [537-01]、旅客車内張工 [569-12]、電動機組立工 [572-01]、配電装置組立工 [572-02]、鉄道車両塗装工 [641-02]、鉄道車両配管工 [716-01]、鉄道車両配線工 [725-01]

585-02 船舶ぎ装工

荷役装置などを取り付ける甲板部のぎ装、舶用機関などを取り付ける機関部のぎ装、操舵装置・通信機・計器類を取り付ける電気部のぎ装、通風装置などを取り付ける居住部のぎ装の作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)溶接・内張・塗装・配管・配線の作業にもつぱら従事するもの [それぞれの作業に対応する分類項目]
 - (2)船舶の鋼板の製作、船殻の組立の作業に従事するもの [532-02]
 - (3)木造船を製造する作業に従事するもの [561-99]
 - (4)クレーンの運転にもつぱら従事するもの [693-01]
- 救命装置ぎ装工、航海計器取付工、船舶機関部ぎ装工、船舶居住部ぎ装工、船舶甲板部ぎ装工、船舶電気部ぎ装工、操舵装置取付工、通風装置取付工、荷役装置取付工
 - × 造船鉄工 [532-02]、アーク溶接工 [537-01]、船大工 [561-99]、船舶内張工 [569-12]、船体塗装工 [641-02]、クレーン運転工 [693-01]、船舶配管工 [716-01]、船舶配線工 [725-01]

585-03 航空機組立工

航空機（ヘリコプター・グライダー・飛行船を含む）の部分品（エンジン・電装品・計器を除く）の組立の作業、エンジン・電装品・計器などの据え付け、総組立、ぎ（艀）装の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)溶接・内張・塗装・配管・配線の作業にもつぱら従事するもの [それぞれの作業に対応する分類項目]
 - (2)窓ガラス・タイヤなどの航空機部品を製造する作業に従事するもの [それぞれの作業に対応する分類項目]
 - (3)エンジン・電装品・計器の組立の作業に従事するもの [それぞれの作業に対応する分類項目]
 - (4)自動化された生産設備を運転・操作して、航空機の部分品の組立工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [514-01]
- 航空機ぎ装工、航空機総組立工、航空機部分品組立工、翼組立工、プロペラ組立工
 - × 航空機部分品組立設備制御・監視員 [514-01]、ガラス成形工 [542-01]、航空機内張工 [569-12]、航空機エンジン組立工 [573-01]、航空機用計器組立工 [586-01]、航空機塗装工 [641-02]、航空機配管工 [716-01]、航空機配線工 [725-01]

585-04 自転車組立工

自転車の部分品の組立の作業、および完成部分品を用いて自転車の総組立の作業に従事するものをいう。

なお、タイヤ・かぎ（鍵）などの自転車部品を製造する作業に従事するものは、[それぞれの作業に対応する分類項目] に分類する。

- 自転車組立工、自転車部分品組立工、自転車フレーム組立工
- × 自転車タイヤ成形工 [564-02]

585-99 他に分類されない輸送用機械器具組立工（自動車を除く）

運搬台車・車いすの組立、その他 585-01～585-04 に含まれない、輸送用機械器具（自動車を除く）の組立の作業に従事するものをいう。

- 運搬台車組立工、車いす組立工

586 計量計測機器組立工

電気計測器・計量器・測定器の部分品の組立、総組立、調整の作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 586-01 電気計測器組立工**
- 586-02 計量器・測定器組立工**

586-01 電気計測器組立工

電流計・電圧計・電力計などの電気計測器の部分品の組立、総組立、調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、電気時計の組立・調整の作業に直接従事するもの [591-01] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、電気計測器の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[515-01] に分類する。

- 自動車用計器組立工、電圧計組立工、電気メータ組立工、電力計組立工、電流計組立工
- × 計量計測機器組立設備制御・監視員 [515-01]、電気時計組立工 [591-01]

586-02 計量器・測定器組立工

体積計・はかり・圧力計・流量計・長さ計・温度計などの計量器・測定器の部分品の組立、総組立、調整の作業に直接従事するものをいう。

ただし、光学利用の計測機器の組立・調整の作業に直接従事するもの [587-99] を除く。

なお、自動化された生産設備を運転・操作して、計量器・測定器の組立工程を監視・調整する仕事にもっぱら従事するものは、[515-01] に分類する。

大分類H 生産工程の職業

- 圧力計組立工、温度計組立工、体温計組立工、体積計組立工、度量衡器組立工、長さ計組立工、はかり組立工、流量計組立工
- × 計量計測機器組立設備制御・監視員 [515-01]、測距機組立工（光学式） [587-99]

587 光学機械器具組立工

カメラ・映写機などの光学機械、双眼鏡・望遠鏡・顕微鏡などの眼鏡（がんきょう）、測距機などの光学利用の計測器の部分品の組立、部品の組み付け、総組立、調整の作業に直接従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

587-01 カメラ組立工

587-99 他に分類されない光学機械器具組立工

587-01 カメラ組立工

カメラ・ビデオカメラ・映写機などの光学機械の部分品の組立、部品の組み付け、総組立、調整の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、カメラの組立工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するもの [515-01]
- (2)レンズの研磨の作業にもつばら従事するもの [588-01]
- 映画撮影機組立工、映写機組立工、カメラ部品組立工、デジタルカメラ組立工、ビデオカメラ組立工
- × カメラ組立設備制御・監視員 [515-01]、レンズ研磨工 [588-01]

587-99 他に分類されない光学機械器具組立工

双眼鏡・望遠鏡・顕微鏡などの眼鏡（がんきょう）の組立、測距機などの光学利用の計測器の組立、その他 587-01 に含まれない、光学機械器具の組立の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、眼鏡（がんきょう）、光学利用の計測器の組立工程を監視・調整する仕事にもつばら従事するもの [515-01]
- (2)レンズの研磨の作業にもつばら従事するもの [588-01]
- (3)メガネの組立の作業に従事するもの [599-99]
- 眼鏡（がんきょう）組立工、顕微鏡組立工、双眼鏡組立工、測距機組立工（光学式）、望遠鏡組立工
- × 光学機械器具組立設備制御・監視員 [515-01]、レンズ研磨工 [588-01]、メガネ枠組立工 [599-99]

588 レンズ研磨工・加工工

レンズ・プリズムの荒ずり・研磨・心取りの作業、および反射防止膜の蒸着などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、レンズの研磨・加工工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [515]
- (2)ガラスレンズ・プラスチックレンズの成形の作業に直接従事するもの [542、565]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

588-01 レンズ研磨工・加工工**588-01 レンズ研磨工・加工工**

レンズ・プリズムの荒ずり・研磨・心取りの作業、および反射防止膜の蒸着などの作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、レンズの研磨・加工工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [515-01]
 - (2)ガラスレンズ・プラスチックレンズの成形の作業に直接従事するもの [542-01、565-02]
- 光学レンズ工、レンズ荒ずり工、レンズ接合工、レンズ研磨工、レンズ表面処理加工工
 × レンズ研磨設備制御・監視員 [515-01]、ガラスプレス成形工 [542-01]、プラスチックレンズ成形工 [565-02]

591 時計組立工

時計、およびメトロノーム・タイムレコーダーなどの時計類似機器の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、時計の組立工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [515]
- (2)液晶表示部品の組立の作業にもつぱら従事するもの [583]
- (3)水晶発振子の組立の作業にもつぱら従事するもの [583]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

591-01 時計組立工

591-01 時計組立工

時計、およびメトロノーム・タイムレコーダーなどの時計類似機器の組立・調整の作業に直接従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を運転・操作して、時計の組立工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するもの [515-01]
- (2)液晶表示部品の組立の作業にもつぱら従事するもの [583-03]
- (3)水晶発振子の組立の作業にもつぱら従事するもの [583-99]
- 機械時計組立工、タイムレコーダー組立工、電気時計組立工、時計組立・調整工、ムーブメント組立工
- × 時計組立設備制御・監視員 [515-01]、液晶表示部品組立工 [583-03]、水晶発振子組立工 [583-99]

599 その他の機械組立の職業

作業者が直接従事する、記録媒体の製造、内燃機関用電装品の組立、メガネの組立、その他 571～591 に含まれない機械組立の作業をいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

599-99 その他の機械組立の職業

599-99 その他の機械組立の職業

作業者が直接従事する、記録媒体の製造、内燃機関用電装品の組立、メガネの組立、その他 571～591 に含まれない機械組立の作業をいう。

- IC カード製造工、記録媒体製造工、磁気ディスク製造工、太陽電池製造工、点火プラグ製造工、内燃機関電装品組立工、燃料電池製造工、光ディスク製造工、メガネ枠組立工

60 機械整備・修理の職業

一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器、光学機械器具の整備・修理の作業をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 601 一般機械器具修理工
- 602 電気機械器具修理工
- 603 自動車整備工
- 604 輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く）
- 605 計量計測機器・光学機械器具修理工

601 一般機械器具修理工

原動機、金属加工機械、産業用機械などの各種の機械器具（電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器、光学機械器具を除く）の修理の作業、生産現場において機械・装置などの各種の生産設備を保全・整備する作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 601-01 原動機修理工
- 601-02 金属加工機械修理工
- 601-03 産業用機械修理工
- 601-04 生産設備保全工
- 601-99 他に分類されない一般機械器具修理工

601-01 原動機修理工

エンジン・タービンなどの原動機の点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

ただし、自動車エンジン・航空機エンジンを修理する作業に従事するもの [603-01、604-03] を除く。

- 船用機関修理工、タービン修理工
- × 自動車エンジン修理工 [603-01]、航空機エンジン修理工 [604-03]

601-02 金属加工機械修理工

旋盤・ボール盤・フライス盤・プレス機械・鍛造機械・圧延機械などの金属加工機械の点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

- 圧延機械修理工、旋盤修理工、鍛造機械修理工、フライス盤修理工、プレス機械修理工、ボール盤修理工

601-03 産業用機械修理工

農業用機械、建設機械、印刷・製本機械、半導体・液晶パネル製造装置などの産業用機械の点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

- 印刷機械修理工、液晶パネル製造装置修理工、建設機械修理工、製本機械修理工、繊維機械修理工、農業用機械修理工、半導体製造装置修理工

601-04 生産設備保全工

工場などの生産現場において、機械・装置などの各種の生産設備の点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

- 機械保全工、工場設備保全員、プラント保全工

601-99 他に分類されない一般機械器具修理工

業務用冷凍・冷蔵・空調機器、サービス用機械、娯楽機械の修理、その他 601-01～601-04 に含まれない、一般機械器具の修理の作業に従事するものをいう。

- エレベーター修理工、業務用空調機器修理工、自動販売機修理工、昇降機修理工、食品充填機修理工、包装機械修理工、木工機械修理工、遊戯機械修理工、冷凍装置修理工

602 電気機械器具修理工

電気機械、電気通信機械器具、電子応用機械器具、民生用電子・電気機械器具などの電気機械器具の修理の作業に従事するものをいう。

他人の求めに応じて、個人家庭または事業所に出向き、電気機械器具の点検・保守・修理の作業に従事するものを含む。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 602-01 電気機械修理工
- 602-02 電気通信機械器具修理工
- 602-03 電子応用機械器具修理工
- 602-04 民生用電子・電気機械器具修理工
- 602-99 他に分類されない電気機械器具修理工

602-01 電気機械修理工

発電機・電動機などの回転電気機械、配電盤・制御盤・開閉制御機器などの配電・制御装置の点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

- 開閉制御機器修理工、制御盤修理工、電動機修理工、配電盤修理工、発電機修理工

602-02 電気通信機械器具修理工

無線・有線通信機器、テレビ・ラジオ受信機などの電気通信機械器具の点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1) パーソナルコンピュータを修理する作業に従事するもの [602-03]

(2) 電気洗濯機・冷蔵庫・エアコンを修理する作業に従事するもの [602-04]

- テレビ修理工、無線通信機器修理工、有線通信機器修理工、ラジオ修理工
- × パーソナルコンピュータ修理工 [602-03]、音響機器修理工 [602-04]、電気エアコン修理工 [602-04]、電気洗濯機修理工 [602-04]、電気冷蔵庫修理工 [602-04]

602-03 電子応用機械器具修理工

電子計算機・電子複写機などの電子応用機械器具の点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

なお、電気洗濯機・冷蔵庫・エアコンを修理する作業に従事するものは、[602-04] に分類する。

- 電子計算機周辺機器保守員、電子計算機保守員、パーソナルコンピュータ修理工、複写機保守員
- × 電気洗濯機修理工 [602-04]、電気冷蔵庫修理工 [602-04]、電気エアコン修理工 [602-04]

602-04 民生用電子・電気機械器具修理工

家庭用エアコン・洗濯機・冷蔵庫・照明器具・音響機器などの民生用電子・電気機械器具（テレビ・ラジオを除く）の点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1) 業務用冷凍・冷蔵・空調機器を修理する作業に従事するもの [601-99]

(2) テレビ・ラジオを修理する作業に従事するもの [602-02]

(3) パーソナルコンピュータを修理する作業に従事するもの [602-03]

- 家庭用電気製品修理工（販売店・サービス店）、電気エアコン修理工、電気洗濯機修理工、電気掃除機修理工、電気冷蔵庫修理工
- × 業務用空調機器修理工 [601-99]、テレビ修理工 [602-02]、ラジオ修理工 [602-02]、パーソナルコンピュータ修理工 [602-03]

602-99 他に分類されない電気機械器具修理工

蓄電池の修理、その他 602-01～602-04 に含まれない、電気機械器具の修理の作業に従事するものをいう。

- 蓄電池修理工

603 自動車整備工

自動車（特殊自動車・自動二輪車を含む）のエンジン、操縦・制動・排気装置、電装品などの点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)車体のへこみ・きずを修理し、修復箇所を塗装する作業に従事するもの [533]
- (2)座席を修理する作業に従事するもの [569]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

603-01 自動車整備工

603-01 自動車整備工

自動車（特殊自動車・自動二輪車を含む）のエンジン、操縦・制動・排気装置、電装品などの点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)車体のへこみ・きずを修理し、修復箇所を塗装する作業に従事するもの [533-03]
- (2)座席を修理する作業に従事するもの [569-12]
- 自動車修理工、自動車エンジン整備工、自動車タイヤ整備工、自動車電装品整備工、自動二輪車整備工、フォークリフト修理工、メカニック（自動車修理）
- × 自動車板金工 [533-03]、内張修理工 [569-12]

604 輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く）

鉄道車両・船舶・航空機・自転車などの輸送用機械器具（自動車を除く）の整備・修理の作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 604-01 鉄道車両修理工
- 604-02 船舶修理工
- 604-03 航空機整備工
- 604-04 自転車修理工
- 604-99 他に分類されない輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く）

604-01 鉄道車両修理工

鉄道・軌道の機関車・客貨車（ケーブルカー・ロープウェイを含む）の台車・車体・電装品などの点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

- 鉄道車両機械修理工、鉄道車両電装品修理工、鉄道車両車体修理工、鉄道車両台車修理工

604-02 船舶修理工

船舶の船体・操舵装置・通信機・計器などの点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)木造船の船体を修理する作業に従事するもの [561-99]

(2)FRP船の船体を修理する作業に従事するもの [565-02]

(3)船用機関を修理する作業に従事するもの [601-01]

○ 船舶修理工

× 木造船修理工 [561-99]、FRP船修理工 [565-02]、船用機関修理工 [601-01]

604-03 航空機整備工

航空機の機体・エンジン・計器などの点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

○ 航空運航整備士、航空機エンジン修理工、航空機修理工、航空整備士

604-04 自転車修理工

自転車の点検、破損・摩耗した部品の交換、パンクなどの修理の作業に従事するものをいう。

○ 自転車修理工

604-99 他に分類されない輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く）

運搬台車・車いすの修理、その他 604-01～604-04 に含まれない、輸送用機械器具（自動車を除く）の整備・修理の作業に従事するものをいう。

○ 運搬台車修理工、車いす修理工

605 計量計測機器・光学機械器具修理工

計量計測機器・光学機械器具・時計の修理の作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

605-01 計量計測機器修理工

605-02 光学機械器具修理工

605-03 時計修理工

605-01 計量計測機器修理工

電気計測器・計量器・測定器の点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

(1)光学利用の計測機器を修理する作業に従事するもの [605-02]

(2)電気時計を修理する作業に従事するもの [605-03]

- 圧力計修理工、電気メータ修理工、流量計修理工
- × 測距機修理工（光学式） [605-02]、電気時計修理工 [605-03]

605-02 光学機械器具修理工

カメラ・映写機などの光学機械、双眼鏡・望遠鏡・顕微鏡などの眼鏡（がんきょう）、測距機などの光学利用の計測器の点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

- カメラ修理工、双眼鏡修理工、測距機修理工（光学式）

605-03 時計修理工

時計、およびメトロノーム・タイムレコーダーなどの時計類似機器の点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の作業に従事するものをいう。

- 電気時計修理工

61 製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）

金属材料の製造、鋳造・鍛造・熱処理・圧延・引き抜きなどによる金属製品の製造、金属材料の加工の工程において、目視により、または測定機器などを用いて、金属材料・金属加工品・金属製品の品質・寸法・外観・数量などを検査する作業、および金属の接合・切断の作業において、接合・切断部分の形状・強度などを検査する作業をいう。

実験室における、金属材料・金属加工品・金属製品の品質・強度などの試験・分析の作業を含む。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 611 金属材料検査工
- 612 金属加工・溶接検査工

611 金属材料検査工

金属材料、および鋳造・鍛造・熱処理・圧延・引き抜きなどによる金属製品の製造工程において、目視により、または測定機器などを用いて、最終生産物（中間生産物を含む）の品質・寸法・外観・数量などを検査する作業に従事するものをいう。

ただし、放射線・超音波などを応用した機器を使用して非破壊検査の作業に従事するもの〔612〕を除く。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

- 611-01 金属材料検査工

611-01 金属材料検査工

金属材料、および鋳造・鍛造・熱処理・圧延・引き抜きなどによる金属製品の製造工程において、目視により、または測定機器などを用いて、最終生産物（中間生産物を含む）の品質・寸法・外観・数量などを検査する作業に従事するものをいう。

ただし、放射線・超音波などを応用した機器を使用して非破壊検査の作業に従事するもの〔612-03〕を除く。

- 圧延検査工、鋳物検査工、金属製錬検査工、金属精錬検査工、金属熱処理検査工、原材料試験検査工（金属）、鉍石試験検査工、伸線検査工、鍛造検査工、中間製品検査工（金属）
- × 非破壊検査工（金属）〔612-03〕

612 金属加工・溶接検査工

金属材料の加工工程において、目視により、または測定機器などを用いて、金属加工品・金属製品の品質・寸法・外観・数量などを検査する作業、および金属の接合・切断の作業に

において、接合・切断部分の形状・強度などを検査する作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 612-01 金属加工検査工
- 612-02 金属溶接検査工
- 612-03 非破壊検査工（金属）

612-01 金属加工検査工

金属材料の加工工程において、目視により、または測定機器などを用いて、金属加工品・金属製品の品質・寸法・外観・数量などを検査する作業に従事するものをいう。

ただし、放射線・超音波などを応用した機器を使用して非破壊検査の作業に従事するもの〔612-03〕を除く。

- 金属研磨検査工、金属製品検査工、金属切削加工検査工、金属彫刻検査工、金属プレス検査工、製缶検査工、鉄骨製作検査工、板金検査工、めっき検査工
- × 非破壊検査工（金属）〔612-03〕

612-02 金属溶接検査工

金属の接合・切断の作業において、目視により、または測定機器などを用いて、接合・切断部分の形状・強度などを検査する作業に従事するものをいう。

ただし、放射線・超音波などを応用した機器を使用して非破壊検査の作業に従事するもの〔612-03〕を除く。

- 金属溶接検査工
- × 非破壊検査工（金属）〔612-03〕

612-03 非破壊検査工（金属）

放射線・超音波・磁気などを応用した機器を用いて、金属の表面・内部のき（亀）裂・気孔などのきず（疵）、ひず（歪）みを検査する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)各種の機械の製造工程において、非破壊検査を行うもの〔それぞれの機械の検査に対応する分類項目〕
- (2)生産設備の保全作業において非破壊検査を行うもの〔601-04〕
- (3)コンクリート製品の非破壊検査を行うもの〔622-99〕
- (4)建築物・土木構造物の非破壊検査を行うもの〔719-99〕
- 非破壊検査工（金属）
- × 生産設備保全工〔601-04〕、非破壊検査工（コンクリート）〔622-99〕、非破壊検査工（一般機械器具）〔631-01〕、非破壊検査工（航空機）〔634-01〕、非破壊検査工（鉄道車両）〔634-01〕、非破壊検査工（建築物）〔719-99〕、非破壊検査工（土木構造物）〔719-99〕

62 製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

化学製品・窯業製品・食料品・飲料・たばこ・紡織製品・衣服・繊維製品・木製製品・パルプ・紙・紙製品・ゴム製品・プラスチック製品などの製造工程、および印刷・製本の工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、製品（半製品・原材料を含む）の品質・寸法・外観・数量・耐性などを検査する作業をいう。

実験室における、製品（半製品・原材料を含む）の品質・耐性などの試験・分析の作業を含む。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 621 化学製品検査工
- 622 窯業製品検査工
- 623 食料品検査工
- 624 飲料・たばこ検査工
- 625 紡織・衣服・繊維製品検査工
- 626 木製製品・パルプ・紙・紙製品検査工
- 627 印刷・製本検査工
- 628 ゴム・プラスチック製品検査工
- 629 その他の製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

621 化学製品検査工

化学薬品・化学繊維・石けん（鹼）・洗剤・加工油脂製品（食用油脂を除く）・医薬品・化粧品などの製造工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・寸法・外観・数量・耐性などを検査する作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

621-01 化学製品検査工

621-01 化学製品検査工

化学薬品・化学繊維・石けん（鹼）・洗剤・加工油脂製品（食用油脂を除く）・医薬品・化粧品などの製造工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・寸法・外観・数量・耐性などを検査する作業に従事するものをいう。

- 医薬品検査工、化学繊維検査工、化学薬品検査工、加工油脂製品検査工、化粧品検査工、石けん検査工、洗剤検査工

622 窯業製品検査工

板ガラス、ガラス製の瓶・食器・管・球、れんが、かわら、陶磁器、ファインセラミックス製品、セメント、コンクリート製品などの製造工程において、目視により、または測定機

大分類H 生産工程の職業

器・検査装置などを用いて、製品の品質・寸法・外観・数量・耐性などを検査する作業に従事するものをいう。

なお、土石製品を検査する作業に従事するものは、[629] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

622-01 ガラス製品検査工

622-99 他に分類されない窯業製品検査工

622-01 ガラス製品検査工

板ガラス、ガラス製の瓶・食器・管・球などの製造工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・寸法・外観・数量・耐性などを検査する作業に従事するものをいう。

ただし、ガラスレンズを検査する作業に従事するもの [635-01] を除く。

- 板ガラス検査工、ガラス管検査工、ガラス球検査工、ガラス食器検査工、ガラス瓶検査工
- × ガラスレンズ検査工 [635-01]

622-99 他に分類されない窯業製品検査工

れんが・かわら・陶磁器・ファインセラミックス製品・セメント・コンクリート製品の検査、その他 622-01 に含まれない、窯業製品の検査の作業に従事するものをいう。

- かわら検査工、コンクリート製品検査工、セメント検査工、陶磁器検査工、ファインセラミックス製品検査工、れんが検査工

623 食料品検査工

精穀・製粉の工程、および調味食品・めん類・パン・菓子・豆腐・こんにやく・ふ・かん詰食品・びん詰食品・レトルト食品・乳・乳製品・食肉加工品・水産物加工品・保存食品・冷凍加工食品・弁当・惣菜類・野菜つけ物などの食料品の製造工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・成分・外観・数量、異物の混入、微生物による汚染などを検査する作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

623-01 食料品検査工

623-01 食料品検査工

精穀・製粉の工程、および調味食品・めん類・パン・菓子・豆腐・こんにやく・ふ・かん詰食品・びん詰食品・レトルト食品・乳・乳製品・食肉加工品・水産物加工品・保存食品・冷凍加工食品・弁当・惣菜類・野菜つけ物などの食料品の製造工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・成分・外観・数量、異物の混入、微生物による汚染などを検査する作業に従事するものをいう。

- 食肉加工品検査工、水産物加工品検査工、精穀検査工、製粉検査工、調味食品検査工、パン検査工、焼菓子検査工

624 飲料・たばこ検査工

茶・酒類・清涼飲料などの製造工程、およびたばこの製造工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・成分・充填量・数量、異物の混入、微生物による汚染などを検査する作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

624-01 飲料・たばこ検査工

624-01 飲料・たばこ検査工

茶・酒類・清涼飲料などの製造工程、およびたばこの製造工程において、目視により、または測定機器などを用いて、製品の品質・成分・充填量・数量、異物の混入、微生物による汚染などを検査する作業に従事するものをいう。

- 酒類検査工、清涼飲料検査工、たばこ検査工、茶検査工

625 繊維・衣服・繊維製品検査工

糸・布・衣服・繊維製品の製造工程において、目視・手触りにより、または測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・寸法・重量・織りむら・色むら、糸切れ、縫い目・編み目のほつれなどを検査する作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

625-01 繊維製品検査工

625-02 衣服・繊維製品検査工

625-01 繊維製品検査工

糸・布の製造工程において、目視・手触りにより、または測定機器などを用いて、製品の品質・寸法・重量・織りむら・色むら、糸切れなどを検査する作業に従事するものをいう。

検査に付随して、不良個所の補修など仕上げの作業に従事するものを含む。

- 糸検査工、糸検査仕上工、織布検査工、織布検査仕上工、検反工（織物製造）、ニット生地検査仕上工、繊維検査工、繊維検査仕上工

625-02 衣服・繊維製品検査工

衣服・繊維製品の製造工程において、目視・手触りにより、または測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・寸法、縫い目・編み目のほつれ、針の混入などを検査する作業に従事するものをいう。

- 衣服検査工、検針工、繊維製品検査工、皮革製衣服検査工

626 木製製品・パルプ・紙・紙製品検査工

木製製品・パルプ・紙・紙製品の製造工程において、目視により、または測定機器などを用いて、製品の品質・寸法・外観・強度などを検査する作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 626-01 木製製品検査工
- 626-02 パルプ・紙・紙製品検査工

626-01 木製製品検査工

板材・角材・木材チップ・合板・木製家具などの製造工程において、目視により、または測定機器などを用いて、製品の品質・寸法・外観・強度などを検査する作業に従事するものをいう。

竹・草・つる（蔓）製品の検査の作業に従事するものを含む。

- き柳製品検査工、草製品検査工、合板検査工、竹製品検査工、つる製品検査工、とう製品検査工、木材検査工、木材チップ検査工、木製家具検査工

626-02 パルプ・紙・紙製品検査工

パルプ・紙・紙製品の製造工程において、目視により、または測定機器などを用いて、製品の品質・寸法・重量・外観・強度などを検査する作業に従事するものをいう。

- 板紙検査工、加工紙検査工、紙検査工、紙製品検査工、紙器検査工、パルプ検査工

627 印刷・製本検査工

印刷の工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、印刷された用紙の汚れ（水垂れ・油落ちなど）を検査する作業に従事するもの、および製本の工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、印刷物の落丁・乱丁・重量・光沢などを検査する作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

- 627-01 印刷・製本検査工

627-01 印刷・製本検査工

印刷の工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、印刷された用紙の汚れ（水垂れ・油落ちなど）を検査する作業に従事するもの、および製本の工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、印刷物の落丁・乱丁・重量・光沢などを検査する作業に従事するものをいう。

- 印刷検査工、製本検査工

× 校正作業員 [563-09]

628 ゴム・プラスチック製品検査工

ゴム・プラスチック製品の製造工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・寸法・外観・数量・耐性などを検査する作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

628-01 ゴム・プラスチック製品検査工

628-01 ゴム・プラスチック製品検査工

ゴム・プラスチック製品の製造工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・寸法・外観・数量・耐性などを検査する作業に従事するものをいう。

○ ゴム製品検査工、タイヤ検査工、プラスチック製品検査工

629 その他の製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

革製品（衣服を除く）・かばん・袋物・貴金属製品・宝石製品・楽器・がん具・運動具・筆記用具・漆器・ほうき・ブラシ・模型・模造品・配合飼料などの製造工程における検査、その他 621～628 に含まれない、製品製造・加工処理の工程における検査の作業をいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

629-99 その他の製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

629-99 その他の製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

革製品（衣服を除く）・かばん・袋物・貴金属製品・宝石製品・楽器・がん具・運動具・筆記用具・漆器・ほうき・ブラシ・模型・模造品・配合飼料などの製造工程における検査、その他 621～628 に含まれない、製品製造・加工処理の工程における検査の作業をいう。

○ 運動具検査工、楽器検査工、かばん検査工、革製品検査工、がん具検査工、貴金属細工検査工、漆器検査工、土石製品検査工、配合飼料検査工、筆記用具検査工、袋物検査工、ブラシ検査工、ほうき検査工、宝石細工検査工、模型検査工、模造品検査工

63 機械検査の職業

一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器、光学機械器具の製造工程において、目視により、または測定機器などを用いて、最終生産物（中間生産物を含む）の外観・動作・機能などを検査する作業をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 631 一般機械器具検査工
- 632 電気機械器具検査工
- 633 自動車検査工
- 634 輸送用機械器具検査工（自動車を除く）
- 635 計量計測機器・光学機械器具検査工

631 一般機械器具検査工

原動機、金属加工機械、農業用機械、建設機械、印刷機械、製本機械、半導体・液晶パネル製造装置、業務用冷凍・冷蔵・空調機器、サービス用機械、娯楽機械などの各種の機械器具（電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器、光学機械器具を除く）の製造工程において、目視により、または測定機器などを用いて、製品の的外観・動作・機能などを検査する作業に従事するものをいう。

部品の検査に従事するものを含む。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

631-01 一般機械器具検査工

631-01 一般機械器具検査工

原動機、金属加工機械、農業用機械、建設機械、印刷機械、製本機械、半導体・液晶パネル製造装置、業務用冷凍・冷蔵・空調機器、サービス用機械、娯楽機械などの各種の機械器具（電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器、光学機械器具を除く）の製造工程において、目視により、または測定機器などを用いて、製品の的外観・動作・機能などを検査する作業に従事するものをいう。

部品の検査に従事するものを含む。

- 印刷機械検査工、液晶パネル製造装置検査工、機械部品検査工、業務用空調機器検査工、業務用冷蔵機器検査工、業務用冷凍機器検査工、金属加工機械検査工、建設機械検査工、原動機検査工、娯楽機械検査工、サービス用機械検査工、製本機械検査工、農業用機械検査工、半導体製造装置検査工

632 電気機械器具検査工

電気機械、電気通信機械器具、電子応用機械器具、民生用電子・電気機械器具、半導体製品、電球、電子管、乾電池、蓄電池などの製造工程において、目視により、または測定機器などを用いて、製品の外観・動作・機能などを検査する作業に従事するものをいう。

部品の検査に従事するものを含む。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

632-01 電気機械器具検査工**632-01 電気機械器具検査工**

電気機械、電気通信機械器具、電子応用機械器具、民生用電子・電気機械器具、半導体製品、電球、電子管、乾電池、蓄電池などの製造工程において、目視により、または測定機器などを用いて、製品の外観・動作・機能などを検査する作業に従事するものをいう。

部品の検査に従事するものを含む。

- 乾電池検査工、蓄電池検査工、電気機械検査工、電気機械部品検査工、電気通信機械器具検査工、電球検査工、電子応用機械器具検査工、電子管検査工、電子機器部品検査工、半導体製品検査工、民生用電気機械器具検査工、民生用電子機械器具検査工

633 自動車検査工

自動車（特殊自動車・二輪自動車を含む）の製造工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、完成車の外観・内装、ブレーキ・エンジン・ランプ類の動作、防水性能、排気ガスなどを検査する作業に従事するものをいう。

以下のものを含む。

(1)完成車を試験運転して検査を行うもの

(2)部分品（エンジン・電装品・計器を除く）の検査に従事するもの

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)タイヤ・自動車用ガラス・自動車用金物などの自動車部品の検査に従事するもの〔それぞれに対応する分類項目〕

(2)エンジン・電装品・計器の検査に従事するもの〔631、632、635〕

(3)試作車を運転して検査を行うもの〔669〕

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

633-01 自動車検査工

633-01 自動車検査工

自動車（特殊自動車・二輪自動車を含む）の製造工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、完成車の外観・内装、ブレーキ・エンジン・ランプ類の動作、防水性能、排気ガスなどを検査する作業に従事するものをいう。

以下のものを含む。

(1)完成車を試験運転して検査を行うもの

(2)部分品（エンジン・電装品・計器を除く）の検査に従事するもの

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)タイヤ・自動車用ガラス・自動車用金物などの自動車部品の検査に従事するもの〔それぞれに対応する分類項目〕

(2)エンジン・電装品・計器の検査に従事するもの〔631-01、632-01、635-01〕

(3)試作車を運転して検査を行うもの〔669-99〕

○ 自動車部分品検査工、トランスミッション検査工（自動車用）

× 金属切削加工検査工〔612-01〕、タイヤ検査工〔628-01〕、エンジン検査工〔631-01〕、バッテリー検査工〔632-01〕、自動車用計器検査工〔635-01〕、テストドライバー〔669-99〕

634 輸送用機械器具検査工（自動車を除く）

鉄道車両・船舶・航空機・自転車などの輸送用機械器具（自動車を除く）の製造工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、製品の外観・動作・機能などを検査する作業に従事するものをいう。

以下のものを含む

(1)完成車などを試験運転して検査を行うもの

(2)部分品（エンジン・電装品・計器を除く）の検査に従事するもの

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)タイヤ・ガラス・金物などの輸送用機械器具の部品の検査に従事するもの〔それぞれに対応する分類項目〕

(2)エンジン・電装品・計器の検査に従事するもの〔631、632、635〕

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

634-01 輸送用機械器具検査工（自動車を除く）

634-01 輸送用機械器具検査工（自動車を除く）

鉄道車両・船舶・航空機・自転車などの輸送用機械器具（自動車を除く）の製造工程において、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、製品の外観・動作・機能などを検査する作業に従事するものをいう。

以下のものを含む

(1)完成車などを試験運転して検査を行うもの

(2)部分品（エンジン・電装品・計器を除く）の検査に従事するもの

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)タイヤ・ガラス・金物などの輸送用機械器具の部品の検査に従事するもの〔それぞれに対応する分類項目〕

(2)エンジン・電装品・計器の検査に従事するもの〔631-01、632-01、635-01〕

○ 航空機検査工、自転車検査工、船舶検査工、鉄道車両検査工

× 鋳物検査工〔611-01〕、金属切削加工検査工〔612-01〕、エンジン検査工〔631-01〕、配電装置検査工〔632-01〕、計器検査工〔635-01〕

635 計量計測機器・光学機械器具検査工

計量計測機器・光学機械器具・時計の製造工程において、目視により、または測定機器などを用いて、製品の外観・寸法・動作・精度などを検査する作業に従事するものをいう。

以下のものを含む。

(1)部分品の検査に従事するもの

(2)レンズの検査に従事するもの

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

635-01 計量計測機器・光学機械器具検査工

635-01 計量計測機器・光学機械器具検査工

計量計測機器・光学機械器具・時計の製造工程において、目視により、または測定機器などを用いて、製品の外観・寸法・動作・精度などを検査する作業に従事するものをいう。

以下のものを含む。

(1)部分品の検査に従事するもの

(2)レンズの検査に従事するもの

○ カメラ検査工、計量計測機器検査工、光学機械検査工、時計検査工、レンズ検査工

64 生産関連・生産類似の職業

塗装、看板の制作、製図、洋服型紙の制作など、生産工程の作業に関連または類似する技能的な作業をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 641 塗装工
- 642 画工、看板制作工
- 643 製図工
- 644 パタンナー
- 649 その他の生産関連・生産類似の職業

641 塗装工

塗料の調合、き（素）地作り（パテ拾い・めどめ・さび落としなど）、水研ぎ、はけ・へら・ローラー・スプレーガンなどを用いた下地塗り・中塗り・上塗りなどの作業に従事するものをいう。

なお、漆器の漆塗り・まき絵の作業に従事するものは、[569] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 641-01 木工塗装工
- 641-02 金属塗装工
- 641-03 建築塗装工
- 641-98 塗装工見習
- 641-99 他に分類されない塗装工

641-01 木工塗装工

木製の家具・建具・楽器・がん具などを塗装する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)木製家具を製造する作業に従事するもの [561-04]
 - (2)木製建具を製造する作業に従事するもの [561-04]
 - (3)木製楽器を製造する作業に従事するもの [569-04]
 - (4)漆塗り・まき絵の作業に従事するもの [569-08]
 - (5)木製がん具を製造する作業に従事するもの [569-05]
- 木製家具塗装工、木製楽器塗装工、木製がん具塗装工、木製建具塗装工
 - × 木製家具製造工[561-04]、木製建具製造工[561-04]、木製楽器製造工[569-04]、漆器工[569-08]、木製がん具製造工 [569-05]

641-02 金属塗装工

電線・鋼板・金属管などを塗装する作業に従事するものをいう。

自動化された生産設備を運転・操作して、金属の塗装工程を監視・調整する仕事にもつぱら従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動車の車体の修復箇所を塗装する作業に従事するもの [533-03]

(2)金属めっきの作業に従事するもの [534-01]

- 自動車塗装工、自動車塗装設備オペレーター、浸漬塗装工、船舶塗装工、鉄道車両塗装工、電線塗装工、トタン板塗装工
- × 自動車板金工 [533-03]、金属めっき工 [534-01]

641-03 建築塗装工

建築物の外壁・屋根・床などを塗装する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)外壁にタイルを張る作業に従事するもの [712-03]

(2)外壁にモルタルを塗る作業に従事するもの [714-01]

(3)室内の床・壁・天井の内装仕上げの作業に従事するもの [717-03]

- 家屋塗装工、住宅塗装工、建物塗装工
- × タイル張工 [712-03]、モルタル塗工 [714-01]、内装仕上工 [717-03]

641-98 塗装工見習

塗装工の見習であるものをいう。

- 金属塗装工（見習）、建築塗装工（見習）、木工塗装工（見習）

641-99 他に分類されない塗装工

プラスチック材料の塗装、その他 641-01～641-98 に含まれない塗装の作業に従事するものをいう。

- プラスチック部品塗装工
- × 製革染色工 [569-01]

642 画工、看板制作工

塗料・絵具類の調合、紙・金属板などに絵・文字を描（書）く作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

642-01 画工

642-02 看板制作工

642-01 画工

広告図案・アニメーションなどを制作するため、絵具の調合、紙・キャンバスに絵・文字を描（書）く作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)絵画の創作に従事するもの [222-01]

(2)漫画・イラストの制作に従事するもの [222-02]

(3)陶磁器に絵・文字を描（書）く作業に従事するもの [542-99]

○ アニメーター、印刷画工、建築透視図制作工、広告図案工、ポスター画工

× 画家 [222-01]、イラストレーター [222-02]、漫画家 [222-02]、陶磁器画工 [542-99]

642-02 看板制作工

看板の図案を制作するため、塗料・絵具類の調合、金属板・合成樹脂板などに絵・文字を描（書）く作業に従事するものをいう。

なお、看板の取り付け・設置の作業に従事するものは、[719-99] に分類する。

○ 看板工、看板図案画工

× 看板取付工 [719-99]

643 製図工

設計技術者などの指示のもとに、コンピュータ上で作動する CAD ソフトウェアを使用して、または製図器を用いて、建築物の施工図面、機械の製作図面、電気・電子回路図面などを作成する作業に従事するものをいう。

製図に付随して、写図の作業に従事するものを含む。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

643-01 建築製図工

643-02 機械製図工

643-03 電気・電子製図工

643-01 建築製図工

設計技術者などの指示のもとに、コンピュータ上で作動する CAD ソフトウェアを使用して、または製図器を用いて、住宅・学校・ビルなどの建築物、道路・河川・港湾などの土木施設の施工・竣工図面を作成する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)建築物の設計に従事するもの [091-01]

(2)土木施設の設計に従事するもの [092-01]

(3)写図の作業にもっぱら従事するもの [649-02]

○ CAD オペレーター（建築製図）、土木製図工

× CAD 設計技術者（建築） [091-01]、建築設計技術者 [091-01]、土木設計技術者 [092-01]、

建築透視図制作工 [642-01]、写図工 [649-02]

643-02 機械製図工

設計技術者などの指示のもとに、コンピュータ上で作動する CAD ソフトウェアを使用して、または製図器を用いて、各種の機械器具（電気・電子機械を除く）の製作・組立図面を作成する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)機械の設計に従事するもの [072、073、074、075]

(2)写図の作業にもっぱら従事するもの [649-02]

○ 機械部品製図工、CAD オペレーター（機械製図）、造船製図工

× 電気通信設計技術者 [072-01]、機械設計技術者 [073-01]、自動車設計技術者 [074-01]、輸送用機器開発技術者（自動車を除く）[075-01]、CAM オペレーター（NC 旋盤）[528-01]、写図工 [649-02]

643-03 電気・電子製図工

設計技術者などの指示のもとに、コンピュータ上で作動する CAD ソフトウェアを使用して、または製図器を用いて、電気機械器具（電子・電気通信機器を含む）の回路・基板図面を作成する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)電気機械器具（電子・電気通信機器を含む）の設計に従事するもの [072-01]

(2)写図の作業にもっぱら従事するもの [649-02]

○ CAD オペレーター（電気・電子製図）、電気配線製図工、半導体製図工

× CAD 設計技術者（電気・電子）[072-01]、電気機器設計技術者 [072-01]、電気通信機器設計技術者 [072-01]、電子機器設計技術者 [072-01]、写図工 [649-02]

644 パタンナー

デザイナーなどの考案した意匠・イメージをもとに製図器を用いて、または人台に当て裁断した布をもとにして、洋服の図面を作成し、型紙を制作する作業に従事するものをいう。

コンピュータ上で作動する CAD ソフトウェアを使用して、型紙の制作・サイズ展開・型入れの作業に従事するものを含む。

なお、洋服の意匠を考案する仕事に従事するものは [224] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

644-01 パタンナー

644-01 パタンナー

デザイナーなどの考案した意匠・イメージをもとに製図器を用いて、または人台に当て裁断した布をもとにして、洋服の図面を作成し、型紙を制作する作業に従事するものをいう。

コンピュータ上で作動する CAD ソフトウェアを使用して、型紙の制作・サイズ展開・型入れの作業に従事するものを含む。

なお、洋服の意匠を考案する仕事に従事するものは [224-06] に分類する。

- アパレル CAD オペレーター、衣服型紙製図工、パターンメーカー
- × 服飾デザイナー [224-06]

649 その他の生産関連・生産類似の職業

写真・映画フィルムのネガ・ポジ・プリント処理、図面の写し、原寸図面の作成、映写機の操作、その他 641～644 に含まれない、生産工程の作業に関連または類似する技能的な作業をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 649-01 写真工
- 649-02 写図工
- 649-03 現図工
- 649-04 映写技師
- 649-99 他に分類されない生産関連・生産類似の職業

649-01 写真工

写真・映画フィルムのネガ・ポジ・プリント処理の作業、デジタルカメラで撮影した写真を紙に出力する作業に従事するものをいう。

なお、写真館などにおいて肖像写真の撮影に従事するものは、[225-01] に分類する。

- 写真現像オペレーター、写真出力工、写真引伸工、写真焼付工、フィルム現像工
- × 写真家 [225-01]

649-02 写図工

コンピュータ上で作動する CAD ソフトウェアを使用して、または、製図器を用いて、建築物の施工図面、機械の製作図面、電気・電子回路図面などを写す作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)製図に付随して、写図の作業に従事するもの [643]
- (2)原寸図面を作成する作業に従事するもの [649-03]

- CAD トレース工、建築写図工、製図トレーサー工
- × 建築製図工 [643-01]、機械製図工 [643-02]、電気製図工 [643-03]、現図工 [649-03]

649-03 現図工

鉄塔・橋りょう（梁）の鉄骨、船舶の鋼板などを製作するため、設計図から原寸図面を作成する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)けがきの作業にもっぱら従事するもの [539-99]

(2)製図の作業に従事するもの [643]

(3)写図の作業にもっぱら従事するもの [649-02]

○ 現図型取工、原図工、航空機現図工、構造物現図工、造船現図工

× けがき工 [539-99]、建築製図工 [643-01]、機械製図工 [643-02]、電気製図工 [643-03]、写図工 [649-02]

649-04 映写技師

映画を上映するため、フィルムの装填、映写機の操作・点検の作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)映画・テレビ用撮影機を使用して動画の撮影に従事するもの [225-02]

(2)映写機の修理の作業にもっぱら従事するもの [605-02]

○ 映写技士、映写技術者、スライド映写係

× 映画カメラマン [225-02]、映写機修理工 [605-02]

649-99 他に分類されない生産関連・生産類似の職業

食肉の等級判定、その他 649-01～649-04 に含まれない、生産工程の作業に関連または類似する技能的な作業をいう。

○ 音響係（舞台）、照明係（舞台・撮影所）

× と畜作業員 [569-99]